

河川に係る環境整備の経済評価の手引き

【別冊】

平成31年3月

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

目 次

第 1 編 概説	1
1-1 本書の内容・位置づけ	2
第 2 編 CVM による評価	3
2-1 基本的な考え方	4
(1) CVM とは	4
(2) CVM を適用した経済評価の実施手順	10
(3) 各課題の見取り図	11
2-2 アンケート調査項目等に関する検討	14
(1) 支払形態	14
(2) 支払方法	17
(3) 支払期間	19
(4) 回答方式	21
(5) 提示額の設定	25
(6) 事業内容の説明	29
2-3 事前調査	34
2-4 アンケート配布方法	36
(1) 標本数	36
(2) 配布回収方法・標本データベース	39
(3) 回収率	52
2-5 便益算定方法	54
(1) WTP の推定方法	54
(2) 範囲設定	61
(3) 事業内容（整備効果）が複数ある場合の範囲設定	68
《参考》アンケート依頼文ひな形	71
《参考》アンケート調査票の構成	72
《参考》アンケート調査票の質問内容例	73
《参考》アンケート調査票の良い例、悪い例	82
《参考》WEB アンケート調査票ひな形	86
《参考》事業説明資料（別紙）例	95
《参考》観光客を対象とした便益算定手法	101
第 3 編 TCM による評価	113
3-1 基本的な考え方	114
3-2 TCM の特徴と制約	116
3-3 TCM の実施手順	117
(1) 既存統計等を利用する場合の手順	117
(2) アンケート調査を実施する場合の手順	126

第4編 代替法による評価	133
4-1 基本的な考え方	134
(1) 代替法の考え方	134
(2) 代替法の種類	135
4-2 代替法の特徴と制約	136
4-3 代替法の実施手順	137
(1) 代替法の種類	137
(2) 各ステップにおける留意点	137
第5編 用語集	140
引用文献	144

第1編 概説

■第1編の構成

1-1 本書の内容・位置づけ

「河川に係る環境整備事業の経済評価の手引き（案）【本編】」と本冊子【別冊】との関係について述べている。

1-1 本書の内容・位置づけ

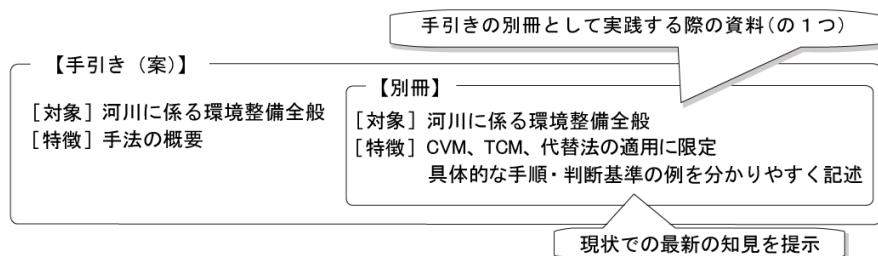
本書（河川に係る環境整備の経済評価の手引き（案）【別冊】）は、河川環境整備事業を評価するための手法である CVM、TCM、代替法を活用し評価を行うための実践的な資料である。

【本編】においては、費用便益分析の大枠について明示をし、手法については概要紹介にとどめたが、本書では、実務者が取り組み易いよう、より具体的な手順・判断基準を示すこととしている。

特に CVM については、平成 20 年 5 月に出された「CVM を適用した河川環境整備事業の経済評価の指針（案）」の内容を踏まえたものになっており、両論併記的な記述は避け、特定の方針を推奨することとしている。また、WEB アンケートの活用を促進し、従来からの基本となっている郵送調査と代替・併用することで、調査の簡素化や調査精度の向上を図るよう推奨している。その他の手法である TCM、代替法については、実施手順の明示にとどまっていることから、今後研究動向や評価事例の蓄積を図り、より実務者が取り組みやすい内容となるよう隨時更新していく必要がある。

また、本書の位置づけとしては、本書よりも高い精度の手順による実施、他の手法の採用等を否定しない。

また、本書が対象としている事業は、河川環境整備事業を基本とするが、基本的な考え方は他事業の参考に資すると考えられる。



第2編 CVMによる評価

■第2編の構成

2-1 基本的な考え方

CVMとはどのような手法であるかを説明している。また、標準的な実施手順と、2-2節以降で示す実施上の課題の位置づけ、内容を示している。

2-2 アンケート調査項目等に関する検討

主にアンケート調査票を作成する際の課題とその対応指針を示している。

2-3 事前調査

主に事前調査の実施目的と、その必要性について示している。

2-4 アンケート配布方法

主にアンケートの配布、アンケート対象者の抽出、すなわち標本抽出の際の留意点等について示している。また、回収率を高めるための工夫について示している。

2-5 便益算定方法

アンケートの結果得られたデータから、便益を算定する際の留意点等を示している。

<参考>アンケート調査票（郵送・WEB）ひな形

2-1 基本的な考え方

(1) CVM とは

1) CVM の概要

CVM とは、財の内容を説明した上で、その価値を増大させるために費用を支払う必要がある場合に個人や世帯が支払ってもよいと考える金額（WTP（Willingness to Pay：支払意思額））、あるいはその財が悪化してしまった場合に悪化しなかった場合の便益を補償してもらうのに必要な補償金額（WTA（Willingness to Accept：受入補償額））を直接的に質問する方法である¹。

CVM では、経済単位を世帯とみなし、世帯をベースとした便益評価を行う場合が多い。このため、具体的な便益計測においては、効果の及ぶ地域（「受益範囲」という）内から、平均 WTP の集計対象とする地域（「集計範囲」という）を設定し、アンケート調査等で計測した集計範囲内の一世帯当たり WTP と、集計範囲内の世帯数（「集計世帯数」という）を把握し、両者の積を求め、それに効果の及ぶ期間（「評価期間」という）を乗じて便益を算定する。

$$\boxed{\text{便益}} = \boxed{\text{計測したWTP}} \times \boxed{\text{集計世帯数}} \times \boxed{\text{評価期間}}$$

図 2. 1 CVM による便益算定の基本的考え方

¹ NOAA ガイドライン（1993）では、WTA よりも WTP を用いることを推奨していることから、以下では WTP を中心に記述を行うこととする。

NOAA ガイドラインとは、「NOAA (National Oceanic and Atmospheric Administration：国家海洋大気管理局（米国商務省の一部局）) パネル」がまとめた、CVM を用いて信頼性のある評価を実現するために考慮すべき項目を網羅した報告。

2) CVM の発展の経緯

CVM の歴史は古く、森杉（1997）によれば、Ciriacy – Wantrup（1947）が最初にそのアイディアを示し、Randall et al.（1974）が手法を提案、Rowe et al.（1980）が最初の適用事例を報告、Small et al.（1981）や Hanemann（1984）などが消費者余剰の定義などに基づいた研究を行った環境経済学の分野で発展し、今日までに多くの研究が蓄積されてきた。

実務面でも、米国内務省が、CERCLA（Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act：スーパーファンド法）のもとで、自然資源破壊の被害を経済評価する手法として適用可能と認めている。

実際に CVM が適用された例としては、1989 年にアメリカのアラスカ沖でエクソン社のタンカー「バルディーズ号」が起こした原油流出事故の例が有名である。アラスカ州政府のもとで、この事故による生態系破壊の損害額が、CVM によって 28 億ドルと推定された。このためエクソン社は巨額の損害賠償を問われ、連邦・州政府との交渉の結果、約 10 億ドルの補償額を支払うことで和解が成立した。

我が国では、1990 年代から主に環境経済分野で検討が始まり、次第に公共事業評価への適用が検討されるようになってきた。1998 年頃から様々な公共事業評価に関するマニュアルが整備される中で、CVM を位置づける事業分野も登場するようになった。

最近では、研究分野のみならず、事業評価の実務の分野でも CVM の適用が見られるようになっている。

3) CVM の特徴

CVM 以外の手法で、河川環境整備事業の評価への活用が考えられる手法としては、代替法、ヘドニック法、TCM などが挙げられる。これらの手法は、いずれも環境の価値を評価するに際して、通常何らかの市場データを用いる。

CVM は、世帯の WTP を直接的に質問する方法であり、計測対象を比較的自由に選ぶことができるというメリットを持つ。また TCM は、基本的には利用価値を計測・評価する方法であるが、CVM は利用価値と非利用価値を併せて計測・評価することができ、便益の総合的な把握に適している。

一方、CVM に対して指摘されている主な制約として、バイアスの発生がある。バイアスの発生とは、何らかの理由によって個人の判断が偏向し、評価対象の真の価値からずれる現象のことを言う。

CVM の実施に当たっては、バイアスを可能な限り小さくするよう配慮することが求められる。

4) CVM のバイアス

現実の市場において個人は、ある財の価格が、その財から得られる便益に対する WTP を下回るか上回るかによって、その財を購入するかしないかを選択する。CVM は、これと同じ過程を、アンケート、インタビューなどによって仮想的に行い、その回答に基づいて CV (Compensating Variation : 補償変分)、EV (Equivalent Variation : 等価変分) を推定する手法である。こうして得られる CV、EV が真の値と異なったものになってしまうことをバイアスの発生と呼ぶ。バイアスについては様々なタイプがある。

CVM ではその各段階でバイアスが生じる可能性が指摘されており、バイアスを小さくすることが CVM の評価結果の信頼性を高める上で重要である。

NOAA ガイドライン (1993) によれば、CVM では対象とする財の価値を過大評価する傾向があり、代替する財の価格に比べ極端に大きな評価額が得られる場合があるとしている。

このような傾向は、なんらかのバイアスが生じたためと考えられ、このバイアスを小さくするための研究が進められる一方で、Diamond and Hausman (1994) のようにこのようなバイアスを CVM の根本的な欠陥と指摘する学者もいる。

CVM のバイアスについては、Mitchell and Carson (1989) 等が詳しく述べているが、それによると主なバイアスの原因には以下の 3 点がある。

- i) 提示された状況の伝達の不正確さによって生じるバイアス
- ii) 設問と回答の意図の相違によって生じるバイアス
- iii) 提示方法による誤った誘導によって生じるバイアス

i) 提示された状況の伝達の不正確さ

CVM によって回答を得たい仮想的な状況が、回答者に適切に伝達されない場合、バイアスが生じる原因となる。

提示された状況の伝達の不正確さに起因するバイアスの代表的な例に「部分－全体バイアス」がある。たとえば「河川空間に植樹するためにいくら支払うか」という設問があった場合、植樹の範囲、密度、木の種類等について様々な解釈が可能となるため、回答者がそれぞれ勝手なイメージに基づいて金額を回答することになりかねない。評価対象財について単体の財として聞かれた場合と、より包括的な財の一部として聞かれた場合で、評価額が変化したり、あるいは逆に評価対象財の数量が変化しても評価額が変わらないという現象を指すいわゆる包含効果もこれに含まれる。

部分－全体バイアスは、かなりの部分がアンケートにおける事業説明資料の記述に起因するものであり、バイアスを回避するために、郵送調査の場合にはアンケート票の精査を、面接調査の場合には調査員の教育等を十分に行う必要がある。

ii) 設問と回答の意図の相違

提示された状況が正確に伝達されても、調査者の意図と回答者の意図との相違によりバイアスが生じる場合がある。この種のバイアスの代表的な例に「戦略的バイアス」「追従バイアス」「慈善バイアス」がある。

戦略的バイアスとは、回答者が意図的に便益を過大または過小に評価するものである。たとえば回答者が、自分の回答する金額がいずれ決定される住民負担額に反映されると予想すれば、意図的に低い金額を回答する可能性が高い。

追従バイアスとは、調査員を喜ばせようとして回答者が高い金額を答えるものであり、面接方式の調査で起こりやすいと言われている。追従バイアスを回避する方法として、回答者自らに金額を記入させ、それを調査員は見ないようにするという、いわゆる「ブラインド方式」を探ることが推奨されている。

慈善バイアスとは、回答者が評価対象の価値ではなく、別の要素を意識して回答するために起こるものである。たとえば「河川の環境を守るためにいくら寄付するか」という質問に対して、河川の環境そのものの価値ではなく、寄付行為を行うことで倫理的満足が得られることを判断基準として高い金額を回答することなどがこれに当たる。また、「いくらの税を負担するか」という質問に対して、租税回避を念頭に低い回答をする場合も、方向性は逆だが一種の慈善バイアスと見なされる。

慈善バイアスは、回答者の心情に起因するものであり完全に除去することは困難であるが、アンケート票には望ましい回答態度を明記し、また面接調査の場合には調査員が回答者に対して質問の意図を十分に伝達するよう努めることである程度は回避しうると考えられる。

iii) 提示方法による誤った誘導

CVMで回答はアンケートやインタビューによって得るが、設問の設定や回答方法によって回答額がある方向に誘導される場合がある。代表的な例に「範囲バイアス」がある。

範囲バイアスとは、たとえば支払カード方式で提示された金額の中から、回答者が両端の値を避けて中央に近い値を選択する傾向があることを指す。具体的には、同じ評価財であっても100～1,000円を提示すれば数百円の回答が多くなり、1,000円～10,000円を提示すれば数千円という回答者が多くなる傾向がこれに当たる。

このバイアスはアンケートの設計技術上、完全に回避することは困難である。このため事前調査において十分な検討を行い、また直近の事業評価時や他の調査事例を参考にできる限り適切な金額設定を行うことが必要である。

表 2. 1 CVM のバイアスの種類と回避の方法

バイアスの種類	回避の方向性
i) 提示された状況の伝達の不正確さ	
理論的誤認のバイアス 評価対象財の内容に関する回答者の認識が誤っている場合に生じるバイアス 象徴的バイアス 部分－全体バイアス 地理的部分－全体バイアス 便益の部分－総合バイアス 政策の部分－包括バイアス 尺度バイアス 供給可能性バイアス	アンケート票の精査 郵送調査、WEB 調査の場合には、説明資料の精査。面接調査の場合には調査員の教育。
状況誤認バイアス 支払媒体バイアス 財産権設定バイアス 供給方法バイアス 予算制約バイアス 評価質問方法バイアス 調査構成バイアス 質問順序バイアス	面接調査の場合には、調査員による確認の励行、郵送調査、WEB 調査の場合には、説明の徹底。
	調査票の精査
	調査票において十分に説明する。

表 2. 1 CVM のバイアスの種類と回避の方法（続き）

バイアスの種類	回避の方向性
ii) 設問と回答の意図の相違	
戦略的バイアス	評価対象財の供給可能性または財の供給のための支払額が回答者自身にとって望ましい方向になるような回答をすることによって生じるバイアス たとえば、自己の負担を少なく、財の供給を増加させるために、過小に回答する「フリーライダー」の問題はこのバイアスである。
追従バイアス	質問者に喜ばれるような回答をすることによって生じるバイアス
調査主体バイアス	調査主体にとって好ましい回答が予想される場合に、回答者が調査主体にとって望ましい方向になるような回答をすることによって生じるバイアス 質問内容から調査主体にとって「はい」の回答が好ましいことが想像される場合「はい」の回答が増加することがある
質問者バイアス	面接調査の場合、質問者が好ましいと考える回答に関して、回答者が質問者にとって望ましい方向になるような回答になるような回答をすることによって生じるバイアス
慈善バイアス	提示された状況に対する効用の変化を補償する金額に加え、環境保全などの倫理的に正しい行為に対する「慈善」としての寄付額を加えて回答することによるバイアス
iii) 提示方法による誤った誘導	
開始点バイアス	ある額の支払意思の有無を尋ねた場合に最初に提示した額の方向に生じるバイアス
範囲バイアス	回答額の範囲を指定した場合に、その範囲の中間方向に生じるバイアス
関係バイアス	評価対象財と他財との関係に関する情報を与えた場合に生じるバイアス
重要性バイアス	質問行為に評価対象財の重要性を暗示する内容が含まれている場合に生じるバイアス
位置バイアス	質問の順序等が評価対象財の価値の序列を暗示する場合に生じるバイアス

(2) CVM を適用した経済評価の実施手順

CVM は通常、以下の①～⑥の作業手順で実施される（図 2.2 参照）。

各作業手順においては、それぞれの課題に配慮する必要がある。

① 計測する便益の明確化

評価しようとする事業の内容を踏まえ、計測対象とする便益の内容を決める。その際には、評価の対象が個別の事業なのか、水系全体なのか、等に配慮する必要がある。

② 事前調査

事前調査は、主に「調査票の分かりやすさの向上」、「WTP の提示額の確認」等を目的として、本調査の前に行う。

既存実績を参考に、調査票の作成や WTP の提示額の設定が可能な場合は、調査効率性の観点から、事前調査を省略することができる。

③ 標本抽出

アンケート調査票を配布する対象者を抽出する。標本（回答者）を抽出する範囲や抽出数の設定、さらに抽出するデータベースを決める必要がある。

④ アンケート票の作成

WTP を尋ねるためのアンケート調査票を作成する。支払方式や設問形式、また設問の順序や仮想質問の説明文をどのようにするかを設計し、できる限りバイアスの発生を抑える必要がある。

⑤ 配布・回収

作成した調査票を、抽出した標本（回答者）に配布し、また、回答結果を回収する。結果の信頼性を高めるためには、回収率を高める必要がある。

⑥ 便益の計測

アンケート調査の結果をもとに WTP を推定し、計測対象事業の便益を計測する。

(3) 各課題の見取り図

CVM 調査の流れにおけるそれぞれの課題の位置づけを図 2.2 に、概要を表 2.2 に示す。

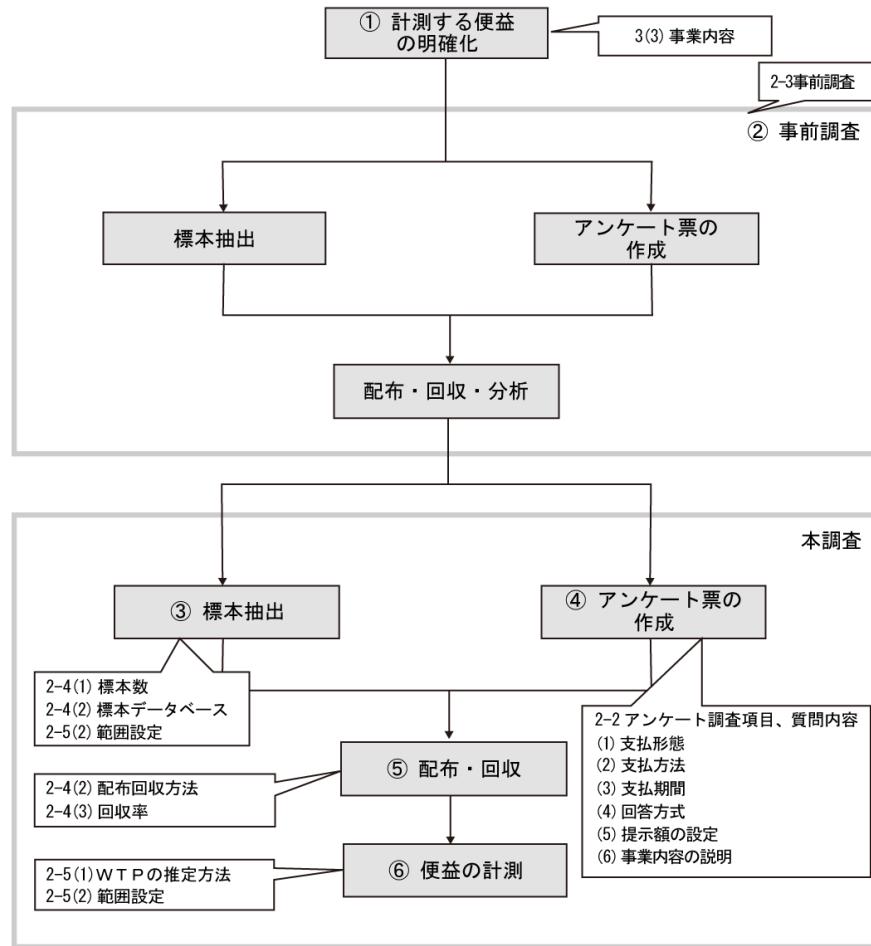


図 2.2 CVM の実施手順と課題の対応

表 2. 2 各課題の概要

大項目	個別課題	課題概要
1.アンケート 調査項目 質問内容	(1)支払形態	<ul style="list-style-type: none"> 現実に支払うことを想定してWTPを回答してもらえるよう、適切な支払形態（追加税、寄付金、負担金等）の設定が必要。
	(2)支払方法	<ul style="list-style-type: none"> 「月払い」、「年払い」で結果が大きく変わることがあるので、統一した設定方法が必要。
	(3)支払期間	<ul style="list-style-type: none"> 支払方法を「毎月・毎年」とした場合、支払期間を示す必要がある。便益計測と整合した適切な支払期間の設定が必要。
	(4)回答方式	<ul style="list-style-type: none"> WTPを尋ねる際の適切な回答方式の設定が必要。
	(5)提示額の設定	<ul style="list-style-type: none"> 既存事例に基づき標準的な提示額をあらかじめ設定することが必要。
	(6)事業内容の説明	<ul style="list-style-type: none"> 一般の方にわかりやすい調査票づくりが必要。
2.アンケート 配布方法等	(1)標本数	<ul style="list-style-type: none"> CVMを実施する際に必要となる標本数を明らかにすることが必要。 一定の標本数を確保するための必要配布数を示すことが必要。
	(2)配布回収方法・ 標本データベース	<ul style="list-style-type: none"> 配布方法、回収方法としては、郵送、訪問、インターネット等があるが、方法別の特徴や留意点を示すことが必要。 標本のデータごとに、特徴や、個人情報保護法の施行も踏まえた適切な世帯情報の収集方法（手続き）を示すことが必要。電話帳データベースやWEBパネル（WEBモニター）のようにデータ自体に偏りがあることが分かっている場合の適切な補正の方法を示すことが必要。
	(3)回収率	<ul style="list-style-type: none"> 調査の信頼性を高めるため、回収率を高める工夫を行うことが必要。
3.便益算定方 法	(1)WTPの推定方 法	<ul style="list-style-type: none"> 平均値と中央値の使い方について統一的運用が必要。 WTPの推定にあたっての賛成率曲線の標準的な推定方法の提示が必要。 抵抗回答の適切な抽出と処理の方法の提示が必要。
	(2)範囲設定	<ul style="list-style-type: none"> 事業の影響（効果）範囲の設定が難しい。対象者の数は、直接便益に影響するため、対外的に説明できるよう範囲設定の基準作りが必要。
	(3)事業内容（整備 効果）が複数あ る場合の範囲設 定	<ul style="list-style-type: none"> 同種の整備が複数箇所で実施される場合や、既存の事業の整備内容が変化した場合、どのように便益を計測すべきか。

CVM を実施しようとする際に最低限確認すべき項目（チェックポイント）を、以下の表に整理した。これを以下、チェックリストと呼ぶ。なお、各チェックポイントについては、理由を十分に説明できるのであれば、必ずしも対応しなくてはならないものではない。

調査の担当者は、本チェックリストを活用して CVM が適切に実施されるように努めるとともに、必要に応じて、事業評価監視委員会等の対外的な説明の場において、CVM の適用の妥当性を説明する際に本チェックリストを活用する。

表 2. 3 チェックリスト

手順	内容	最低限確認すべき事項 (チェックポイント)	check
①CVM 適用可否の検討	CVM 適用可否の検討 (本編 P. 17)	評価手法の選定フローで確認したか。	
②調査方法の設定	調査範囲の設定 (別冊 P. 61)	既存の調査事例や事前調査の結果等とともに便益の集計範囲を予想した上で、その範囲を含むように調査範囲を設定したか。	
	調査方法の設定 (別冊 P. 40、41)	複数調査方法を比較検討した上で、母集団に対する偏りが少ない調査方法（標本 DB、補正方法）を設定したか。	
③調査票の作成	金額を尋ねる方法の設定 (本編 P. 48)	受入補償額ではなく支払意思額を尋ねたか。	
	支払手段の設定 (別冊 P. 15、16)	複数の支払手段を比較検討した上で、回答者にとって分かりやすくバイアスの小さい支払手段を設定したか。	
	回答方式の設定 (別冊 P. 21～24)	回答方式として多段階二項選択方式を用いたか。	
	提示額の設定 (別冊 P. 25～26)	最小提示額のゼロ円をなくしたか。最大提示額については前回調査結果のみではなく、他の既存事例も参考に設定したか。	
	仮想的状況の設定 (本編 P. 12、別冊 P. 30)	事業を実施する場合としない場合（あるいは継続する場合としない場合）の両方の状況を示したか。	
		事業の効果を過大に見せたり、悪化することが考えられる要因を過小に見せたりせずに仮想的状況を設定したか。	
④事前調査の実施	事前調査の実施または既存事例の確認 (別冊 P. 34、35)	事前調査または既存事例の確認を行い、本調査実施前に調査票の分かりやすさ、支払意思額の回答の幅を確認したか。	
⑤本調査の実施	標本数の確保 (別冊 P. 36)	分析に必要な標本数を確保したか。	
⑥便益の推計	支払意思額の確定 (別冊 P. 55～57)	異常回答の排除を行い、過大にならいうに支払思額を推定したか。特に支払意思額の代表値として平均値を用いる場合は、最大支払提示額で据切りを行ったか。	
	集計範囲の設定 (別冊 P. 61)	集計範囲の設定根拠を明らかにし、過大にならないように配慮して便益を推計したか。	

2-2 アンケート調査項目等に関する検討

(1) 支払形態

- ・WTPを質問する際の支払形態については、「負担金」という表現を推奨する。ただし、仮想的な支払形態であるため、質問の趣旨を明記する。

1) 課題

WTPを尋ねる際の支払形態としては、「税金」、「寄付金」、「利用料金」、「負担金」方式等が挙げられる。アンケート調査の回答者が現実に支払うことを想定してWTPを回答できるよう、適切な支払形態の設定が必要である。

2) 既存文献・実査結果等の知見

既存の支払形態としては表2.4に示すものがある。

「税金」方式について、藤本（1996）は、抵抗回答の増大、賛成率曲線の急激な落ち込みといったバイアスの存在を示唆している。岩瀬ら（1998）は「税金捻出」方式と「負担金」方式の対照実験により、「税金捻出」の方が約2.5倍のWTPとなったことを示し、その理由として、「税金捻出」は今年度の直接的な支払いではないため、抵抗感が減少するためと解釈しうることを指摘している。

「寄付金方式」について、肥田野（1999）は、純粋に環境を改善することによる効用だけでなく、温情効果（支払うことによる効用の中に、支払うことの道徳的な満足感が含まれるという効果）が含まれやすく、また、支払いの強制力が低いため、本当に支払うであろう金額との差が大きくなるという戦略バイアスが生じやすいことを指摘している。大洞ら（2003）は、「一律の金額（税金）」と「任意の寄付金」と2種類の支払形態を比較し、「任意の寄付金」の場合、人々が何らかの不公平を感じていることを指摘している。

「代替財」は利用できる市場が限定的である。

「利用料金」方式については、非利用価値の向上に伴う便益を計測できないという課題はあるものの、「負担金」に比べて現実的に想定しやすい支払形態であると考えられる。しかしながら、利用料金方式は、河川環境整備事業の整備内容を考えるとシナリオ設定が困難であり、適用は難しいと考えられる。

「負担金」方式は、バイアスが比較的少ない、税金、寄付金と比べて先入観が小さい、河川環境に関する便益計測で多く用いられている等、の特徴がある。

表 2. 4 支払形態と特徴

支払形態	設問例	特徴
追加税	この計画を実施すると、あなたの世帯の納税額が年間〇円上昇するとします。あなたはこの計画に賛成ですか。	なじみのある支払い形態であり、直感的な理解を得やすい。 税そのものに対する支払抵抗を誘発しやすい。 強制力が強く、それに伴うバイアスが生じる可能性がある。
税金捻出	この事業を実施するために、あなたがすでに納めた税金の中から費用をまかなうという計画があるとします。あなたは年間いくらまでなら支出してもよいと思いますか。	なじみのある支払形態であり、直感的な理解を得やすい。 予算制約の想定が難しく、他の形態に比べて大きな値となりやすい。 強制力が強く、それに伴うバイアスが生じる可能性がある。
寄付金	寄付金を集めて水質浄化を行なう計画があるとします。あなたは、世帯当たりで年間いくら寄付してもよいと思いますか。	なじみのある支払い形態であり、直感的な理解を得やすい。 寄付行為そのものに価値を見いだすというバイアス（温情効果）が発生しやすい。 基金の設立を伴う場合があるが、基金そのものに対する理解が得られにくいうことがある。 強制力が弱く、それに伴うバイアスが生じる可能性がある。
負担金	この事業を実施するために、あなたの世帯は年間いくらまでなら負担してもよいと思いますか。	河川環境に関する便益計測で多く用いられている。 河川整備事業の実施方法としては、なじみのない支払形態なので、理解しやすい表現の工夫が必要である。 税金、寄付金と比べて先入観が小さいと考えられる。
利用料	もしこの河川公園の入園料金が〇〇ならば、あなたは入園しますか。	なじみのある支払形態であり、直感的な理解を得やすい。 利用料金を徴収できるような整備内容でないと採用できない。 非利用価値の向上に伴う便益を計測できない。 利用回数を聞く必要がある。
代替財	水質を浄化できる木炭が販売されているとします。この浄化木炭が 100kg〇〇円で売られているとしたら、あなたはこれを購入しますか。	なじみのある支払い形態であるが、環境の改善のために財を購入するという点の理解が得られにくい恐れがある。 適切な代替財がないと採用できない。 代替財に依存したバイアスが発生しうる。

3) 対応

支払形態として、既存事例では税金や寄付金がしばしば用いられているが、これらには支払形態に依存するバイアスがあると考えられるため、負担金方式を推奨する。

ただし、負担金方式は、事業の実施に当たって実際に採用される方式ではない仮想的な支払形態であるため、質問の趣旨（すなわち仮想的な状況をもとに、事業の効果を貨幣価値として計測することが目的である旨）を質問の際に明記する必要がある。

なお、利用料金方式は現実的な支払形態であるものの、多くの事業（散策路、緩傾斜堤防、親水護岸等の整備）においてはシナリオの設定が難しいため、推奨しないこととする。

(2) 支払方法

- ・WTP を質問する際の支払方法については、「毎月〇〇円（年間あたり〇〇円）」と両方を併記する方法を推奨する。

1) 課題

支払方法としては、「月払い」、「年払い」、「一括払い」がある。

支払方法によって結果が大きく変わる可能性があるので、統一した設定方法が必要である。

2) 既存文献・実査結果等の知見

既存の支払方法としては表2.5に示すものがある。

大洞ら（2003）は、支払方法について「一生涯」、「毎年」、「毎月」と設定を変えた比較実験を行っており、支払方法によって結果が変わる（支払総額で見ると「一生涯」<「毎年」<「毎月」の関係となる）ことを指摘している。

また、既往の評価事例（14事例）を用いて、月払いか年払いかの違いを考慮したメタ分析（年当たりWTPを被説明変数、事業内容、地域特性、支払方法を説明変数とした回帰分析）を行ったところ、月払い方式を用いる場合、年当たりWTPは年払い方式を用いる場合に比べて約3,800円有意に高くなった（表2.6参照）。

「月払い」方式と「年払い」方式を比較した場合、「月払い」が年額換算で高額となることが示されている。その一方、抵抗回答率や回答のしやすさに対する回答者の意見などからは、決定的な優劣を付ける根拠は見いだされていない。また、「一括払い」は、公共事業のように効果が長期にわたる場合のWTPを尋ねる方法としてはなじみにくい。

以上のように、「月払い」と「年払い」で結果に差が出ることを示している事例はあるものの、どちらが適切であるかを明確に示している研究実績はなく、現段階ではどちらか一方を推奨することは困難である。

そのため、どちらか一方を選択するのではなく、両方を示すことによって回答が偏ることを回避するのが有効と考えられる。

表 2. 5 支払方法の種類と特徴

支払方法	特 徵
月払い	<ul style="list-style-type: none"> 回答者が WTP を想定する際に、月給や家賃・光熱費など、月額換算される家計の項目と比較しやすい。 月払いでの得られた WTP を 12 倍すると、年払いでの得られた WTP より大きな値となりやすい。
年払い	<ul style="list-style-type: none"> 回答者が WTP を想定する際に、年収や固定資産税など、年額換算される家計の項目と比較しやすい。 年払いでの得られた WTP を 12 倍した値よりも、得られる WTP は小さな値となりやすい。
一括払い	<ul style="list-style-type: none"> 長期にわたって享受する効用の増加を踏まえて WTP を想定する必要がある。 同様に長期の収入を予算制約として WTP を想定する必要がある。
利用ごと	<ul style="list-style-type: none"> 利用料金を尋ねる場合に用いられる。 利用しないでも感じられる価値を計測する際に用いることは難しい。

表 2. 6 WTP のメタ分析事例

	係数	t 値	P-値
切片	1285	1.35	0.208
公園	1119	1.14	0.281
自然環境・景観向上	1862	1.71	0.119
政令市	3455	3.27	0.008
月額	3819	4.62	0.001

注) 決定係数 (R^2) : 0.875

- t 値 : 説明変数の影響度(有意性ともいう)を示す指標。有意性が高いほど t 値は大きくなる。
 標本数で前後するものの、有意水準を 5%とする場合は t 値が 1.96 以上あれば、その説明変数は有意と判断される。
- P-値 : 統計的検定において「その説明変数の値が 0 である」という仮説の起こりやすさを示す値。
 0.05 未満の場合、その説明変数は有意水準 5% で有意(0 であるという仮説は棄却される)と言える。

3) 対応

WTP を質問する際に提示する支払額については、毎月当たりと毎年当たりの両方の金額を示すこととし、一方を示すことによって懸念される回答の偏りを回避することとする。

(3) 支払期間

- ・WTPを質問する際の支払期間については、「現在の地域にお住まいの間、支払い続ける」とする方法を推奨する。

1) 課題

支払方法を「月払い・年払い」とした場合、何年間支払い続けるのか、という支払期間を示す必要がある。便益計測と整合した適切な支払期間の設定が必要である。

2) 既存文献・実査結果等の知見

既存の支払期間の設定方法としては表2.7に示すものがある。

河川環境整備事業の供用期間は一般的に長期にわたるため、支払期間を供用期間と一致させる場合、50年間支払い続けるという設定となる。しかし、特に余命が短いと考えている人（高齢者等）や永住意向がない人等にとって、この設定は想定困難だと考えられる（「そんなに長期間支払うことはありえない」、「定住意向がないのに納得がいかない」、等）。

また、事業期間に一致させる場合や一括払いの場合、受益の期間と支払う期間が異なるため、理論的には各回答者は、事業によって供用期間中に受ける便益（満足感）に対するWTPを、事業期間中に（あるいは一括で）支払うことを想定しなければならず、回答が難しい。特に一括払いの場合は、1年間の支払可能な額の大きさ（予算制約）が強く影響し、回答が過小になる恐れがある。

一方、費用便益分析においては、以下のように年当たりの便益を供用期間中で加算することにより総便益を求めるため、CVMでは年当たりのWTPを把握すれば、便益計測が可能である。

$$B = \sum_{t=1}^T \frac{WTP \cdot H(t)}{(1+r)^{t-1}}$$

ただし、 B : 総便益、 WTP : 年当たり支払意思額、 T : 評価期間、 $H(t)$: t 年次の世帯数、

r : 社会的割引率

年当たりのWTPを尋ねる方法として、支払期間を「お住まいの間」とすることにより、回答者の予定居住期間にかかわりなく年当たりのWTPを尋ねることができる。この場合、たとえ回答した世帯が供用期間の途中に他地域に転出する可能性があっても、同様の選好を有する世帯が転入し、集計範囲としている地域全体の平均的なWTPは変化しないと考えることにより便益計測が可能である。

表 2. 7 支払期間の種類と特徴

支払期間	特徴
供用期間と一致させる。(例えば 50 年)	<ul style="list-style-type: none"> 受益期間と整合的である。 50 年間支払うという設定は現実的な想定が困難。
事業期間と一致させる。(例えば 3 年)	<ul style="list-style-type: none"> 事業費をまかなうために臨時に増税される、といったシナリオの場合、事業期間と支払期間が同じ、あるいは一括払いという設定は受け入れやすい。 支払期間と受益期間が一致しないため適切な回答が困難。
お住まいの間とする。	<ul style="list-style-type: none"> 余命が短いと考えている人(高齢者等)や永住意向がない人等にとっても、受け入れ可能なシナリオである。 事業の便益(満足感)を受けている間は支払う、というシナリオであるため、受益期間と整合的である。

3) 対応

WTP を質問する際には支払期間を特定せず、「現在の地域にお住まいの間、支払い続ける」というシナリオを提示し、便益を享受する間の年当たり WTP を把握する。

なお、例えば高齢者等で短期間に高額な WTP を表明する可能性もあることから、標本抽出に当たっては回答者に偏りがないよう配慮する。

(4) 回答方式

- ・WTP を質問する際の回答方式としては、多段階二項選択方式とし、選択肢には「どちらとも言えない」といった第3の選択肢は設けないことを推奨する。

1) 課題

既存の回答方式としては、「オープンエンド」、「支払カード」、「二段階二項選択」、「多段階二項選択²」等がある。WTP を尋ねる際の適切な回答方式の設定が必要である。

2) 既存文献・実査結果等の知見

既存の回答方式としては表2.8に示すものがある。

「支払カード方式」、「付け値ゲーム方式」、「オープンエンド方式」については、既存の検討により、回答の困難さやバイアス等の課題が指摘されている。

大谷ら（2000）は、「二段階二項選択方式」は戦略的バイアスを回避できるなど有効な方法として知られているが、どの提示額に対してもある程度賛成回答が発生することによるバイアスの問題（「Thick Tail問題³」）があること、一票あたりで得られる情報が少なく、必要な標本数が多くなること等の課題を指摘している。

その一方、「多段階二項選択方式」については、「二段階二項選択方式」より情報が多く得られること、支払提示額と賛成率との不整合⁴の可能性が低いこと、必要な標本数が少なくてすむことなどの利点があり、懸念される範囲バイアス（提示額の上限と下限を明示することに伴うバイアス）の可能性については、提示額の範囲の設定を変えても賛成率の分布及び平均WTPの値は大きく変わらないという結果が得られる事例もあり、範囲バイアスが必ず発生するわけではない、と指摘している。

また、「二段階二項選択方式」と「多段階二項選択方式」について、「多段階二項選択方式」の方がWTPが低く「安全側」の評価につながる、範囲バイアスがあまり大きくなり、必要な標本数が相対的に少なくてすむ、といった点から、「多段階二項選択方式」が有効であることを示唆している。

また、「二段階二項選択方式」は複数種類の調査票が必要となるのに対し、多段階二項選択方式は、調査票が1種類ですむという利点もある。

²ここでは「二段階二項選択」との差異が明確となるよう「多段階二項選択」と呼んでいる。

³高い提示額に賛成する一部の回答者のために平均WTPが高く算出されること。

⁴支払提示額が上がれば、本来、賛成率が下がるはずであるにもかかわらず、賛成率が上がってしまう、といったケースが挙げられる。

表 2.8 回答方式の種類と特徴

回答方式	概要	特徴
オープンエンド	自由回答記入欄に数値を記入する。	<ul style="list-style-type: none"> 数値として直接 WTP を把握できる。 開始点バイアスと範囲バイアスが発生しない。 (値付けという行為は) 日常的な意思決定行動にないため、回答が難しく、無回答が多くなる傾向がある。 代表値（平均値等）の算出の際、異常に大きい額や小さい額（異常回答）の影響を受けやすい。 回答が切りのよい額に集中しがち。
クローズエンド		<ul style="list-style-type: none"> 回答しやすく無回答が少ない。 付け値関数の推定を行う場合、異常値回答の影響を受けにくい。
支払カード	数値の選択肢から選択する。	<ul style="list-style-type: none"> (値付けという行為は) 日常的な意思決定行動にないため、回答が難しく、いい加減な回答になる可能性がある。 回答が切りのよい額に集中しがち。 選択肢の設定方法に伴うバイアスが発生する。
二項選択	計画を実施し、支払いを要する代替案に対する賛否を選択する。	<ul style="list-style-type: none"> (ある金額を認めるかどうかという行為は) 日常的な購買行動に近く、回答しやすい。 提示額の設定方法に伴うバイアスが発生する。
二段階二項選択	1回目の二項選択の賛否を踏まえ、再度二項選択を質問する。	<p>(二項選択方式の特徴に加えて)</p> <ul style="list-style-type: none"> 確保されるデータ数が2倍になる。 支払提示額と賛成率との間に不整合が生じる可能性がある。 多段階二項選択に比べて、高い提示額での賛成率が高い傾向がある。 複数種類の調査票を用意する必要がある。
多段階二項選択	支払提示額を段階的に変化させた二項選択を3回以上質問する。	<p>(二項選択方式の特徴を加えて)</p> <ul style="list-style-type: none"> 確保されるデータ数が多くなる。 支払提示額と賛成率との間に不整合が生じる可能性が低い。 二段階二項選択に比べて、高い提示額での賛成率が低い傾向がある。 調査票が1種類でよい。
付け値ゲーム	市場のセリのようにして金額を決定する。	<ul style="list-style-type: none"> (ある金額を認めるかどうかという行為は) 日常的な購買行動に近く、回答しやすい。 最初の提示額や提示額の上げ幅の設定方法に伴うバイアスが発生する。 郵送方式での実施が難しく、回答に時間がかかる。

(例) 回答方式

● オープンエンド方式

あなたの世帯では毎年いくらの負担金であれば支払いに応じていただけますか。金額をお答えください。

年間 円

● 支払カード方式

あなたの世帯では毎年いくらの負担金であれば支払いに応じていただけますか。下記から1つ選び○をつけて下さい。もし50,000円より高い額を回答される場合は、かつこの中に具体的に金額をお書きください。

0円	200円	500円	1,000円	2,000円
3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円
8,000円	9,000円	10,000円	12,000円	15,000円
20,000円	25,000円	30,000円	50,000円	() 円

(ここでは自由回答方式との併用の例を示している。)

● 二項選択方式

実際には、このような事業は税金によって実施されていますが、ここでは事業の効果を金額に置き換えて評価するために、仮に事業が税金ではなく、各世帯から負担金を集めて行われるような仕組みがあったとしたら、という状況を想像してください。(これはあくまでも事業の効果を評価するためのこのアンケート上での仮定であり、実際にこのような仕組みが考えられているわけではありません。)

もし、毎年の負担金が1,000円の場合、あなたの世帯はこの事業の実施に賛成ですか。
下記から1つ選び○を付けてください。なお、負担金にはこの地域にお住まいの間、毎年負担していただくことになり、この分だけあなたの世帯で使うことのできるお金が減ることを、十分念頭においてお答えください。また、負担金はこの事業の実施と維持管理のためにのみ使われ、他の目的には一切使われないこととします。

1) 賛成

2) 反対

参考) 仮想的市場評価法(CVM)適用の指針(国土交通省大臣官房技術調査課)

二項選択方式の選択肢の設定方法については、NOAA ガイドライン（1993）において「A の案に賛成」「B の案に賛成」以外の表明ができるような選択肢を設けることが推奨されている。

表 2. 9 NOAA ガイドライン（1993）における記述

主要な評価（住民投票）設問に対しては、「イエス」「ノー」選択肢だけでなく、「回答なし」との選択肢も可能であることを明示しておくこと。また「回答なし」の選択肢を選んだ回答者には指示的にならないような形で、これを選んだ理由を聞いておくこと。回答は回答の種類が分かるように細かくコード化すること。例えば、

- (a) 単に「イエス」とも「ノー」とも投票したくない。
- (b) もっと時間をかけ情報を与えないと決められない。
- (c) この方法より別の方法がよいと思う。
- (d) この調査には飽きたので、もう早く終わりにしたい。

「A の案に賛成」、「B の案に賛成」の以外の表明となる選択肢としては、「A 案と B 案の魅力が同程度（いわゆる「甲乙付けがたい」）」や、「与えられた情報では判断できない（いわゆる「分からぬ」）」などが考えられる。

しかし、各提示額ごとにこれらの複数の選択肢を用意すると、調査票が煩雑になることが懸念される。

また、「どちらとも言えない」に「甲乙付けがたい」という意味が含まれる場合、厳密には二項選択ではなく多項（三項）選択となるため、WTP の推定において、二項選択を前提としたモデル分析（ロジットモデル）の適用が難しいという課題がある。そのため、分析の際は、各枝間において「どちらともいえない」に回答したデータは除いて二項選択のデータとして計算を行うといった処理が必要となる。この場合、「どちらとも言えない」の回答が多いと、無効回答が多くなることが懸念される。

そのため、分析の観点からは、「どちらとも言えない」といった選択肢は設けず、できる限り二項選択の回答をしてもらうことが望ましいと考えられる。

3) 対応

WTP を尋ねる際の回答方式としては、「多段階二項選択方式」を推奨する。

選択肢は、「A の案に賛成」、「B の案に賛成」という二項選択方式を探ることとし、「どちらとも言えない」といった選択肢は設けないことを推奨する。

(5) 提示額の設定

- ・多段階二項選択方式で WTP を質問する際、最大提示額については賛成率が概ね 0%となるように設定する必要があり、既往事例で賛成率が 5%となる額の 2 倍程度の値をめやすとする。
- ・最小提示額は 0 円とはせず、最大提示額に比べて十分に小さい額（最大提示額の 100 分の 1 程度、または 50 円、100 円といった小額）とする。
- ・最小、最大提示額は、事前調査結果や前回評価時の調査結果を参考に設定する。
- ・提示額の段階数は、多段階二項選択方式の場合、7~8 段階程度が標準的である。
- ・提示額は年当たりの額と月当たりの額の両方を提示することを推奨する（再掲）。

1) 課題

CVM では、通常、WTP の提示額を設定するための事前調査の実施が推奨されている。しかし、CVM 調査ごとに事前調査を行うことは調査費増大につながるため、既存事例に基づき標準的な提示額をあらかじめ設定することにより、事前調査を省略できるようにすることが求められる。

多段階二項選択方式において標準的な提示額を設定するためには、「最大の提示額」と「最小の提示額」、「提示額の段階数」を定める必要がある。

2) 既存文献・実査結果等の知見

i) 最大提示額

最大提示額における賛成率は、前述の「Thick Tail 問題」を回避するため、0%となるよう設定することが求められる。しかしながら、あまりにも高い提示額を設定することについては、以下のような課題がある。

- ・回答者が高い提示額に誘導されて WTP を回答してしまうなど、回答者が混乱する恐れがある。
- ・WTP を推定する場合、あまりにも高い提示額に対する一部の支払賛成回答があると、平均 WTP に影響を与えることとなる。

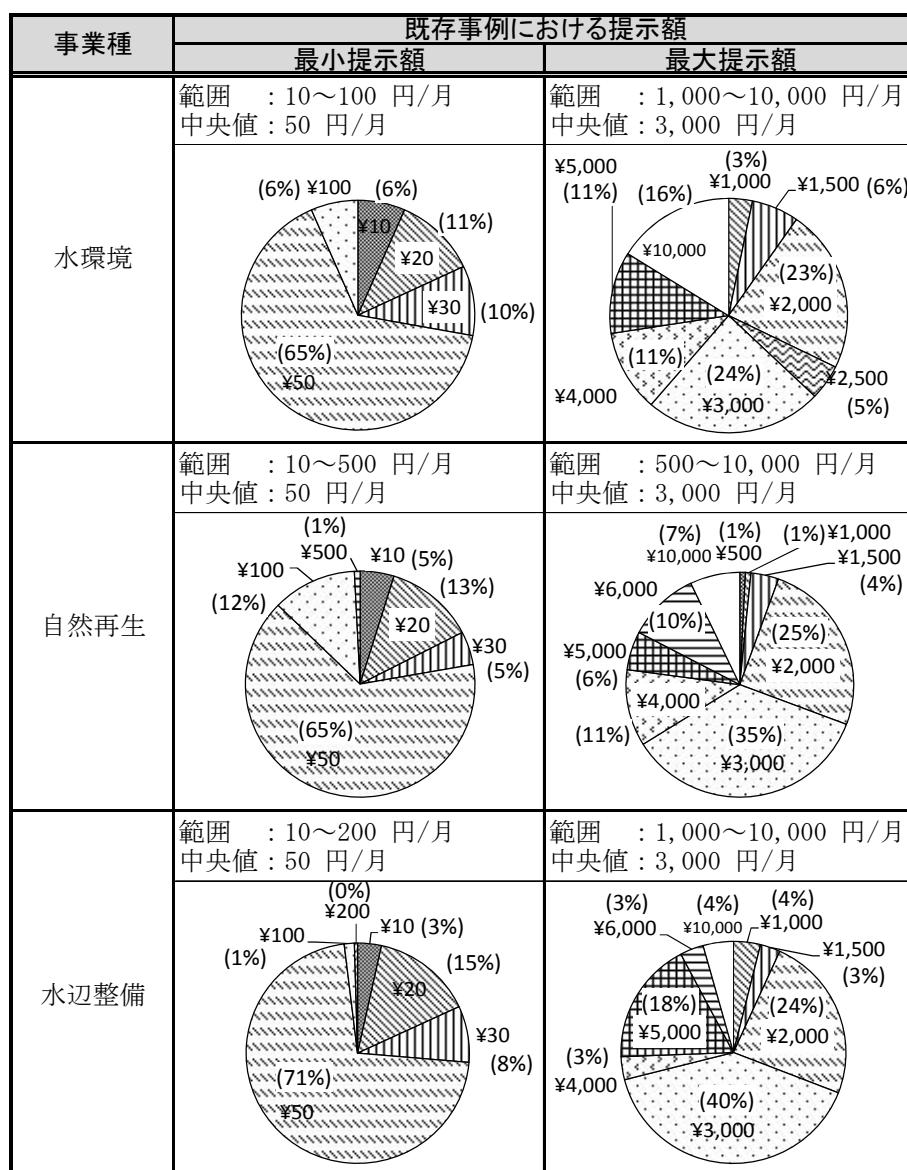
そこで、最大提示額における賛成率が概ね 0%となるように適切な額を設定するためには、既往事例で賛成率が 5%となる額の 2 倍程度の値がめやすになるものと考えた。このめやすとなる値について、既存調査事例のデータを分析して推定すると、表 2. 10 の通りとなる。

なお、提示額はきりの良い数字で示す方が分かりやすいため、調査票における最大提示額は、月額ベースで有効数字が上一桁となるような値に丸めて設定する。

ii) 最小提示額

最小提示額を0円とすると、例えばA案は「0円支払って事業を行う」、B案は「支払いがなく事業が実施されない」という設定となり、理解しがたい設定となるため、最小提示額を0円とはしないこととし、最大提示額に比べて十分小さい額（最大提示額の100分の1程度）とする。

表 2. 10 既存事例に基づく最小・最大提示額
(H22～H27 : 409 事業評価結果)



注:ここで示す最大提示額はあくまで目安であり、実際に設定する際は事前調査もしくは前回検討結果より確認し、設定する必要がある。

iii) 提示額の段階数

寺脇（2001）は、二項選択方式における必要提示額数の検討を行っており、一定精度を達成するために必要となる提示額数は、統計学的には、回答方式、算出する WTP が平均値か中央値か、推定方法がパラメトリックかノンパラメトリックか、標本数等によって影響を受ける。そこでは、二段階二項選択方式で、ノンパラメトリック推定を行う場合、初期提示額数は平均値算出の場合 4 枝、中央値算出の場合は 2 枝と示している。

多段階二項選択方式の場合には、より多くの金額を提示することができ、平均的には 7~8 段階程度が標準的と考えられる。

最大提示額から順に等間隔（対数分布で）となるようにし、例えば、最大提示金額が 2000 円の場合、1000 円、500 円、200 円、100 円、50 円、20 円として推奨する提示額数分を設定する方法が考えられる。

iv) 最大提示額を超える回答への対応

既存事例では、最大提示額に対して支払う意向を示した回答者に、さらに自由回答方式で WTP を尋ねる質問（「では、いくらまでなら支払ってもよいですか」）を追加している事例が見られる。

このような質問は事前調査の段階で WTP の範囲が不明である場合は有効と思われるが、すでに概ねの WTP の範囲を把握している本調査において、こうした高額回答への対応は必要ないと考えられるため、このような質問は行わないこととする。

3) 対応

多段階二項選択方式によって WTP を質問する際の提示額は、表 2.1.1 に示す例を参考に事前調査を実施することが可能であり、その結果を踏まえて、前述した内容により提示額を修正し、本調査を実施する必要がある。

また、評価対象事業が他の事業とは異なる特徴を有するなど、過去の事例が必ずしも参考とならない場合についても、事前調査を行うことにより WTP の範囲を把握することが望ましい。

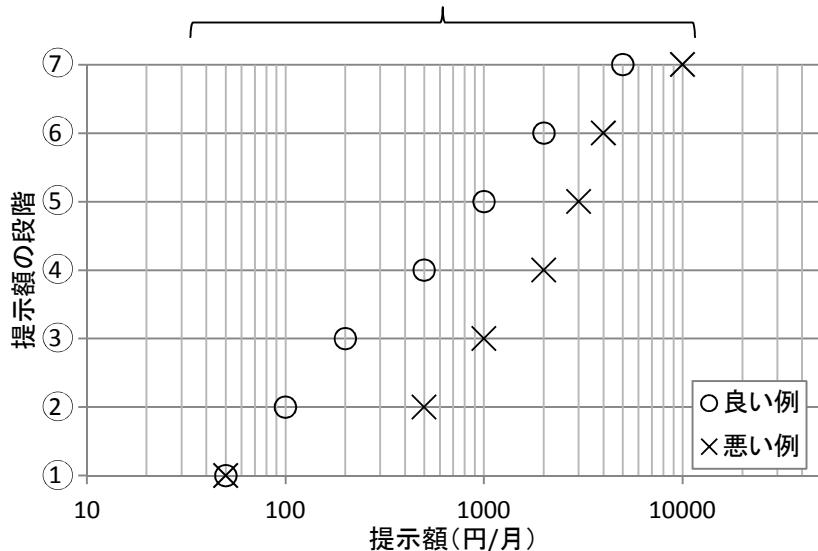
なお、前回事業評価結果から、人口の急激な増加・減少等の事業を巡る社会経済情勢の変化が無い場合は、前回結果を事前調査の代替として用いても良い。

表 2.11 提示額の指針イメージ

(最小提示額)	<良い例>		<悪い例>		が数なW 粗百推T い円定P 。の値の とで一 こあ般 るる的
	① 50円/月	② 100円/月	③ 200円/月	④ 500円/月	
	⑤ 1,000円/月	500円/月	1,000円/月	2,000円/月	
	⑥ 2,000円/月	1,000円/月	3,000円/月	4,000円/月	
(最大提示額)	⑦ 5,000円/月	2,000円/月	4,000円/月	10,000円/月	

最大提示額がWTPに影響を与える。←

対数分布上でおよそ等間隔(良い例)となるよう配慮



[解説]

提示額は、平均的には 7~8 段階程度が標準的と考えられる。
なお、提示額の設定に当たっては、後述する WTP の推定時に支障がないよう、最大提示額から順に対数分布上でおよそ等間隔となるよう配慮する。また、最小提示額は 0 円とはしない。

(6) 事業内容の説明

- 回答者に事業内容を明確に、かつわかりやすく伝え、的確な調査を行うために、本手引きに記載の調査票質問例や良い例悪い例の対比を参照して調査票や事業説明資料を作成することを推奨する。

1) 課題

CVM を適切に実施するためには、回答者に事業内容をわかりやすく伝え、的確に WTP を把握することが重要である。そのためには、調査票の設計が非常に重要であり、事業内容に応じて、どのような調査票を作成するかを示すことが求められる。

2) 既存文献・実査結果等の知見

事業実施有無の状況説明、事業費の提示、事業内容・効果の記述等、調査票作成にあたっての留意点等は表 2. 1 2 の通り整理される。

その他、個々の事例で独自の工夫も見られる。後に示す調査票の実例を参考とする。

3) 対応

本書に示すひな形を参考に調査票を作成する。

また、調査票作成に当たっては、以下の点に留意する。

表 2. 12 調査票作成にあたっての留意点等

内容	項目	留意点等
事業内容の説明	事業実施有無の状況説明	<ul style="list-style-type: none"> ・事業が実施された場合の状況のみならず、実施されない場合の状況(現状)も示す。 ・各整備効果と実施されない場合の状況(現状)を対応させ、対で示す。 ・合成写真等を活用し、事業が実施された場合の状況をできるだけわかりやすく示す。 ・事業実施の有無別の写真的季節が異なるなど、事業内容以外の要素が違つて見えることのないようにする。 ・イラストを用いる場合は、事業が実施された場合の状況を過度に美化することのないよう注意する。 ・整備内容や期待される効果については、写真的上下、あるいは吹き出しの形で説明文を加えることが望ましい。
	事業費の提示	<ul style="list-style-type: none"> ・回答額を誘導する恐れがあるため、提示しないほうがよい。
	事業内容・効果の記述	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に期待される効果はもれなく記述する。 ・事業の効果が明確に分かるように記述する。 ・効果についてはできるだけ定量的な表現を記載する。 なお、被験者にとって数値のみでは理解し難い場合があるため、数値が示す度合いを視覚(例:写真)や嗅覚(例:くささの度合いを言葉で表現)などを用いて提示する。 ・生物の多様性など数値化が困難な場合は、保護エリアの面積等の代替指標を用いることも検討する。 ・負の影響が想定される場合、それについても記述する。 ・事業内容の説明が長くなることは極力避け、一目で理解できるような工夫をする。 ・評価対象事業によって実現しない効果、例えば洪水による被害の軽減など、治水事業など他の事業によって発現する効果は記載しない。
	事業内容説明資料全般について	<ul style="list-style-type: none"> ・説明資料はできるだけ別紙資料として調査票に同封し、適宜、参照を促すようにする。 ・説明資料については、ボリュームが多くなりすぎない範囲で、多くの情報を記載する。(余白は少なくて良い) ・文章はできるだけ少なくし、表、グラフにより説明する。
調査票設計*	抽出方法の記述	<ul style="list-style-type: none"> ・受け取った人に不信感を持たれないよう、お願ひ文のところに回答者の抽出方法を明記する。
	回答者の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の所得を把握している人(主な収入を得られている方、またはそれに準じる方(主にその配偶者))に回答をしてもらうようにする。
	質問の順番	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票の導入部からWTPのような難しい質問をすると回答意欲が減衰すると考えられるため、最初は「事実」を聞く簡単な質問(事業箇所の訪問頻度等)、徐々に印象や賛否等の「意見」を質問した上で、WTPの質問をするのが望ましい。 ・ただし冒頭から年齢や職業等を聞くと、尋問しているような印象、また何を開きたい調査なのかという不信感等を与える恐れがあるので、それらの質問は調査票の後ろに回す方がよい。 ・氏名や詳細な住所、年収は聞かない方がよい。
	WTPの質問	<ul style="list-style-type: none"> ・現実感を持って答えてもらえるよう「支払った分だけ他に使うことのできるお金が減る」ことを認識してもらうようにする。 ・実際に負担金を徴収されるのか等の誤解を与えないよう、<u>仮想的な状況設定である</u>ことを明記する。 ・無効回答、抵抗回答の確認については、事業特性等を十分に勘案した上で、選択肢を設定する。
	調査票全般について	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票については、質問数を少なくしページ数を減らすことで、回答者の負担を軽減する。(回収率、有効回答率の増加につながる) ・多段階二項選択方式において、全ての支払意思額に対して回答する設計とする。(7~8回程度の負担金について考える機会を提供することで、正しい理解のもとで回答することができるため)

*事業内容の説明のみならず、調査票設計にあたっての留意事項等もここに示した。

<参考>整備効果提示の工夫

○水質保全関連

①新保（2005）は、栄養塩類の除去により水質、生態系・水辺のアメニティがどの程度よい影響を受けるかの正確な認識を持つことが難しいという課題認識から、情報の提示の際に、汚染削減量を示すだけでなく、削減量を排出者人口に換算し、事業による改善が、汚染排出する人口が少なかった過去のどの時点の水準に戻るかを示すという工夫をしている。

②利根運河水環境改善では、施策を行った場合と行わなかった場合の水質の違いをBOD値を用いて定量的に示し、また、そのBOD値が具体的にはどのような水質状況であるかをわかりやすく示している。

③佐鳴湖（新川）統合河川環境整備事業においては、COD値、透明度を具体的な数値で示しており、それぞれの状況での水の濁り具合を写真を用いて提示している。

<① 新保（2005）の水質保全における整備効果の提示例>

図1 CV調査で用いた質問文と質問の流れ（初期提示汚染削減量17000人分）

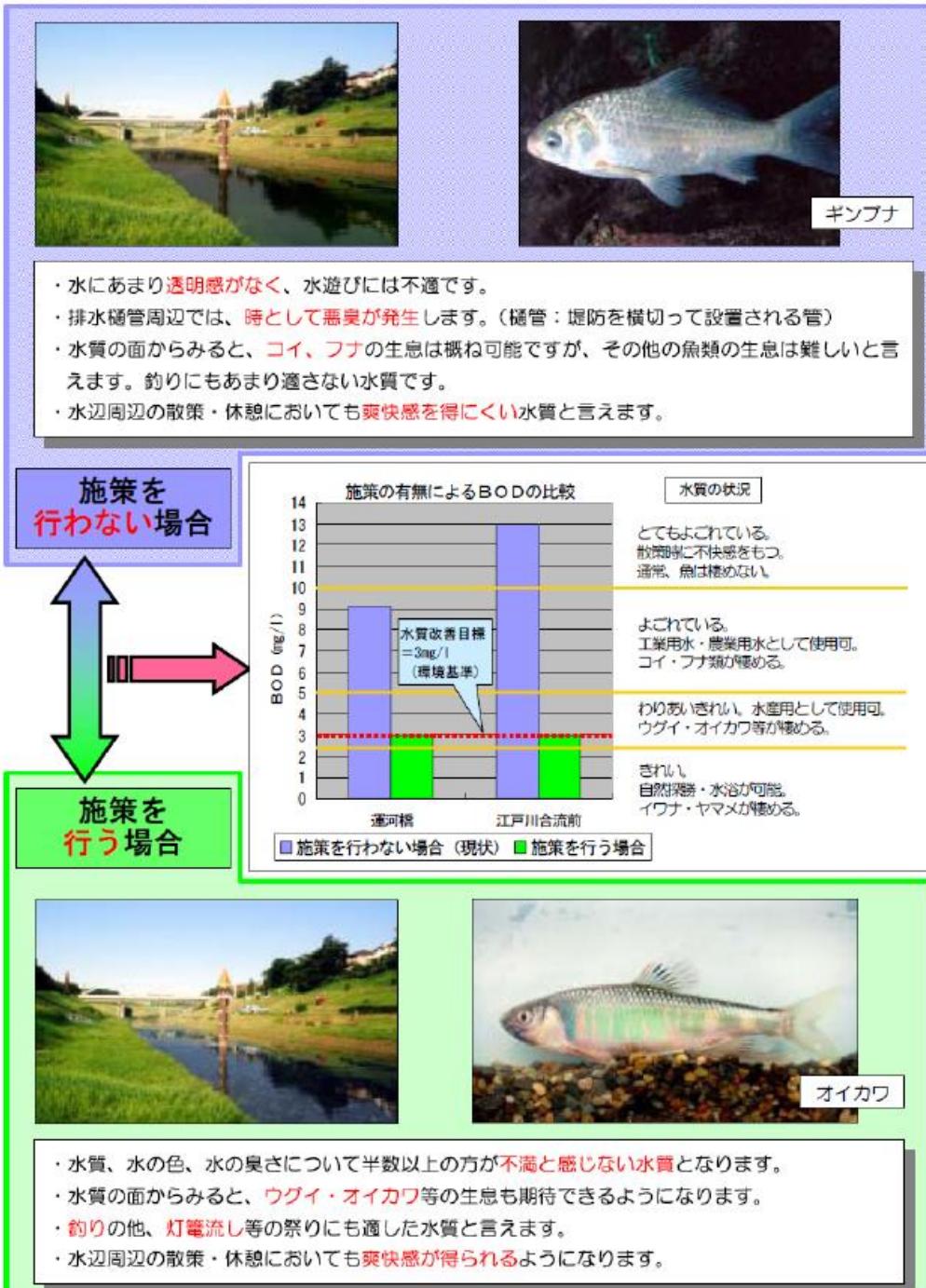
<p>(問5) いま、仮の話ですが、水をきれいにするための基金を設け、前ページのような水質保全対策事業を実施することとします。</p> <p>また、その事業により、年間の矢作川水系へのBODの流入負荷（矢作川に流れ込む有機物によるよごれの量）のうち、270,000(kg/年)だけの量を削減できるとします。これは、概算で<u>流域に住む1万7千人</u>の人が、<u>1年間の日常生活で排出する量</u>に相当します。</p> <p>さて、あなたのお宅で、この基金に <u>毎月***円を支払ってもよいと思われますか？</u></p> <p>(支払うことにより、結果としてあなたの家で購入できる別の商品やサービスがその金額分減ることを念頭に置きお答えください。)</p>	
1.はい	2.いいえ
↓	
<p>(問6) 問5で「はい」を選択された方にお伺いします。<u>事業による汚濁負荷削減量が、上記の1万7千人分の倍の、3万4千人分であった場合、募金額が先ほどの金額より高い、毎月***円であっても、支払って良いと思いますか。</u></p>	
1.はい	2.いいえ
↓	
<p>(問7) 問5で「いいえ」を選択された方にお伺いします。募金の額が先ほどの金額より安い、毎月***円であれば支払っても良いと思いますか。</p>	
1.はい	2.いいえ

(註) ただし、***部分には、下記の5系列の金額がランダムに挿入される（単位：円）。

第一提示額	500	1,000	5,000	10,000	50,000
第二提示額（せり上げ）	1,000	5,000	10,000	50,000	100,000
第二提示額（せり下げ）	250	500	1,000	5,000	10,000

<②利根運河水環境改善における整備効果の提示例>

■ 施策を行う場合と行わない場合の利根運河の環境の比較



<③佐鳴湖（新川）統合河川環境整備事業における整備効果の提示例>



2-3 事前調査

- ・新規事業箇所については、CVM の本調査を実施する前に、事前調査を実施することにより、調査票の分かりやすさや、支払意思額を尋ねる際の支払提示額、回答の幅を確認することを推奨する。
- ・新規事業箇所については、事業種別（水環境、自然再生、水辺整備）に、事業の及ぼす影響範囲を設定するが、同一の事業種で複数の事業箇所がある場合は同一のアンケートで整備効果を確認した上で調査範囲を設定する。
- ・再評価・事後評価については、事業を巡る社会経済情勢の変化の有無等を考慮し、前回評価結果を適用して事前調査を省略できるか検討し、事前調査の実施により、便益の集計範囲を設定する。

1) 概要

事前調査とは、CVM の本調査を実施する前に行う調査のことである。

CVM の本調査の実施に当たっては、「2-2 (6) 事業内容の説明」に示しているように、調査票に示されている仮想的状況が、回答者にとって分かりやすいものになっているかどうかを確認する必要がある。また、「2-2 (5) 提示額の設定」に示しているように、支払意思額の回答の幅を把握しておく必要もある。

そのため、特に新規事業箇所については、CVM の本調査を実施する前に、事前調査の実施等により、調査票の分かりやすさや、支払意思額の回答の幅を確認、及び便益の集計範囲の設定を行う必要がある。

一方、事前調査を実施すると、調査費や調査期間が増大するため、再評価・事後評価については、既存の類似事例がある場合は、それを活用して調査票の分かりやすさの確保や、支払意思額の回答の幅を把握することができないかについても検討する必要がある。

再評価・事後評価については、事業を巡る社会経済情勢の変化の有無等を考慮し、前回評価結果を適用して事前調査を省略できるか検討する。事前調査を実施する場合、2) 以降に留意する。

なお、新規事業箇所については、事業種別（水環境、自然再生、水辺整備）に、事業の及ぼす影響範囲を設定することとするが、事業種別に複数の事業箇所がある場合は個々の事業の影響範囲を把握するために、基本的に同一アンケートで整備効果を確認した上で調査範囲を設定する。

2) 対応方法

i) 事前調査実施の必要性の検討

本調査の実施前に、類似事業に関する既存の CVM 実施事例の有無を確認する。既存の類似事例があり、その結果から分かりやすい調査票の作成の仕方や、支払意思額の回答の幅が把握できる場合は、それを活用して本調査の調査票を作成し、事前調査を省略してもよい。

ただし、本調査の参考となるような既存の類似事例が見当たらない場合は、本調査の前に

事前調査を実施し、調査票の分かりやすさや支払意思額の回答の幅を確認する。

i ii) 事前調査の実施

事前調査では、本調査で用いようとしている調査票とほぼ同様のもの（後述の通り、分かりやすさの確認のための設問の追加、支払意思額の幅の確認に適した回答方式の適用などを用う）を使い、アンケート調査を試験的に行う。事前調査の票数について特に規定はないが、事前調査の目的が達成できるのであれば、実際に予定している調査と同程度の規模は必要ない。また、母集団の代表性を厳密に確保する必要は必ずしもないため、調査実施事務所内で調査と関わりを持たない職員や、関係者の家族などに協力を依頼する方法も考えられる。ただし、事業関係者のみを事前調査の対象に選定すること等、調査の客観性を疑われる恐れがある方法は避ける。

事前調査では、調査票の分かりやすさ、並びに、支払意思額の回答の幅を確認する。

面接調査法を用いる場合は、調査員に調査方法を習熟させる役割を持たせてもよい。

また、「2・5 (2) 範囲設定」に示すように、調査範囲の設定に関する質問を設け、便益の集計範囲の設定を行う。

i iii) 調査票の分かりやすさの確認

調査票の分かりやすさを確認するため、分かりにくい点がなかったかを確認する質問を用意し、分かりにくいという指摘があれば、それについて改良を検討する。

i iv) 支払意思額の回答の幅の確認

二項選択方式と自由回答方式の併用や、支払いカード方式などを用いて、支払意思額の回答がどの程度の金額の幅に収まるかを確認する。

本調査における最大提示額を設定するにあたり、賛成率が十分に小さくなるような金額を把握する必要があるため、事前調査では余裕を持って十分に大きな値の提示額を用意する。

v) 便益の集計範囲の設定

事前調査の実施により、便益の集計範囲を設定する。

特に、利用に周遊性のある水辺整備や水質改善・自然再生などの主として非利用価値が発現する効果の計測においては、受益の集計範囲が明確でない部分があるため、事前調査の実施により、事業箇所と WTP や、河川に対する認知度等の関係から、便益の集計範囲を設定する必要がある。（2・5 (2) 範囲設定に詳述）

2-4 アンケート配布方法

(1) 標本数

- ・CVM を実施する際の標本数は、以下の回収率、有効回答率を参考に、「必要標本数（300）÷回収率÷有効回答率」により必要配布数を算定する。
- ・ただし、下表で示す回収率や有効回答率は平均的なものであるため、既往のアンケートの標本数や回収率等を考慮した上で回収率を設定し、必要数のアンケート回収を図る必要がある。
- ・WEB 調査については、選定した WEB 調査会社にこれまでの回収率実績を把握した上で、必要配布数を設定する。

標本データベース	回収率	有効回答率
電話帳	35%	61%
住民基本台帳	34%	62%
WEB 調査	—	68%
選挙人名簿	12%	40%

※選挙人名簿以外は、水系単位既往事例（H22～H26）より確認

1) 課題

CVM を実施する際に回収が必要となる標本数はいくつかを明らかにすることが必要である。また、平均的な有効回答率を参考に、必要標本数を確保するための配布数の設定方法を示すことも必要である。

配布を行って、回収できていない未回収票についても、有効票と同様に支払意思額を考慮すべきという意見があり、それに対しての対応が求められている。

2) 既存文献・実査結果等の知見

i) 必要標本数

必要標本数について、Mitchell and Carson (1989) は 200～2,500、肥田野 (1999) は二項選択の場合 50 票程度が必要で、300～400 あれば安定する、大谷ら (2000) は 300～400 必要と述べている⁵（表 2. 1 3）。

CVM 調査データ（質問方式は多段階二項選択方式）を用いた標本の繰り返し抽出（ブートストラップ法）によって、標本数と WTP 推定値の信頼区間⁶の関係を検討しており、その結果、標本数の減少とともに信頼区間が拡大し、標本数が 300 より少なくなると変動率が 20%～40% に高まり、精度上の問題が大きくなる（図 2. 3）。

以上より、最低でも 50 票、できれば 300 票程度の回収数が必要と考えられる。

⁵ 必ずしも目安としての標本数が根拠をもって示されているわけではない。

⁶ 目安を考える上では、事例による実際の WTP やその信頼区間から検討することが考えられる。

表 2. 13 CVM の標本数についての言及例

文献	言及内容
Mitchell and Carson (1989)	・WTPの回答の分散は大きいため、CVMには大きな標本数が必要である。200~2,500が適当である。
肥田野 (1999)	・結果の安定性から自由回答式や支払いカード式の回答形式では少なくとも標本数として200は必要。 ・標本数が300~400になるとかなり安定した数字が得られる。 ・二項選択方式では提示される金額毎に50程度の標本数は必要。
大谷ら (2000)	・少なくとも300ないし400の標本がなければ、平均WTPの信頼性が大きく下がってしまう可能性がある。

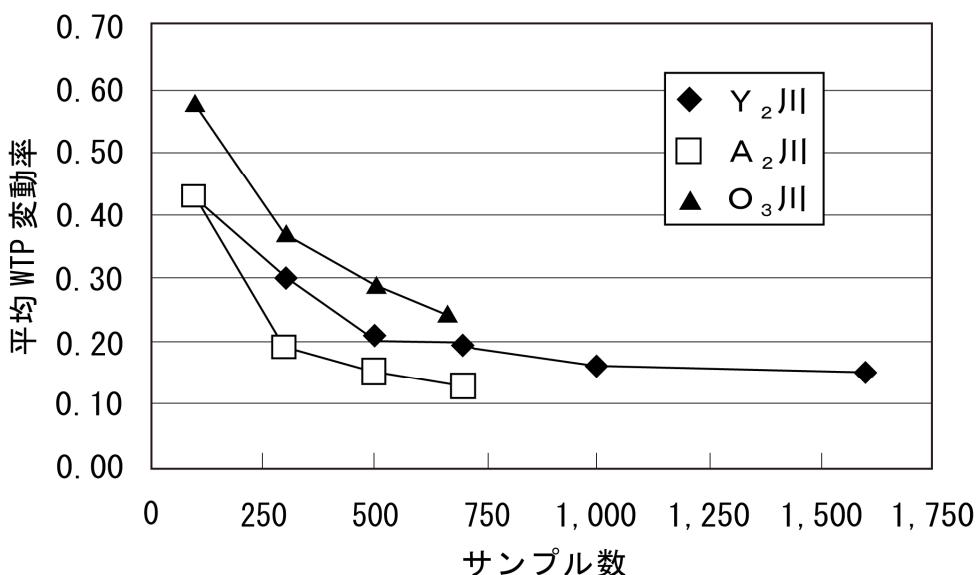


図 2. 3 標本数と変動率との関係（3つの検討事例による）

<参考>

支払意思額の回答方式を二項選択方式として、支払提示額に対する賛成率をもとに支払意思額を推定する場合、分析に必要な標本数を求める方法の一つとして、母比率（母集団に占める賛成者の比率）の推定に必要な標本数の算定式がある。絶対精度の設定値等に特に規定はないが、仮に賛成率の推定結果を 95% の信頼度で ±5%（これを絶対精度と呼ぶ）の範囲に収めようとする場合、下式の信頼度係数に 1.96（信頼度 95% の場合）、絶対精度に 0.05 を代入し、さらに母集団の属性割合（支払提示額に対する賛成率。0.5 と設定することで安全側（多め）の標本数が得られる）と母数を代入することにより、分析に必要な標本数が得られる。

$$\text{分析に必要な標本数} = \frac{\text{母数}}{\left(\frac{\text{絶対精度}}{\text{信頼度係数}} \right)^2 \cdot \frac{\text{母数}-1}{\text{母集団の属性割合} (1 - \text{母集団の属性割合})} + 1}$$

ii) 必要配布数

配布数は以下の式により算定される。

$$\text{配布数} = \frac{\text{必要標本数}}{\text{回収率}} \div \frac{1}{\text{有効回答率}}$$

既存事例における平均的な回収率や有効回答率を見ると、以下の通りとなっており、電話帳から標本抽出した場合は約4割、住民基本台帳の場合は約3割、選挙人名簿から標本抽出した場合は約1割の回収率となっている。WEB調査の場合は、WEBアンケート会社によつても回収率が変わることから、事前にWEBアンケート会社へのヒアリングを行い、これまでの回収率を把握した上で、必要配布数を設定する必要がある。

表 2. 1 4 回収率・有効回答率

内容	方式	回収率		有効回答率 ⁷	
		回収率	事例数	有効回答率	事例数
全体		36%	363	63%	374
標本データベース	電話帳	35%	86	61%	86
	住民基本台帳	34%	175	62%	175
	WEB調査	—		68%	54
	選挙人名簿	12%	4	40%	4

※選挙人名簿以外は、水系単位既往事例（H22～H26）より確認

3) 対応

分析に必要な標本数は、使用する標本データベースによらず有効回答数300票程度を基本とする。

回収率、有効回答率は表2. 1 4を参考に想定し、「必要標本数（300）÷回収率÷有効回答率」により必要配布数を算定する。

ただし、表2. 1 4で示す回収率は平均的なものであるため、地域の実情に応じた回収率を設定し、必要数のアンケート回収を図る必要がある。

300票以上の回収数の確保が困難な場合、少なくとも50票の回収数を確保するよう努める。

未回収票の取り扱いについては、現時点の知見としては、一般的な統計調査と同様に母集団を反映できている票数を確保できていれば、問題ないと判断するものとし、特別に対応は行わない。但し、回収率を高め、未回収票を少なくする工夫を行う必要がある。

⁷回収率のうち、支払意思額の算出に用いることができる回答の割合（すなわち抵抗回答票は除く）

(2) 配布回収方法・標本データベース

- ・郵送配布・郵送回収又はWEB調査を基本とし、郵送調査における標本データベースは住民基本台帳を用いることを推奨する。住民基本台帳の閲覧にはコストや時間がかかる等の課題もあるため、WEB調査を適宜有効に活用することにより、調査の簡素化や効率化を図る。

1) 課題

配布方法、回収方法としては、郵送、訪問、インターネット等がある。方法別に特徴や留意点を示すことが必要である。

また、標本データベースごとに、特徴や、個人情報保護法の施行も踏まえた適切な世帯情報の収集方法（手続き）を示すことが必要である。

電話帳データベースのようにデータ自体に偏りがあることが分かっている場合の適切な補正の方法を示すことが必要である。

WEBアンケートについては、モニターに対するアンケートのため、回答者が比較的若年層に偏る、地方部では十分な回答者数が得られない等の課題や、登録モニターのアンケート慣れに対する指摘も存在するが、モニターへの過度な調査依頼を防ぐための一定期間での調査依頼回数の上限設定や、モニタープロフィールの定期的な更新、回答時間が極端に短い回答を足切りする等の対応が可能なWEBアンケート会社を適切に選定することにより、年齢層の偏りや回答の信頼性向上を図ることが可能である。

2) 既存文献・実査結果等の知見

i) 配布回収方法

アンケート調査票の配布回収方法により、回答者の属性、回収率、回答者の理解度等が異なることが指摘されている（表2.16参照）。

大洞ら（2005）は、事例分析により「高齢者」「男性」「無職者」「配偶者有」「少人数同居」「借家」「高収入」の個人については、WTPを高く評価する傾向にあることを指摘しており、偏りのない標本抽出が重要と考えられる。

表2.15 配布回収方法の特徴

方法	特徴
郵送配布	男性（世帯主）の回答が多くなる。
訪問面接	女性の回答が多くなる。 理解度が高くなる反面、調査員のバイアスを受ける。
郵送回収	訪問回収に比べて回収率が低くなる。
訪問回収	郵送回収に比べて回収率が高くなる。 回収コストが高い。

ii) 標本データベース

標本抽出に用いるデータベースにより、回答者の属性が異なることが指摘されている⁸（表2.16参照）。

大谷ら（2000）においては、調査世帯を抽出する際に無作為性が重要であることから、原則として住民基本台帳が望ましい。

なお、表2.16に示す方法の他に、町内会の長に調査票を渡して住民に配る等、様々な方法が考えられるが、母集団に対する偏りが発生しないよう配慮が必要である。

WEBアンケートでは、WEBアンケート会社を選定する必要がある。WEBアンケート会社の選定にあたっては、事業の対象範囲内に十分なWEBモニター数を保有するWEBパネルを持ち、必要なアンケート配布範囲内のモニターを適切に抽出できるシステムを持つ他、リマインドメールや回答足切時間の設定等、アンケート回答精度の確保のために必要な条件を有する調査会社を慎重に選定する必要がある。

表2.16 標本データベースの特徴

データベース	標本の代表性	情報の新しさ	抽出に要する時間・費用	個人情報の取扱い	総括
WEBアンケート	△ ⁹	◎	◎	○ ¹⁰	標本の偏りに注意が必要、回答の信頼性に注意が必要、WEBアンケート会社の選定に注意が必要、時間・費用面のコストが小さい。
住民基本台帳	◎ ¹¹	◎ ¹²	△ ¹³	○ ¹³	時間、費用面での制約がなければ最適
電話帳	△ ¹⁴	△ ¹⁵	◎ ¹⁶	△ ¹⁷	標本の偏りに注意が必要
選挙人名簿	◎ ¹⁸	○ ¹⁹	○ ¹³	△ ¹³	自治体によっては閲覧不可の場合あり

⁸ 林（1996）では、社会調査の手法論の検討の中で、住民基本台帳から抽出した世帯標本496の中で、電話番号が判明するものは269であることを示している。

⁹ 登録しているモニターに対するアンケートのため、回答者に60代以上が比較的少ない。地方部では十分な回答者数が得られない可能性がある。

¹⁰ 登録しているモニターに対するアンケートのため、アンケートの趣旨に対する質問や苦情・批判等が少ない。

¹¹ 網羅性が高く属性の偏りが小さい。

¹² 多くの市区町村では毎月更新されており、最新の情報が得られる。

¹³ 後述の手順参照。

¹⁴ 電話番号を電話帳に掲載している世帯に限られるため、持家世帯、高齢者世帯等に偏りがち。

¹⁵ 更新頻度が概ね1年である（電話帳をもとに作成した電話帳データベースを使用する場合、さらに情報は古くなる）。また、共同住宅等の場合、住所が完全に書かれていない場合もある。

¹⁶ 電話帳データベースから抽出する場合は短期間で抽出できる。抽出にかかるコストが安い。

¹⁷ 電話帳、電話帳データベースの使用は電話帳の目的外使用に当るとして個人情報保護の観点から不適切との見解もある。

¹⁸ 網羅性が高く属性の偏りは小さい。選挙権を有する20歳以上のものに限られるが、世帯を調査対象とする場合は大きな問題はない。

¹⁹ 一般に選挙ごと、選挙がない場合には1年ごとに更新される。

3) 対応

母集団から偏りなく標本抽出をするためには、住民基本台帳や選挙人名簿を用いることが望ましい。ただし、選挙人名簿は、目的外使用に制限がある場合があり、利用できない可能性がある。そのため、郵送配布方式の際の標本データベースとしては、母集団の代表性が高い住民基本台帳を用いることを推奨する。

なお、町内会長を経由して配布する、といった方法を用いる方法も考えられるが、母集団に対する標本の偏りに配慮する必要がある。

いずれの調査においても把握可能な属性について母集団から偏りがないか、データ等蓄積の必要性から配布時やWTPの算定過程において隨時把握に努めることとする。

i) 偏りを補正する方法

コスト・期間を優先する観点で電話帳等を用いた場合は、母集団に偏りがあると考えられることから、以下の方法で補正をすることが望ましい。

可能ならば、家族構成、住宅の所有形態、世帯主年齢等の世帯属性別に標本抽出を行うことが標本誤差を回避する上で望まれる。

実際には、そのような情報源が一般には存在しないこと、また個人情報の取扱いが困難であることが多い。

そのような場合は、調査対象地域のなかに世帯属性が偏っている地区がないかを事前に確認し、そのような地区からの標本が集中しないように抽出することが考えられる。

調査対象地域のなかに世帯属性が偏っている地区がないかを事前に確認する方法としては、次のような方法が考えられる。

- ・住宅地図等で高齢者福祉施設等の偏りが発生すると思われる施設が所在しないかどうか確認する。
- ・国勢調査町丁字等別集計結果データは、町丁目別の年齢階層別、職業別人口、世帯人員別、住宅の所有形態別、世帯の経済構成別世帯数を集計しており、これを確認し、世帯属性が偏っていないかどうか確認する（総務省統計局ホームページ政府統計の総合窓口（e-Stat）で入手可能 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/toukeiChiri.do?method=init>）。

ii) 個人情報等の取扱いについて

個人情報保護法の施行等を踏まえ、各データベースからの抽出に当たって必要となる手続きや留意点は以下のとおりである。

(共通事項)

個人情報保護の取扱いに際し、委託者は個人情報保護規則を定める機関に委託するものと

し、受託機関は受託機関が定める個人情報保護規則等に従って、適切に取り扱う。

特に業務の再委託時の取扱い、業務完了後の処分方法について、委託者、受託者間で事前協議による取り決めが必要となる。

調査票の依頼文において出典名簿と抽出方法を明記するとともに、個人情報の取扱いに関する問合せに対し適切な対応ができる窓口連絡先を明記する。

(住民基本台帳、選挙人名簿を用いる場合の手続き)

住民基本台帳、選挙人名簿の使用にあたっては、当該の地方公共団体（選挙人名簿の場合は選挙管理委員会）に照会し、提出書類、費用の確認、予約等の必要な手続きを講じる。

(その他の名簿を用いる場合の手続き)

個人情報保護規則等を定め適切な方法によって作成した名簿、または個人情報保護規則等を定め適切な方法によって提供される情報提供サービスを利用する。

iii) 選挙人名簿・住民基本台帳を用いる場合の具体的手順

(閲覧可能範囲)

選挙人名簿、住民基本台帳は、ともに公益性の高い調査である場合に限って閲覧が認められている^{20, 21}。

特に選挙人名簿については、「政治又は選挙に関するもの」との制限があり、その解釈は各市町村選挙管理委員会（または都道府県選挙管理委員会）によるため、閲覧の可否は個別に確認する必要がある。

住民基本台帳に関しては、選挙人名簿のような制限はなく、国、地方公共団体等（委託を含む）によるCVM調査を目的とする場合は通常閲覧が認められる²²が、利用申請者が多く、予約に時間を要する、閲覧料が課される等に留意が必要である。

²⁰ 住民基本台帳法第11条の2 市町村長は、次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、(略)その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる。

一 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるもの
(略)

²¹ 公職選挙法第28条の3 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項に定めるもののほか、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に関するものを実施するために選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、同項に規定する期間を除き、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に、当該調査研究を実施するために必要な限度において、選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

²² 以下のような場合、閲覧ができないことがある。

- ・抽出作業を受託者以外の第三者に委託して行う場合で、委託者・受託者間では「軽微な事項」として再委託の届出にあたらないと判断しても、選挙管理委員会、市町村は、軽微な事項に相当しないと判断し「再委託事項」に関する書類の提出を求める場合があり、その場合、書類の提出ができない限り、受託者自らが抽出作業を行う必要がある。

- ・国等の公的機関職員自らの作業のみ閲覧可能とする場合、受託者による作業はできない。

(閲覧手順)

標準的な閲覧手順は以下のとおりである。

- ・後述の(a)（必要に応じて(b)）を選挙管理委員会／市町村に提出する（郵送可）。
- ・(c)、(d)の様式を入手（郵送、FAX、電子メール、ダウンロード等）し、必要事項を記入し、必要に応じて(e)～(i)などを添えて提出する。
- ・審査の上、閲覧許可が得られると、作業日の予約を行う（作業日予約は審査と同時並行の場合もある）。
- ・抽出作業を行う。なお、抽出員は身分証明書の携行が必要となる。

(必要書類)

必要となる標準的な書類は以下のとおりである（※印は必須）。なお、ここでの委託者とは、CVM 調査業務の委託者（国・地方公共団体等）を指し、受託者とは業務の受託者（財団法人、民間企業等）を指す。

- (a) ※公文書²³（別添 1 参照）：閲覧することが必要である旨の申出。委託者が発出。作業予定期間を提示する必要があるが、この期間は 1～2 ヶ月程度の幅を持って示すとともに、期間のはじまりより 2 週間程度前に文書を発出するのが望ましい。
- (b) ※委託証明書（別添 2 参照）：受託者が閲覧業務を第三者に再委託する場合²⁴
- (c) ※申請書：通常、市町村・選挙管理委員会が様式を定める。申請者（要押印）が委託者になるか受託者になるかは市町村・選挙管理委員会によって異なる。
- (d) ※閲覧により知り得た事項の管理に関する誓約書：申請書に同じ。受託者が抽出作業者とは別の第三者にアンケート発送業務を委託した場合は、名簿を提供することが認められない等、取り扱い方法に留意が必要。
- (e) 調査票（案）
- (f) 調査説明書（別添 3 参照）：調査概要の提示が求められる場合がある。上記(c)の標準的な必要事項を盛り込んだ別添 3 のような様式で、事前に委託者・受託者間で確認しておくことが望ましい。
- (g) 契約書：委託者・受託者間の契約書
- (h) 再委託契約書：受託者が閲覧業務を第三者に再委託する場合
- (i) 申請者の謄本
- (j) 受託者の個人情報保護方針：選挙管理委員会・市町村によって提示が求められることがある。個人情報保護方針を定めていない場合には、個人情報の保護に関する法律を遵守する旨の誓約書を提出する等、選挙管理委員会・市町村と協議する。

²³ 公文書発送時の封筒は委託元（公文書発行先）であることが望ましい。公文書の申請者に、特に決まりはないが、国は担当部署の課長、公益法人は代表者による署名・捺印のケースが多いため、委託元に対し、早い段階で作成を依頼する。

²⁴ 閲覧により知り得た事項の管理の観点から再委託より複雑な委託関係は通常認められない。

iv) WEB アンケートの適用条件

WEB アンケートの適用にあたっては、下記に留意すること。

①既往の郵送調査による WTP が 200 円～400 円の場合

既往の郵送調査による WTP が 200 円～400 円の範囲に収まることが確認されている場合には、本調査においても WEB アンケートの適用性を有すると考えられるが、過去に CVM を実施した調査で郵送調査と WEB 調査が両方実施され、WTP が概ね同じとなることを確認することが望ましい。

②既往の郵送調査による WTP が 200 円～400 円の範囲外の場合

既往の郵送調査による WTP が、200 円～400 円の範囲外となる事業については、過去に CVM を実施した調査で郵送調査と WEB 調査が両方実施され、WTP が概ね同じとなることが確認されている場合を除き、WEB アンケートの適用は避けることとする。

③事業が比較的長期間に及ぶ場合

事業が比較的長期間に及ぶ水環境事業のような事業では、周辺に長く居住している世帯（60 代以上の高齢層等）ほど、WTP が高くなる傾向がある。このため、過去の本調査において郵送調査と WEB 調査が実施され、WTP が概ね同じとなることが確認されている場合を除き、WEB アンケートの適用は避けることとする。

v) WEB アンケートの活用方法

WEB 調査は、WEB モニターを対象にメールによるアンケート調査を実施する方法である。モニターはメールに記載されたアドレスにアクセスして、アンケートに回答する。

WEB 調査では、「年齢構成の偏り」という問題点が指摘されている。上記問題点を解決できれば、WEB 調査は本調査として十分に活用が可能である。

大野ら（2009）の研究では、WEB アンケートを用いた CVM 調査を実施しており、その中で、「定量分析におけるインターネット調査には、オープン型、クローズ型、セミクローズ型の 3 タイプがあるが、クローズ型の場合、被験者はあらかじめインターネット調査会社に登録している一般人であるため、多様な個人属性を把握することができ、回収の予測が立てやすい」という利点について言及している。

○年齢構成比の割付による属性の偏りの補正

- ・WEB アンケート実施の際には、年齢構成比を考慮し、実際の受益者構成分布に近くなるように、以下のような手順で偏りを配布段階で補正した上で調査する。

I .国勢調査や周辺自治体の総合計画、都市計画マスタープラン、河川整備計画等の関連資料を用い、事業区間周辺人口（県もしくは自治体単位）を年齢分布ごとに整理する。

II .複数の WEB アンケート調査会社保有のデータベース（WEB パネル）から、当該事業地区のモニター数が充実しており、年齢分布が把握可能であり、かつ必要な対象範囲のモニターを適切に抽出できる調査会社を選定する。特に、60 歳代以上の登録者数が十分に確保できるかどうかに留意する。

III .国勢調査等の年齢構成比と WEB モニターの年齢分布が十分に一致しない場合は、10 歳ごとに区分をし、当該年齢層の構成比と国勢調査等の年齢構成比を可能な限り一致するように偏りを補正する。

偏りの補正のやり方は、国勢調査等の年齢構成比と比較し WEB モニター数の多い年代の標本を無作為抽出により削減し、WEB モニター数の少ない年齢の構成比が十分に国勢調査の構成比に近づくよう対応するやり方がある。

※「仮想的市場評価法(CVM)適用の指針」(P11)：インターネットによる調査を行う場合は「母集団からの偏りを可能な限り補正する」ことを推奨。

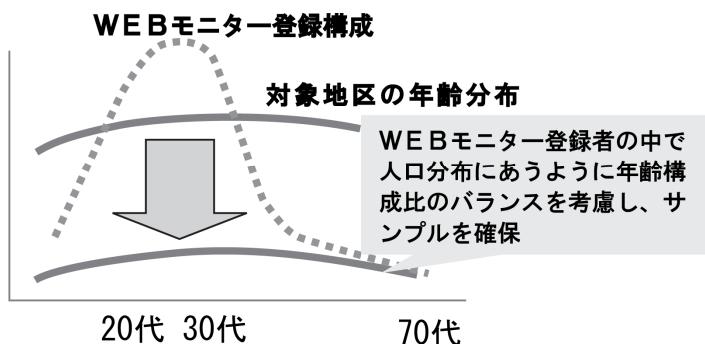


図 2. 4 年齢構成の割付による工夫

○事業説明を行う上での内容確認の設問の挿入

- ・CVM の質問においては、現状と整備によるイメージの情報を適切に伝える必要がある。紙面でのアンケート票では、読み飛ばされやすい部分であるが、WEB アンケートにおいてはアンケート表示画面に「参照リンク」を設定して事業の説明ごとに、内容が理解できたかどうかなどの設問を設けることで、アンケートの理解を促す。

○郵送調査と WEB アンケートの併用

- ・郵送調査では、年齢が高い被験者に偏りがちであるため、それを補完するための WEB アンケートの実施が考えられる。

○回答時間による足切りによる信頼性の向上

- ・WEB アンケートの開始から、終了までの所要時間を記録情報として把握できる場合は把握し、アンケートの回答時間が極端に短い場合や長い場合は、回答の精度が確保できないため、アンケートの設問数や量に応じて、適切な足切時間を設定することが望ましい。

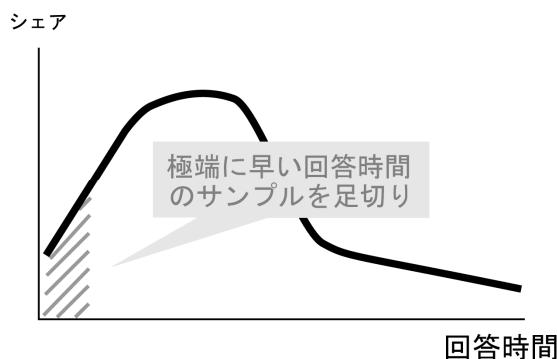


図 2.5 回答時間による足切りによる工夫

○リマインドメールの活用

- ・WEB モニターに対し、リマインドメールにより督促を行い、アンケート対象モニターからの回収率を高めることも必要と考えられる。

○その他有効回答率の向上

- ・アンケートを回答することでポイントが付与されることもあるため、インセンティブが働く。ただし、過大なインセンティブの設定は避けることが望ましい。
- ・有効回答数の把握・回答者の地域別世帯分布・アンケートのわかりやすさを把握するため事前調査を実施する。
- ・アンケート配信日は、多くの回答が期待できる土曜日と日曜日の直前（木曜日もしくは金曜日）とすることが望ましい。
- ・事業内容の理解を促すため、参照画面のリンクや画面の拡大表示等の工夫をすることが望ましい。

○WEBアンケート会社選定における留意点

- ・調査対象範囲内に十分な WEB モニター数が登録されていること。特に、60 歳代以上の高齢者が極端に少ない WEB パネルを有する調査会社は避けること。
- ・調査対象範囲内の WEB モニターを柔軟かつ適切に抽出できる調査会社を選定すること。特に、調査対象範囲が「河川周辺〇km の範囲内」等の不定形の場合には注意する。
- ・WEB アンケート会社において、アンケートの内容に不正な回答（設問毎の回答傾向が同じなど）、登録内容と矛盾した回答を繰り返し行うようなモニターに対しては、アンケートの案内を行わないようにするなどにより、モニターの精度を一定に保つようにしている会社もある（トラップ調査の実施）。そのような調査会社を優先的に選定することが望ましい。

○その他留意点

- ・WEB アンケートの回収方法は、初期回答バイアスを避けるため、設定した調査期間に回収した回答を全て対象とする「調査期間設定方式」を基本とする。
- ・WEB アンケートでは、住民基本台帳より短期に必要回収数を得ることが期待できるため、回収日数は 10 日程度を目安として設定できる。
- ・WEB アンケート適用にあたっての注意事項一覧表を表 2. 17 に示す。

表 2. 17 WEB アンケートの適用にあたっての注意事項

項目	注意事項
①WEB アンケート会社選定	<ul style="list-style-type: none"> 標本数を確保することが必須要件である。配布範囲の抽出、年齢補正及びデータクリーニングの条件(回答時間、性別の齢齟齬、年齢の齵齶、負担金に対する回答の齵齶、郵便番号の齵齶、不適切な自由意見)を柔軟に設定できる会社を選定することが望ましい。【推奨】
②年齢補正	<ul style="list-style-type: none"> 国勢調査(県・市単位)の年齢分布とWEBモニターの年齢構成を整理し、国勢調査の年齢構成比と近似するように、補正係数を設定し、モニター数が多い年齢層における配布数を減じる等により配布段階で補正することが望ましい。【推奨】
③配布数・有効回答数	<ul style="list-style-type: none"> 標本の精度を確保するために、既往事例や知見を参考に、WEBアンケートでの必要標本数は郵送と同様、300票程度とする。【推奨】 有効回答数を効率的に確保するため、WEBアンケートの配布数は、同事業における既往の検討結果から、モニター数と想定回収数の関係から逆算し設定することが望ましい。【推奨】
④足切時間	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの回答時間が極端に短い場合や長い場合は、回答の精度が確保できないため、アンケートの設問数や量に応じて、適切な足切時間を設定する必要がある。【推奨】
⑤回収日数	<ul style="list-style-type: none"> WEBアンケートでは、住民基本台帳より短期に必要回収数を得ることが期待できるため、回収日数は10日程度を目安に設定できる。回収数が確保できない可能性がある場合は、必要に応じてリマインドメールを実施することで回収率の向上が期待できる。【推奨】
⑥アンケート方法	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容の理解を促すため、参照画面のリンクや画面の拡大表示等の工夫をすることが望ましい。【推奨】 提示額ごとに画面を切り替えることは、回答者の混乱(賛同金額の混在)の要因となるため、郵送調査と同様に、すべての提示額を1つの画面で表示する必要がある。【必須】
⑦既往のWTPの範囲	<ul style="list-style-type: none"> 全国の事例では、WTPは200円~400円の範囲に収まっていることから、WTPがこの範囲に収まる場合は、本調査においてもWEBアンケートの適用性を有すると考えられるが、過去にCVMを実施した調査で郵送調査とWEB調査が両方実施され、WTPが概ね同じとなることを確認することが望ましい。【推奨】 WTPが200円~400円の範囲外となる事業については、過去の本調査で郵送調査とWEB調査が両方実施され、WTPが概ね同じとなることが確認されている場合を除き、WEBアンケートの適用は避ける。【必須】
⑧事業の種類	<ul style="list-style-type: none"> 事業が比較的長期間に及ぶ水環境事業のような事業では、周辺に長く居住している世帯(60代以上の高齢層等)ほど、WTPが高くなる傾向がある。このため、過去の本調査において郵送調査とWEB調査が実施され、WTPが概ね同じとなることが確認されている場合を除き、WEBアンケートの適用は避ける。【必須】

※【推奨】: 実施することが望ましい事項

【必須】: 遵守すべき事項

別添 1 協力依頼文

(文書番号)

平成○年○月○日

(○○市町村長 殿／○○選挙管理委員会 御中)

国土交通省○○地方整備局

河川部河川環境課長

○ ○ ○ ○

「河川環境整備事業に関するアンケート調査」に係る協力依頼について

平素より、国土交通行政にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、公共事業の効率性と透明性を確保し、説明責任を果たしていくため、事業の効果を的確に把握しこれを明らかにすることが求められています。特に、河川に係る環境整備事業については、環境に対する国民の関心の高まりや要望の多様化の中、経済的な評価を適切に実施していくことが重要とされています。

〇〇地方整備局では、このような状況のもと、河川に係る環境整備事業に対する経済評価について指針の検討を行っております。そのなかで、アンケート調査手法により河川環境整備事業の経済的効果を計測することとなりました。

つきましては、当該調査を下記のとおり実施することとしましたので、標本抽出等のため、(住民基本台帳・選挙人名簿)の閲覧等について、特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 調査委託機関: ○○○○ ○○○○○○ (受託者名)
 2. 標本抽出作業期間: 平成○年○月○旬～平成○年○月○旬
 3. 標本抽出対象者: 20歳以上の個人

＜問い合わせ先＞

国土交通省 ○○地方整備局 河川部 河川環境課

〒○○○-○○○○ ○○○○○○○○○○

担当: ○○ ○○、○○ ○○

TEL: xxx-xxx-xxxx 內線 xx-xxxx

○○○○ ○○○○○○○ (受託者名)

ㄊ○○○-○○○○ ○○○○○○○○○○

担当: ○○ ○○、○○ ○○

TEL: xxx-xxx-xxxx 内線 xx-xxxx

別添 2 委託証明書

(文書番号)

平成〇 年〇 月〇 日

(〇〇市町村長 殿／〇〇選挙管理委員会 御中)

委託証明書

(受託者名)

(代表者名)

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、(受託者名) では、官公庁委託事業等において河川環境に係る各種調査研究事業を行っております。今回実施するアンケート調査は、「河川環境整備事業の評価に関するアンケート調査」として実施するもので、河川環境整備事業の経済的效果について把握し、同事業の経済評価の方法に関する指針を作成する上で、必須の基礎資料となるものです。

その標本抽出のため、貴管内の（住民基本台帳・選挙人名簿）の閲覧作業について、下記の事業者へ委託を行っております。

抽出を担当する調査員の管理に対しては、閲覧した事項の秘密の厳守および当該調査以外への使用禁止について当該事業者へ指示済みであり、(受託者名) は責任をもって当該調査を実施させます。

<担当>

〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 (受託者名)

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

担当: 〇〇 〇〇、〇〇 〇〇

TEL: xxx-xxx-xxxx 内線 xx-xxxx

<委託先>

〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 (再委託先事業者名)

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

担当: 〇〇 〇〇、〇〇 〇〇

TEL: xxx-xxx-xxxx 内線 xx-xxxx

別添3 調査説明書（記載例）

調査名称	河川環境整備事業に関するアンケート調査	
調査の委託元	国土交通省 ○○地方整備局	
代表者名	局長 ○○○○	
住所		
電話番号		
担当者	○○部 ○○課 ○○ ○○	
調査の委託先		
代表者名		
住所		
電話番号		
担当者		
調査目的	河川環境整備事業の経済的效果を把握し、今後の事業推進のための基礎資料とする。	
調査対象	20歳以上の個人	
抽出方法	二段階無作為抽出法	
調査方法	郵送配布・郵送回収	
調査実施区域	※市町村・選挙管理委員会によっては、複数箇所に分散管理されているために閲覧範囲の詳細を提示しなければならない場合がある。	
調査区域内の対象者総数	○人	
調査対象の選定方法	○○河川環境整備事業箇所より○km範囲の市区町村より○市区町村（一段目）、○人（二段目）を無作為に抽出する。	
調査内容	対象河川・事業実施の認知状況 整備事業箇所の利用に関すること 実施事業に対する評価 河川行政に対する意見・要望 など	
調査時期	平成○年○月実施予定	
調査結果	公表の有無	有
	報告書の有無	有
	報告書の名称	○○検討業務報告書、など
	公表の時期（予定）	平成○年○月とりまとめ
	公表の方法	開示請求に対応/一般書籍として刊行予定、など

(3) 回収率

- ・回収率を高めるために、以下に示す工夫を適宜取り入れることを推奨する。
- ・一定以上の回収率を確保するようなアンケートの実施に努める。

対応事項	回収率向上に期待される効果
無記名式	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に対する不安に基づく回答への抵抗感が少ない。 ・自由記入欄が少ない方が回答しやすい。
調査主体や問い合わせ先・回収先を公的機関とし、委託先を記載しない	<ul style="list-style-type: none"> ・純然たる公共の調査であり、営利目的の調査ではないという信頼感を得やすい。 ・公共主体に対して、意見や要望を直接伝えられるという期待を持たせることができる。 ・個人情報漏洩といった心配を持たれにくい。
返信用封筒を料金受取人払(料金後納)ではなく切手貼付	<ul style="list-style-type: none"> ・回答を期待されている、という印象を与えられる。 ・返信せずに封筒を廃棄するのは切手の無駄になるので、送ろうという気にさせることができる。 ・ただし、トータルコストに留意する必要がある。
調査票のボリュームの削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ボリュームが多いと回答者の回答意欲が低下するため、できるだけ調査票の枚数や質問の数は少なくした方がよい。
留め置き期間	<ul style="list-style-type: none"> ・留め置き期間を1~2週間程度することにより、休みを1~2回挟むため、回答されやすくなる。
督促状(お礼状)の送付	<ul style="list-style-type: none"> ・回答を期待されているという印象を与えられる。ただし、地域によっては苦情が発生する可能性があるため、送付の判断の際には地域性に配慮すること。 ・複数回督促をしたり、予め督促する旨が分かるようにしておく(例えば回答した旨を通知してもらうはがきを調査票に同封するなど)ことにより、督促されないよう回答するというインセンティブが働く。
調査実施の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票を配布する前に、HPや自治体の広報誌に事業内容やアンケート調査を実施することを記載し、事前に周知することでアンケートに対する関心を高める。
回収数が確実なWEBアンケートの併用	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送回収によるアンケート調査で十分な回答数が得られなかつた場合、回収数が確実なWEBアンケートを併用することにより不足分を補完する。
依頼文	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼文はA4で1枚とする。 ・調査委託先の会社名は不記載とする。

1) 課題

調査の信頼性の向上、調査費の節約のため、回収率を高める工夫を行うことが必要である。

2) 既存文献・実査結果等の知見

CVM調査における影響としては、郵送方式で返送しない標本は、往々にして評価対象財に関心がないことが Mitchell and Carson (1989) 等により指摘されている。このような標本のWTPは小さいため、回収率が低い場合にはWTPへの影響が発生する。また、理解度の違いがWTPに影響するのではないかとの指摘もある。

そのため、調査票の理解度を高め、回収率を向上させることが重要である。

回収率に影響を与える要因としては、以下のようなものが挙げられる。これらについての配慮事項を示す必要がある。

- ・アンケートの調査主体名
- ・留め置き期間
- ・督促

浅沼ら（2001）は、調査票ボリュームと回収率との間には、負の相関が顕著であり、回収率を高めるには調査票ボリュームを必要最小限に留めることが重要であると指摘している。

3) 対応

表 2. 18 に示すような工夫により、一定以上の回収率を確保するように、回収率を高める工夫をすべきである。

表 2. 18 既存調査における回収率向上のための工夫の例

対応事項	回収率向上に期待される効果
無記名式	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に対する不安に基づく回答への抵抗感が少ない。 ・自由記入欄が少ない方が回答しやすい。
調査主体や問い合わせ先・回収先を公的機関とし、委託先を記載しない	<ul style="list-style-type: none"> ・純然たる公共の調査であり、営利目的の調査ではないという信頼感を得やすい。 ・公共主体に対して、意見や要望を直接伝えられるという期待を持たせることができる。 ・個人情報漏洩といった心配を持たれにくい。
返信用封筒を料金受取人扱（料金後納）ではなく切手貼付	<ul style="list-style-type: none"> ・回答を期待されている、という印象を与えられる。 ・返信せずに封筒を廃棄するのは切手の無駄になるので、送ろうという気にさせることができる。 ・ただし、トータルコストに留意する必要がある。
調査票のボリュームの削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ボリュームが多いと回答者の回答意欲が低下するため、できるだけ調査票の枚数や質問の数は少なくした方がよい。
留め置き期間	<ul style="list-style-type: none"> ・留め置き期間を1～2週間程度とすることにより、休みを1～2回挟むため、回答されやすくなる。
督促状(お礼状)の送付	<ul style="list-style-type: none"> ・回答を期待されているという印象を与えられる。ただし、地域によっては苦情が発生する可能性があるため、送付の判断の際には地域性に配慮すること。 ・複数回督促をしたり、予め督促する旨が分かるようにしておく（例えば回答した旨を通知してもらうはがきを調査票に同封するなど）ことにより、督促されないよう回答するというインセンティブが働く。
調査実施の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票を配布する前に、HPや自治体の広報誌に事業内容やアンケート調査を実施することを記載し、事前に周知することでアンケートに対する関心を高める。
回収数が確実なWEBアンケートの併用	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送回収によるアンケート調査で十分な回答数が得られなかつた場合、回収数が確実なWEBアンケートを併用することにより不足分を補完する。
依頼文	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼文はA4で1枚とする。 ・調査委託先の会社名は不記載とする。

2-5 便益算定方法

(1) WTP の推定方法

- 便益計測に用いる WTP の代表値としては、平均 WTP を用いることとし、推定する際には、パラメトリック法を用いることを推奨する。

1) 課題

WTP の推計にあたり、平均値と中央値の使い方について統一的運用が必要である。

WTP を推定する際の標準的な分析方法や抵抗回答の処理方法を提示しておくことが必要である。

また、抵抗回答等票を取り除いて WTP を集計することについて、抵抗回答のサンプルは、有効回答サンプルの層よりも WTP が小さいため、過大評価ではないかという意見もあり、これらに対する対応を明示する必要がある。

2) 既存文献・実査結果等の知見

i) WTP の代表値（平均値、中央値）

WTP の代表値としては、全世帯の WTP 合計値を世帯数で除した平均値を採用する場合と、回答金額の順に並べて中央の回答者の WTP である中央値を採用する場合の二つのとり方がある。一般的には、平均値は中央値よりも高くなる傾向がある。

「平均値」「中央値」における既存事例での主な言及は以下のとおりである。

まず、平均値を推奨する見解として、大野（2000）では、WTP の代表値に対象範囲の家計数を掛けて全体便益を評価するという観点からは平均値の方が望ましいとしている。

なお、中央値を推奨する見解としては、浅野ら（2000）は、2 つの観点を挙げている。(1) 多数決ルールと社会選択ルールの関係を明らかにしたメイの定理より、地区（事業）間の採択順序の決定ではなく、ある地区（事業）を採択するかどうかの判断を行うためのみに評価額を用いるのならば、中央値のみが適切な評価額となることを積極的にいうことができる。(2) 中央値による評価額の算定の方が信頼性が高いという結果が出たとしている。なお、今回対象とする河川環境整備事業の事業評価の枠組みにおいては、住民投票等の多数決ルールにより事業採択の意思決定をしているのではないため(1)は該当せず、また(2)については、トリング等の処理（後述）により平均値でも安定的な評価が可能であると考えられる。

表 2. 19 WTP 代表値の設定方法と特徴

代表値	特 徴
平均値	<ul style="list-style-type: none"> 世帯数を乗じて便益を計測するという考え方からすると理論整合的。 中央値に比べると値が大きくなりがち（少數の高額回答が結果に影響を与える）。
中央値	<ul style="list-style-type: none"> 住民投票を前提とすると過半数が賛成する金額という意味がある。 通常、世帯別WTPの分布は金額の低い方に偏るため、中央値の方が平均値より控えめな値となる。

i i) WTP の算定方法

平均値は、アンケート調査で提示した金額と支払うと回答した標本の割合（以下、賛成率という）との関係を示す曲線（以下、賛成率曲線という）の下側の面積に相当する。

これは集計範囲内の 1 世帯当たりの WTP を直接的に示すものである。

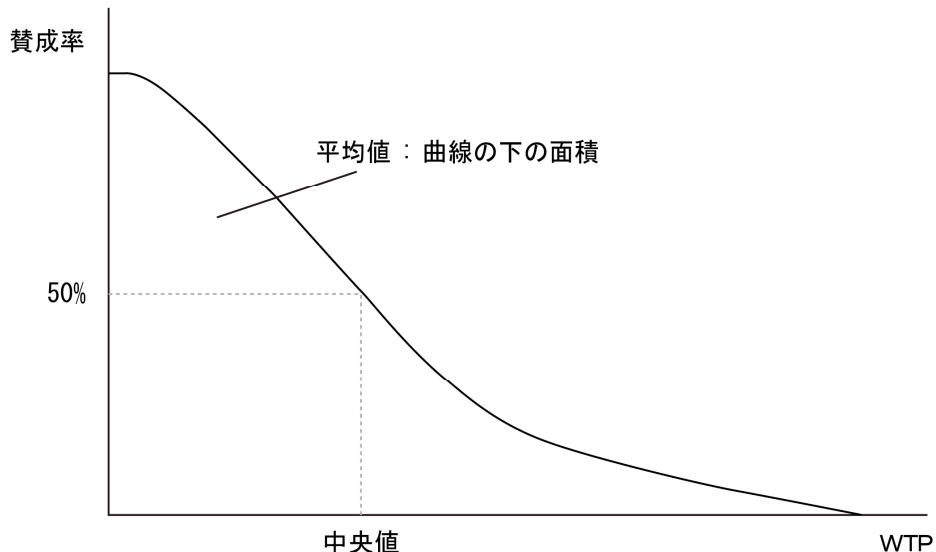


図 2. 6 賛成率曲線と平均値・中央値の関係

ここで賛成率曲線の描き方として、各提示額の賛成率を直線で補完する等、モデルによる推定を行わない方法（ノンパラメトリック法と呼ぶ）と、モデルで推定する方法（パラメトリック法と呼ぶ）とに大別される。

パラメトリック法は、賛成率曲線推定の考え方により、いくつかの方法が用いられるが、効用差モデル、すなわち、「各個人の賛成か反対かの意思決定は、賛成した場合と反対した場合に各個人が得られる効用の差に基づいてなされる」という考え方に基づくモデルを用いる事例が多い²⁵。

二項選択方式でデータを得た場合、一般的にはパラメトリック法により WTP が推定されるが、実務的にはノンパラメトリック法により簡便に WTP を推定することもできる。

表 2. 20 パラメトリック法の例

推計方法	特徴
効用差モデル	経済的な理論に基づき WTP の関数形を推定するため、経済理論に合致する。
生存分析	関数形として生存関数 ²⁶ を仮定して、賛成率曲線を推定する。
WTP 関数モデル	賛成率曲線の関数形を回答者属性データ等を用いて推定する。 WTP を直接推定するので、WTP の要因を分析するのに便利である。

ノンパラメトリック法は、モデルを使用しないため平易であり、現場においても一般的に用いられる方法である。簡略化のため提示額が 3 段階 (P1, P2, P3) の場合で考えると、賛成率曲線を図 2. 7 のように描き、WTP 平均値、すなわち賛成率曲線の下側の面積 S を

$$\begin{aligned} S = & \{(S_0 + S_1) \times P_1 / 2\} \\ & + \{(S_1 + S_2) \times (P_2 - P_1) / 2\} \\ & + \{(S_2 + S_3) \times (P_3 - P_2) / 2\} \end{aligned}$$

で算出する。なお、最高提示額 P3 においても一部の標本に「支払う」という回答があると、賛成率曲線の X 切片が得られない。この場合は P3 よりも高い金額での賛成率を 0 と考える（この操作を裾切りという）。

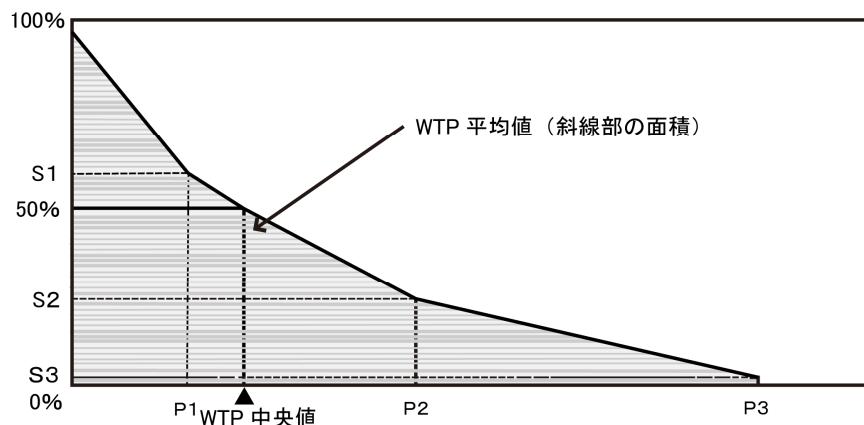


図 2. 7 WTP 算出方法のイメージ

²⁵ 効用差モデルに基づくパラメトリック分析の実際については土木学会（1995）に詳しい。また、パラメトリック法とノンパラメトリック法の比較については寺脇（1998）で行われている。
なお、生存分析を用いた例として足立（2000）が挙げられる。

²⁶ 生物の生存期間と死亡率の関係を示す関数。同様の関係が支払意思額と賛成率との間に見られると仮定して分析を行う。

『ノンパラメトリック法』と、モデルで推定する『パラメトリック法』を比較すると、前者が異常回答の影響を受けやすいのに対し、後者は関数形を設定するため比較的安定的な結果が得られやすいと考えられる。

表 2.2.1 賛成率曲線の導出方法の特徴

導出方法	特徴
パラメトリック法	<ul style="list-style-type: none"> 賛成率曲線の関数形をモデル分析により推定する。 モデル分析が必要である。 関数形を仮定するため、高額賛成回答の影響をあまり受けない。
ノンパラメトリック法	<ul style="list-style-type: none"> アンケート結果に基づき提示額別の賛成率をグラフにプロットし、各点を線形補完して賛成率曲線を作成する。 モデルを用いないため、平易である。 平均 WTP を算定する際、高額賛成回答の影響を受けやすい。

3) 対応

便益計測に用いる WTP の代表値としては、平均 WTP を用いることとする。

WTP の推定の際には、以下に示すように抵抗回答の処理を適切に行う必要がある。

WTP の代表値を推定する際には、パラメトリック法を用いることを推奨する。

WTP の推定の際には、適切なトリミング・裾切りにより過大な推計を避けるとともに、抵抗回答の適切な処理を行い、不適切なデータを分析に用いないよう留意する。

i) トリミング・裾切り

代表値として平均値を用いる場合、最高提示額においても「支払う」と回答する標本がある場合、賛成率曲線と X 軸の交点に関しては、直接的な観測データが得られないことがある（ノンパラメトリック法の場合）。また、パラメトリック法の場合は、賛成率曲線として仮定する分布形によって X 軸に漸近し X 軸の交点は得られないことがある。

このような場合、一定の金額で積分計算を打ち切ることが必要となる²⁷。打ち切る方法としては、最大提示金額で裾切りする、あるいは回答者上位 10%（または 5%）をカットする等の方法がある。

²⁷ 特に、二段階二項選択方式の場合、最高提示額の標本数が十分確保できないために標本誤差が大きくなり最高提示額において高い賛成率が推定されることがある。また、二段階二項選択方式の特性から一定の割合で支払うと回答する標本が発生しやすいことから、最高提示額において高い賛成率が推定されることがある。

ii) 抵抗回答等の処理

回答者のなかには、支払意思額に関する質問において、事業を実施する場合としない場合（あるいは継続する場合と中止する場合）の効用を比較して支払意思額を回答するのではなく、調査票に提示される仮想的市場（支払意思額の徴収の仕方など）に抵抗を感じるために「支払わない」と回答するものが見られる。この回答を抵抗回答という。

抵抗回答は、事業に対する支払意思額を表明していない回答であるため、支払意思額推定においてはこのような回答を適切に排除する必要がある。

また、回答者が、調査対象事業により実現する効果以外のものに価値を感じて支払意思額を回答したり、事業の実施に価値を感じていないにもかかわらず支払いに賛成していたりすると、支払意思額が過大に回答される等、適切な支払意思額が得られない恐れがある。そのため、調査対象事業やアンケートに対する理解が十分でない回答者のデータについても、分析から適切に排除する必要がある。

a) 抵抗回答の把握方法

支払い意思額の質問の後ろに、抵抗回答を判別するための質問を設け、「支払わない」とした回答が抵抗回答であるかどうかを把握する。抵抗回答者の回答については、支払意思額の推定に用いる標本から除外する。

また、支払額がゼロのときの賛成率が得られるよう、支払額がゼロであっても事業に反対する回答者の比率も把握できるようにする。

図 2. 8 の例では、3) や 4) の選択肢を選んだ回答者は、事業を実施する場合としない場合（あるいは継続する場合と中止する場合）の効用の変化と支払意思額を比較して「支払わない」と回答したのではないことから、抵抗回答、ないし回答の保留（拒否）と見なす。この選択肢を選んだ回答者の回答結果は、支払意思額の推定に用いる標本から除外する。

なお 1) の選択肢を選んだ回答者は、支払意思額が 0 円～50 円/月の間にあるということであり、2) の選択肢を選んだ回答者は、支払額がゼロであっても事業に反対であることを示す。これらは抵抗回答ではないため、支払意思額の推定に用いる標本から除外しない。

ただし、3) 4) の抵抗回答が多い場合に、これらを支払意思額の推計標本から除外して推計した結果が過大評価であると指摘される場合の対応として、抵抗回答サンプルを事業反対（WTP=0 円）の有効回答とみなして、控えめな WTP を推計し評価を行うことも考えられる。

問. 前問で、「事業が行われる(毎月の支払いが 50 円)」よりも「事業が行われない(毎月の支払いはなし)」の方がよいとお答えになった方にお伺いします。その理由は何ですか。あてはまるものを 1 つ選び、番号を○で囲んで下さい。その他の場合、()の中に具体的にお書きください。

選択肢	判断	理由
1) 事業が行われる方がよいとは思うが、毎月 50 円(年間あたり 600 円)を支払う価値はないと思うから。	有効回答	正当な反対理由である。
2) たとえ支払いがなくても、この事業を行わない方がよいと思うから。	有効回答	正当な反対理由である。
3) 世帯から負担金を集めるとの仕組みに反対だから。	抵抗回答	支払方法に対する抵抗からの反対である。
4) これだけの情報では判断できない。	抵抗回答	支払意思額の回答 자체を拒否している。
5) その他()	—	自由記入に応じて判断

図 2. 8 抵抗回答を判別するための設問例

b) 回答者の理解の確認

調査対象事業やアンケートに対する理解が十分でない回答者のデータを分析から除くための対応策として、回答者の調査内容に対する理解を確認するための質問を設定する方法がある。

調査対象が河川における自然再生を目的とした事業であるとすると、図2.9に示すように支払いに賛成した理由として、1) や 2) を選択する場合、事業によって実現する効果（仮想的市場の設定において掲げられている効果）を挙げていることから、回答者の理解に問題はない。3) を選択する場合、事業によって実現しない効果を挙げていることから、調査対象事業の効果を的確に理解しているとは言えない。また、CVMは本来、事業によって自らの世帯が得られる満足度の向上に対する支払意思額を回答するものであるにもかかわらず、4) の選択肢のように、自らの世帯にとって価値がないと判断しているにもかかわらず、賛成している場合は、アンケートの内容に対する理解が十分ではないと言える。したがって、3) や 4) の選択肢を選んだ回答者の回答結果は、支払意思額の推定に用いる標本から除外する。

問. 前問で、「事業が行われない（毎月の支払いはなし）」よりも「事業が行われる（毎月の支払いが 50 円）」の方がよいとお答えになった方にお伺いします。その理由は何ですか。あてはまるものをいくつでも選び、番号を○で囲んで下さい。その他の場合、() の中に具体的にお書き下さい。

選択肢	判断	理由
1) 眺めがよくなるから。	有効回答	事業によって実現する効果である。
2) 自然環境が再生されるから。	有効回答	事業によって実現する効果がある。
3) 環境整備事業の目的外の内容を記述 下記選択肢例を参照	無効回答	事業の目的ではない。
4) 自分や家族にとって価値はないが、他の世帯も支払うのであれば仕方ないから。	無効回答	事業の効果に価値がないと判断しているにもかかわらず賛成している。
5) その他 ()	—	自由記入に応じて判断。

※3) の選択肢例

- ・農業などに水が利用できるようになるから
- ・魚の養殖ができるようになるから。
- 等

図 2.9 回答者の理解を確認するための設問例

(2) 範囲設定

- ・便益の集計範囲とする世帯は、水辺整備といった主として利用価値については当該事業箇所の利用者の居住範囲とし、水質改善・自然再生といった主として非利用価値においては、事前調査による事業箇所と WTP や認知度の関係の傾向分析により、事業箇所からの距離に応じた各指標の減衰傾向から便益計測範囲を設定することを基本とする。ただし、実態との乖離が見られる場合には、①利用者の居住範囲として設定する方法、②商圈での設定、③関連計画での設定などの方法から、適切な方法を選択する。
- ・当該事業箇所の利用者の居住範囲は、類似する既存事業の利用範囲調査結果等をもとに決めることが考えられる。
- ・水質改善・自然再生における便益の集計範囲については、前回評価時の調査結果や既往事業の個別の実態調査等を踏まえて設定を行うことや、事前調査の実施により、範囲を設定することが考えられる。

1) 課題

事業の影響（効果）範囲の設定が難しい。また、受益範囲の設定は、整備内容によって異なると考えられる。対象者の数は、直接便益に影響するため、対外的に説明できるよう範囲設定の基準作りが必要である。特に、非利用価値に関する効果に対しては、受益の範囲設定は困難であり、合理的な説明が求められる。

2) 既存文献・実査結果等の知見

集計範囲（そのもの）について方針を示しているものはほとんどない。NOAA ガイドライン（1993）は、環境破壊の損害額算出においては「合法的に定義可能なグループ（a legally definable group）」の人口によって被害額を定義していることが示されており、このグループを市区町村と解釈すれば、これを単位とした集計範囲の設定が行われていることが示唆されている。

栗山（1997）は、環境価値の推定を行う際の WTP や受入補償額に乘じる対象世帯数は、評価対象である自然環境の影響を受ける人々であり、例えば、レクリエーションであれば訪問者、水源保全であれば下流住民であるとしているが、生態系保全であれば不特定多数の一般市民になるとしており、対象世帯数の設定の判断は容易ではないことを示唆している。

鷲田（1999）は、生態系等の価値推計の際の集計すべき人口の範囲は大きく広がらざるを得ず、国や自治体などの行政組織の区分が用いられる、としており、どの行政組織までを範囲とすればよいかについての示唆はない。

肥田野（1999）は、集計範囲の設定は非常に重要だと指摘した上で、それは何を評価したいかによって決まり、明確にとることのできるものに限定すべきであり、市町村/都道府県など自治体単位が望ましい、としている。しかしながら、どの市町村までとするべきかについては言及していない。

竹内（1999）は、特に非利用価値について、誰もが納得することができるような影響の及ぶ範囲を決定するのは困難であることを示唆している。また、WTP の集計範囲に対する純粋に経済学的な解答はなく、なんらかの取り決めがない限り、集計範囲は際限なく広がることを指摘している。

事業別の受益範囲について、浅沼ら（2001）は、点的あるいは市街地内・近接のレクリエーション・憩いの空間整備に類する特性をもつ空間整備には、10～15km 前後に便益波及の一つの境界がある可能性があること、レクリエーション・憩いの空間整備に対する WTP は、①事業特性（規模、広がり）、②事業地周辺の状況に左右される可能性を指摘している。また、この 2 点をクロスさせたカテゴリー毎に WTP 距離衰退パターンが明白となれば、受益範囲を、事前調査の実施に基づかずに定め得るようになると指摘している。

一方、現在の公共事業の評価に係るマニュアル類においても、CVM 適用時の集計範囲設定方法は明確でないものもある。

表 2.22 現行マニュアル類での集計範囲の取扱い

事業（所管部局）	対象効果	集計範囲の取扱い
小規模公園整備事業 (国土交通省都市・地域整備局)	1.一般的なモデルでは計測対象となっていないような項目 ²⁸ 2.一般的な公園とは整備レベルが異なり、より効果が大きく出ることが考えられる項目	計測項目の及ぶ範囲を計測者が設定する。ただし、遺跡・史跡の保護や希少動植物の保全の場合、その価値の大きさにより、効果の及ぶ範囲が異なることが考えられる。このような場合でも、最大でも所在県までを範囲内とする。
下水道事業 (国土交通省都市・地域整備局)	公共用水域の水質保全効果	環境価値を認めるであろう全ての家屋（水質が向上する全体計画区域内の家屋、処理水の放流先より下流かつ当該公共用水域関連世帯、等）
都市再生総合整備事業・市街地環境整備事業 (国土交通省総合政策局、都市・地域整備局、住宅局)	施設存在便益、市民文化向上便益等	受益者の地域分布を考慮し、適切なエリアでアンケートすること
港湾整備事業 (国土交通省港湾局)	港湾周辺地域環境の改善、生態系及び自然環境の保全・向上	港湾緑地整備箇所の周辺に居住する住民に対するアンケート調査の実施等により、プロジェクトの認識度、利用意思等を分析し、受益範囲を設定することが望ましい。
海岸事業 (国土交通省水管理・国土保全局、港湾局)	災害による精神的被害軽減、海岸利用・海岸環境保全	過去の事例や他事例を参考に設定。

28 一般的なモデルで計測対象となっている項目とは、効用関数法（プロジェクトの実施により、関係者の持つ望ましさ（効用）の変化から便益を貨幣価値で評価する方法）により計測されるもので、具体的には「実際に公園を利用する、または将来の利用を担保する価値」「都市景観の向上、都市環境を維持・改善する価値」「震災等災害時に有効に機能する価値」としている。

便益の集計範囲とする世帯は、水辺整備等のように主に利用価値の向上が期待される事業では、当該事業箇所の利用者の居住範囲、また、水質保全・自然再生のように利用価値のみならず非利用価値の向上も期待される事業では、当該河川のことを知っている人の居住範囲を設定することを基本とする。ただし、事業毎に個別状況を勘案し、複数の視点を鑑みた上で適切な便益の集計範囲を設定してもよい。

そこで、既存の水辺整備における利用者の居住範囲、並びに既存の水質保全・自然再生における当該河川のことを知っている人の居住範囲を調査した。

まず、既存の水辺整備における利用者の居住範囲については、次の要領で実態調査を行い、以下の結果が得られた。

表 2.2.3 水辺整備における実態調査の要領

項目	内容
方式	・事業箇所訪問者への聞き取り
回収数	・各 200 票
質問内容	・どこから来たか(町丁目レベル) ・移動手段及び所要時間 ・今回の訪問の目的 等

表 2.2.4 利用範囲実態調査結果

整備内容	事業箇所	市町村	冬季	春季	夏季
坂路・散策路	江戸川小岩地区	東京都江戸川区	17.0km	24.0km	41.2km
	江戸川松戸地区	千葉県松戸市	8.6km	22.3km	9.2km
水辺の楽校	多摩川狛江地区	東京都狛江市			28.9km
	釜無川田富地区	山梨県中央市			7.0km
水辺整備	江戸川関宿地区	千葉県野田市		46.1km	
	鬼怒川草川地区	栃木県さくら市		18.6km	

注) 一部の事業については季節を変えて 3 回調査を実施。また、数値は 5% トリム値（非常に遠いところから来ているデータを除くため、遠方からの利用者データを全体の 5% 分削除している）。

また、既存の水質保全・自然再生における当該河川のことを知っている人の居住範囲については、次の要領で実態調査を行った。

その結果、以下のように、荒川や渡良瀬川のように知名度の高い河川に比べ、笛目川や矢場川のような河川は、50kmを超える距離では、当該河川のことを知っている人はほとんどいないことが分かった。また、荒川や渡良瀬川は80～100kmを超えると、比率がほぼ一定の値となっている。

表2.25 水質保全・自然再生における実態調査の要領

項目	内容
方式	・世帯への郵送配布・郵送回収
配布数	・各2,900票
質問内容	・川のことを知っていたか。 ・事業が実施されてよかったです。 等

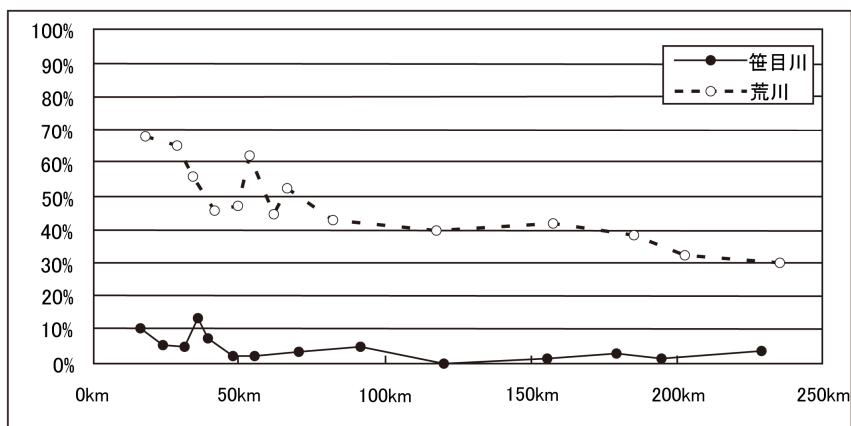


図2.11 笛目川・荒川のことを知っている人の割合（距離帯別）

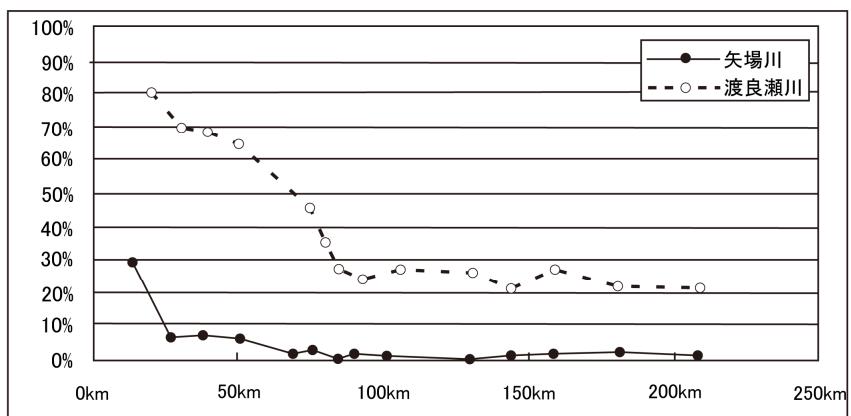


図2.12 矢場川・渡良瀬川のことを知っている人の割合（距離帯別）

3) 対応

便益の集計範囲とする世帯は、水辺整備では、当該事業箇所の利用者の居住範囲を基本として設定することとする。また、設定の際の根拠を明らかにする。また、このときの当該事業箇所の利用者の居住範囲は、事前調査結果による利用範囲調査結果等をもとに決めるることを基本とする。

以下に参考として、既存事業における利用範囲（利用者の95%程度を捕捉できる範囲）を示す。また、上記の作成に用いた個別事業の結果を以下に示す。設定の際の根拠として、これらの結果を参考にすることができる。また、事業実施箇所に訪問している人々に対して、どこから来たのかを尋ねる利用範囲調査を独自に行い、その結果を設定根拠とすることもできる。

表 2. 26 整備内容別の集計範囲

整備内容	事業箇所の特性	
	← 都市河川	地方河川 →
坂路・散策路	20km程度	—
水辺の楽校	20km程度	10km程度
水辺整備	40km程度	20km程度

※都市河川とは、以下の地域内にある指定の河川・区間である。

(詳細は、『平成21年度版河川事業関係例規集』を参照)

- (1) 首都圏の既成市街地及び近郊整備地帯
- (2) 近畿圏の既成都市区域及び近郊整備区域
- (3) 中部圏都市整備区域
- (4) 上記各号に掲げる地域以外の地域における人口の集中が著しい
大都市の市街化区域

(市街化区域が連続する隣接市町村の市街化区域を含む)

※ここで示す範囲はあくまで目安であり、実際には事前調査および前回検討結果による利用範囲調査結果等をもとに決めることを基本とする。

表 2. 27 事業別の利用範囲調査結果

整備内容	事業箇所	市町村	範囲
坂路・散策路	江戸川小岩地区	東京都江戸川区	40km程度
	江戸川松戸地区	千葉県松戸市	20km程度
水辺の楽校	多摩川狛江地区	東京都狛江市	30km程度
	釜無川田富地区	山梨県中央市	10km程度
水辺整備	江戸川関宿地区	千葉県野田市	40km程度
	鬼怒川草川地区	栃木県さくら市	20km程度

※ここで示す範囲はあくまで目安であり、実際には事前調査および前回検討結果による利用範囲調査結果等をもとに決めることを基本とする。

なお、水辺整備では、利用者が水系内から事業箇所を訪問するかどうかの認識は影響しないため便益の集計範囲に水系外を含んでも問題ないものとする。

水環境・自然再生等の非利用価値が主の効果については、前述の通り、笛目川や矢場川では、50kmを超えると当該河川のことを知っている人の比率はほぼゼロとなっており、荒川や渡良瀬川のような知名度の高い河川でない場合は、上限はほぼ50kmと考えられる。ただし現時点では、当該河川のことを知っている人の居住範囲を明らかにした事例の蓄積は十分ではなく、昨今の水質保全・自然再生の評価において、当該河川のことを知っている人の居住範囲を基本として設定して評価を行った事例に対し、便益が過大となるケースの指摘も見られることから、以下のように対応する。

事前調査等の実施により、事業箇所とWTPや認知度の関係を分析し、事業箇所からの距離に応じて各指標が大きく変化する境界部分を判断し、便益計測範囲を設定することを基本とする。WTPと認知度の2つの指標がある場合には、便益の過大評価を避けるため、便益の集計範囲の狭くなる指標を採用する。なお、前回事業評価から事業内容や社会情勢の大きな変化がない場合は、事業効果の大きな変化は生じないと考えられることから、前回設定した受益範囲を踏襲しても良いものとする。

これら方法を適用しても、実態との乖離が見られ、適切に設定ができない場合においては、以下に示す①利用圏域と同様の設定方法や、②商圈での設定、③関連計画での設定などの方法から適切な方法を選択する。また、その際には、設定の際の根拠を明らかにする必要がある。

- ①事業の価値を感じる主な主体が当該事業箇所を訪問する主体であると考えられことから、利用圏域を用いて設定する。…【利用圏域に基づく方法】
- ②各地域を商圈に分割する方法と同様に、事業の効果ごとに各地域がどの河川の影響範囲に含まれるかによって設定する。具体的には、大きな影響を受ける河川を特定し、その他の影響は基本的に無視して範囲を設定する。…【商圈の考え方に基づく方法】
- ③水環境・自然再生等で自然再生計画等の関連計画が存在し、かつ関連計画において計画の対象範囲が設定されている場合は範囲を一致させる。…【関連計画での設定の考え方に基づく方法】

(3) 事業内容（整備効果）が複数ある場合の範囲設定

- 複数の CVM の結果を加算する場合は、集計範囲が重複しないようにする。
- ある地域に複数の事業や複数の効果が及ぶ場合、それらの事業・効果に対する WTP を一括して把握することを基本とする。

1) 課題

ある事業において複数の整備効果が発現する場合、どのような調査設計とすればよいか。

複数の整備効果が想定されるケースとして、以下が挙げられる。

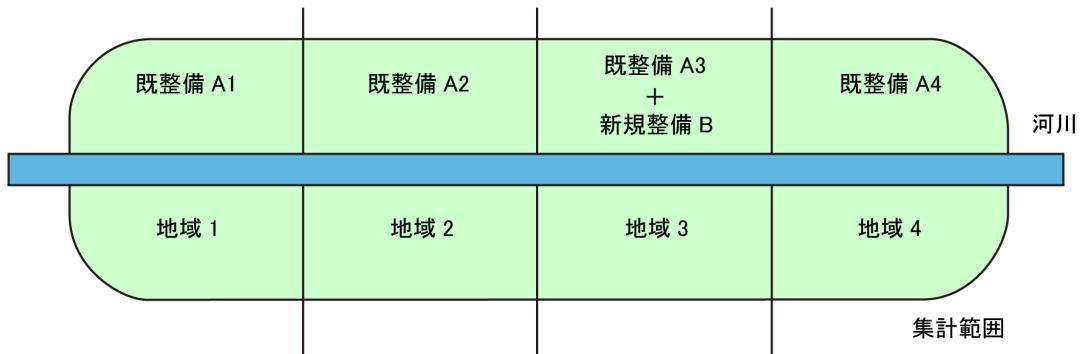
【ケース 1】

ある水系の各地域において整備（A1～A4、例えば水辺整備事業）がすでに行われており、ある地域（地域 3）にさらに同種の効果の拡大をもたらす整備（A3'）が実施される場合、新規整備（A3'）の便益、並びに水系全体の便益はどのように算定するべきか。



【ケース 2】

ある水系の各地域において整備（A1～A4、例えば水辺整備事業）がすでに行われており、ある地域（地域 3）に別の効果をもたらす整備（B）が実施される場合、新規整備の便益（B）、並びに水系全体の便益はどのように算定するべきか。



2) 既存文献・実査結果等の知見

複数の事業内容（整備効果）がある場合の便益計測方法として、次のとおり整理される。

表 2.28 複数の事業内容（整備効果）がある場合の便益計測方法の種類と特徴

便益計測方法	特徴
整備効果 A と B の両方のシナリオを提示して WTP ^{A+B} から得る方法	事業評価の現場においては、新規に CVM 調査を実施して計測する場合、一般的にこの方法を採用している。
整備効果 A のみのシナリオを提示して得られる WTP ^A と、整備効果 B のみのシナリオを提示して得られる WTP ^B を加算する	事業評価の現場においては、既存の計測事例において整備効果 A または B 単独のものがある場合、これらの結果を用いて加算することがある。

Takeuchi et al. (1996) は、ある評価対象全体の WTP と、評価対象の一部を取り出して評価した WTP を比較すると、概ね前者よりも後者の方が小さな評価となることを示している。一方で、両者の違いが評価できない事例もある。

Kahneman (1986) は、カナダのオンタリオ州における全ての湖の水質改善に対する WTP が、同州の 1 つの湖の水質改善に対する WTP よりそれほど大きくないことを指摘している。Kahneman et al. (1992) は、1) 環境保護活動の WTP、2) そのうちの災害対策への WTP、3) さらにそのうちの災害救援活動への WTP に有意な差がみられないという結果を得ている。Diamond et al. (1993) は、原生自然地域の保護区域に対する WTP は、範囲を変えても有意な差がみられないという結果を得ている。Desvouges et al. (1993) では、渡り鳥の保護に対する WTP について、渡り鳥の保護数が少ないほど WTP も減少するという仮説が 1% のレベルで棄却されている。

また、鈴木 (2000) は、「船舶事故による油流出から我が国海岸の環境を守ることに対する支払意思額」を尋ねる調査において、回答者は考慮すべき複数の要素に対して整合性が保たれた思考をしていない可能性を指摘している。

ここで、WTP の差異が適切に評価できない事例が発生しやすいのは、一般的に「刺激」と「成果」(ここでは WTP) の間には非線形の関係が成り立ち (Yerkes-Dodson の法則)、評価対象財の規模の増加に対して WTP の増加が低減するという関係にあるためである。

従って、複数の整備効果がある場合のシナリオ設定については、上記のような非線形の関係を踏まえると、個々の整備効果に対する WTP を把握して加算するのではなく、一括的な効果に対する WTP を把握することが望ましい。

ケース 1 やケース 2 のような場合、上記の観点から各整備の集計範囲は重ならないようにし、ある世帯の 2 種類の WTP が加算されるようなことがないようにする必要があると考えられる。

また、地域 3において 2種類の WTP が加算されないようにする必要があると考えられる。たとえば、既存の調査で得られた「既整備 A3に対する WTP」と「新規整備 A3'に対する WTP」を合算して地域 3における便益を計測してはならないと考えられる。

例えば、「新規整備 A3'に対する WTP」を把握する CVM を実施した場合、この結果を新規整備 A3'のみの評価に用いることはできるが、水系全体の評価を行う際に既整備 A3に対する便益と合算はすべきではなく、いずれか一方のみを用いるべきである。

3) 対応

複数の CVM の結果を加算する場合は、集計範囲が重複しないようにする。

ある地域に複数の事業や複数の効果が及ぶ場合、それらの事業・効果に対する WTP を一括して把握することを基本とする。

例えば、水系全体の評価を行う場合、便益の及ぶ範囲を複数の地域に区切り、それぞれごとに 1つの WTP を設定して地域ごとの便益を計測し、それらを合算する。

ある地域に複数の事業の影響が及ぶ場合は、複数の事業の効果に対する WTP を設定する。ただしそれが難しい場合はいずれか 1つの事業に対する WTP を設定する。

なお、NOAA ガイドライン（1993）では、環境破壊の損害額算出においては「合法的に定義可能な受益範囲は確実に効果が及ぶ範囲を設定し、便益が過大に評価されないように留意する必要がある」としている。

《参考》 アンケート依頼文ひな形

〇〇川の河川環境整備事業に関するアンケート調査への
ご協力のお願い

平成〇年〇月
〇〇〇（調査主体名）

謹啓

時下、みなさまがたにおかれましてはますます健勝のことと存じます。

〇〇〇（調査主体名）では、河川を利用する人々の安全性を高め、より安心して水に親しめるように、「〇〇水系の河川環境整備事業」を進めています。「〇〇水系の河川環境整備事業」の内容につきましては、お手数ですが別紙の事業説明資料をご覧下さい。

今回のアンケート調査は、この河川環境整備事業の評価を皆様方のご意見をもとにおこなうために実施するものです。この環境整備の効果が及ぶ範囲として期待される周辺地域にお住まいの方々を対象にお送りしております。

お忙しいところまことに恐れ入りますが、本アンケート調査の目的をご理解いただき、ご協力下さいますようよろしくお願い申し上げます。

謹白

ご記入に際して

- ・このアンケートには、あなたの世帯の中で主な収入を得ておられる方、またはそれに準じる方（主にその配偶者）がお答え下さい。
- ・お答えは同封の調査票に直接記入して下さい。
- ・ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れ〇月〇日（月）までにご投函下さるようお願いいたします。

個人情報の取扱いについて

- ・このアンケートは、住民基本台帳から無作為に抽出した、〇〇周辺にお住まいの世帯にお送りしております。
- ・この調査票にご記入いただいた内容は全て統計的に処理しますので、個々の数値やご意見が公表されることはありません。
- ・また、本調査の目的以外に使用することも決してありません。

アンケート調査についてのお問い合わせ

- ・本アンケート調査について不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

国土交通省〇〇〇局△△事務所 □□課（調査主体・部署名）
担当：〇〇、〇〇
電話：(xx)XXXX-XXXX／FAX：(xx)XXXX-XXXX
(電話は土・日・祝日を除く〇〇:〇〇～〇〇:〇〇)

《参考》 アンケート調査票の構成

アンケート調査票の構成例としては、以下の様な構成があげられます。
次頁以降に各内容毎の設問例を示します。必要な質問を抽出・修正してご使用ください。

①調査対象水域との関わり

- ・調査対象水域の存在を知っているか。
- ・訪れる頻度
- ・訪れる目的
- ・訪れる際の交通機関、所要時間

②当該事業についての認識

- ・事業について知っていたか。
- ・事業の効果、効果対象の認識

【新規事業箇所評価】

- ・事業実施後の利用希望

【再評価】

- ・事業実施前の利用状況
- ・事業実施後の利用希望

【事後評価】

- ・事業実施前の利用状況
- ・実施後の効果確認

③支払意思額の確認

- ・仮定した状況設定の説明
(状況 A、B の説明、負担金等支払の説明)
- ・支払意思額の確認
(多段階二項選択方式：最小、最大提示額の設定、7～8 段階の質問)
- ・抵抗回答の把握
- ・回答者の理解の確認

④回答者の属性

- ・性別
- ・年代
- ・職業
- ・居住地区（郵便番号等）
- ・同居人数

⑤その他

- ・わかりづらい点の確認
- ・自由回答欄

《参考》 アンケート調査票の質問内容例

①調査対象水域との関わり

必要な質問を抽出・修正してご使用ください。

- ・調査対象水域の存在を知っているか。

《質問例》

あなたは、〇〇水域についてご存知でしたか。当てはまるものを 1 つ選び、番号を〇で囲んで下さい。

- | | |
|-------------|---------------|
| 1) よく知っている | 2) ある程度は知っている |
| 3) 名前は知っている | 4) 全く知らない |

- ・調査対象水域を訪れる頻度

《質問例》

あなたは現在、〇〇水域にどのくらいの頻度で訪れていますか。当てはまるものを 1 つ選び、番号を〇で囲んで下さい。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1) ほぼ毎日 | 2) 週 1 回程度 |
| 3) 月 1 回程度 | 4) 年 1 回程度 |
| 5) 年数回程度 | 6) 数年に 1 回程度 |
| 7) 訪れたことはない | 8) その他 () |

- ・調査対象水域を訪れる目的

《質問例》

〇〇水域を訪れた目的は何ですか。あてはまるものを全て選び、番号を〇で囲んで下さい。

- | | |
|--------------------|-------------|
| 1) 散歩やジョギング | 2) 観光・ドライブ |
| 3) 釣りや水遊び | 4) カヌーなどの利用 |
| 5) イベント | 6) スポーツ |
| 7) 自然観察、環境・体験学習等 | |
| 8) 通勤、通学、買い物などの通り道 | |
| 9) その他 () | |

- ・調査対象水域を訪れる際の交通機関、所要時間

《質問例》

あなたのお宅から〇〇水域までの所要時間はおよそどのくらいですか。あてはまるものを 1 つずつ選び、番号を〇で囲んで下さい。

- | | |
|------------|----------|
| 1) 車・バイク | 2) バス・鉄道 |
| 3) 自転車 | 4) 徒歩 |
| 5) その他 () | |

を利用して

- | | |
|--------------|--------------|
| 1) 10 分未満 | 2) 10 分～30 分 |
| 3) 30 分～1 時間 | 4) 1 時間以上 |

くらい

《参考》 アンケート調査票の質問内容例（つづき）

- ・訪問時に同時に訪れる場所

《質問例》

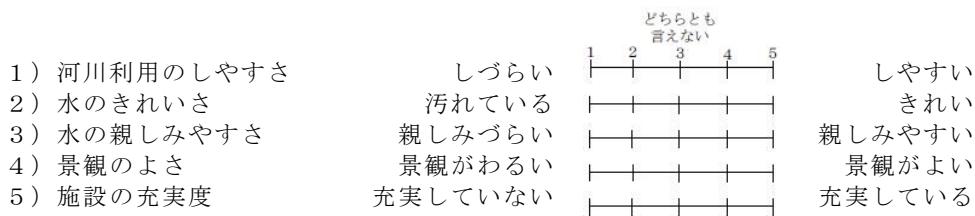
〇〇水域を訪れるときは、どこか他の場所も訪れますか。あてはまるものを全て選び、番号を〇で囲んで下さい。

- 1) ○〇河川
- 2) ××公園
- 3) □□競馬場
- 4) ☆☆湖
- 5) ●●遊園地
- 6) その他 ()
- 7) いかない

- ・水域についての認識

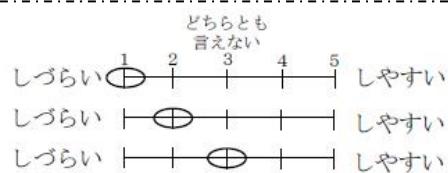
《質問例》

あなたは今の〇〇水域のことをどう思いますか。1)～3) それについて、あてはまるものを1つ選び、該当する箇所を〇で囲んで下さい。



1) の記入例

しづらいと思う場合



《参考》 アンケート調査票の質問内容例（つづき）

②当該事業についての認識

必要な質問を抽出・修正してご使用ください。

- 事業について知っていたか。

《質問例》

あなたは、〇〇水域において「△△事業」が行われていることについてご存知でしたか。当てはまるものを1つ選び、番号を〇で囲んで下さい。

- 1) 知っていた
- 2) 名前は聞いたことがある
- 3) 知らなかった

- 事業効果の認識

《質問例》

あなたは、別紙の説明資料に示した「△△事業」の主な効果について、ご存じでしたか。当てはまるものを1つ選び、番号を〇で囲んで下さい。

- 1) 知っていた
- 2) だいたい知っていた
- 3) 少し知っていた
- 4) 今回初めて聞いた

- 事業効果対象の認識

《質問例》

あなたは、この事業が行われた場合、あなたやあなたの世帯にとってなにかいいこと（効果）があると思いますか。当てはまるものを1つ選び、番号を〇で囲んで下さい。

- 1) 将来いつでも利用できるようになるので。
- 2) 自分の親類や友人など、他の人にとっていいことなので。
- 3) 自分の子孫を含め、将来の世代にとっていいことなので。
- 4) 河川の環境がよくなること（利用しやすくなること）自体がいいことなので。
- 5) その他()
- 6) いいことがない。

- 事業実施後の利用希望【新規事業箇所評価時、再評価時】

《質問例》

別紙の説明資料に示した「△△事業」が行われたとした場合、〇〇水域を訪れたいですか。あてはまるものを1つ選び、番号を〇で囲んで下さい。

- 1) ほぼ毎日いきたい
- 2) 週1回程度いきたい
- 3) 月1回程度いきたい
- 4) 年1回程度いきたい
- 5) 年数回程度いきたい
- 6) 年に1回程度いきたい
- 7) いきたくない

《参考》 アンケート調査票の質問内容例（つづき）

・事業実施前の利用状況【再評価時、事後評価時】

《質問例》

あなたは、別紙の説明資料に示した「△△事業」で整備が行われる前（××年以前）に○○水域に何回ぐらい訪れていましたか。あてはまるものを1つ選び、番号を○で囲んで下さい。

- | | |
|-------------|------------|
| 1) ほぼ毎日 | 2) 週1回程度 |
| 3) 月1回程度 | 4) 年1回程度 |
| 5) 年数回程度 | 6) 数年に1回程度 |
| 7) 訪れたことはない | 8) その他 () |

・実施後の効果確認【事後評価時】

《質問例》

○○水域の「△△事業」で行われた整備について、あてはまるものを1つ選び、番号を○で囲んで下さい。

- | |
|------------------------------------|
| 1) ○○水域に魚・植物等の様々な生物が生息・生育して満足している。 |
| 2) 地域の活性化につながり満足している。 |
| 3) 自然環境の学習ができ、満足している。 |
| 4) 満足していない。（理由： ） |
| 5) その他（ ） |

・実施後の効果確認【事後評価時】

《質問例》

○○水域における、説明資料のような「△△事業」の実施をどのようにお考えですか。あてはまるものを1つ選び、番号を○で囲んで下さい。

- | |
|------------------|
| 1) 重要だと思う。 |
| 2) やや重要だと思う。 |
| 3) どちらでもない。 |
| 4) あまり重要ではないと思う。 |

・今後の○○水域の環境に求めたいこと

《質問例》

今後の○○水域の環境を考えていくうえで、以下の項目はそれぞれどの程度重要だとお考えですか。あてはまる箇所を○で囲んで下さい。

	重要	どちらとも言えない	重要ではない
1) 豊かな水量	重要	1 2 3 4 5	重要ではない
2) 水質の改善	重要	———— —— —— ——	重要ではない
3) 自然環境の保全	重要	—— —— —— ——	重要ではない
4) 利用のしやすさ	重要	—— —— —— ——	重要ではない
5) 歴史・文化・景観への配慮	重要	—— —— —— ——	重要ではない

《参考》 アンケート調査票の質問内容例（つづき）

③支払意思額の確認

下記説明文に必要な追加・修正をしてご使用ください。また、必要な質問を抽出・修正してご使用ください。

・仮定した状況設定の説明

事業実施前後（状況 A、B）の状況説明（図や写真の説明については、別紙説明資料を参照してもらう）、負担金等支払の説明

《説明例》

ここからは仮定の質問です。説明文をよくお読みになったうえでお答え下さい。

○○水域の整備は、実際には税金によって実施されていますが、ここでは事業の効果を金額に置きかえて評価するために、仮に『事業が税金ではなく、各世帯から負担金を集めて行われるような仕組みがあったとしたら』、という状況を想像してください。（これはあくまでも事業の効果を評価するためのこのアンケート上での仮定であり、実際にこのような仕組みが考えられているわけではありません。また、この回答をもって税金の値上げを行うことも一切ありません）

【状況 A：事業を実施しない場合】	【状況 B：事業により○○した場合】
説明資料の事業はなされず、○○の整備はされません。	説明資料の事業がなされ、○○が整備されます。 □□の効果があります。 ☆☆の効果があります。

（※整備内容・整備効果については、別紙の事業説明資料をご確認下さい。）

・ · ·
· · ·
· · ·

質問にお答えいただきありがとうございました。これで仮定の話はおわりです。

《参考》 アンケート調査票の質問内容例（つづき）

・支払意思額の確認

《質問例》

次の（1）から（7）に、状況Bの負担金の額を示します。あなたはそれについて、状況Aと状況Bのどちらが望ましいかを考え、望ましいと思う方の番号を○で囲んで下さい。なお、負担金はこの地域にお住まいの間、負担していただくものと仮定します。そのため、負担金の分だけあなたの世帯で使うことのできるお金が減ることを、じゅうぶん念頭においてお答え下さい。また、負担金は説明資料の事業の実施と維持管理のためにのみ使われ、他の目的にはいっさい使われないとします。

（1）状況Bの負担金が世帯あたり毎月50円（年間あたり600円）

- | | |
|------------------|----------------|
| 1) 支払わない（状況Aがよい） | 2) 支払う（状況Bがよい） |
|------------------|----------------|

（2）状況Bの負担金が世帯あたり毎月100円（年間あたり1,200円）

- | | |
|------------------|----------------|
| 1) 支払わない（状況Aがよい） | 2) 支払う（状況Bがよい） |
|------------------|----------------|

（3）状況Bの負担金が世帯あたり毎月200円（年間あたり2,400円）

- | | |
|------------------|----------------|
| 1) 支払わない（状況Aがよい） | 2) 支払う（状況Bがよい） |
|------------------|----------------|

（4）状況Bの負担金が世帯あたり毎月500円（年間あたり6,000円）

- | | |
|------------------|----------------|
| 1) 支払わない（状況Aがよい） | 2) 支払う（状況Bがよい） |
|------------------|----------------|

（5）状況Bの負担金が世帯あたり毎月1,000円（年間あたり12,000円）

- | | |
|------------------|----------------|
| 1) 支払わない（状況Aがよい） | 2) 支払う（状況Bがよい） |
|------------------|----------------|

（6）状況Bの負担金が世帯あたり毎月2,000円（年間あたり24,000円）

- | | |
|------------------|----------------|
| 1) 支払わない（状況Aがよい） | 2) 支払う（状況Bがよい） |
|------------------|----------------|

（7）状況Bの負担金が世帯あたり毎月5,000円（年間あたり60,000円）

- | | |
|------------------|----------------|
| 1) 支払わない（状況Aがよい） | 2) 支払う（状況Bがよい） |
|------------------|----------------|

《参考》 アンケート調査票の質問内容例（つづき）

・抵抗回答の把握

《質問例》

上記問の（1）で「支払わない（状況Aがよい）」とお答えになった方にお伺いします。その理由は何ですか。あてはまるものを1つ選び、番号を○で囲んで下さい。その他の場合、（ ）の中に具体的にお書き下さい。

- 1) 事業が必要だと思うが、負担金を支払う価値はないと思うから
- 2) この事業は必要ないと思うから
- 3) 負担金を集めるという仕組みに反対だから
- 4) これだけの情報では判断できないから
- 5) その他（ ）

・回答者の理解の確認

《質問例》

上記問の（1）で「支払う（状況Bがよい）」とお答えになった方にお伺いします。その理由は何ですか。あてはまるものをいくつでも選び、番号を○で囲んで下さい。その他の場合、（ ）の中に具体的にお書き下さい。

- 1) ○○がよくなるから
- 2) ××の環境が再生されるから
- 3) 河川環境整備事業の目的外の内容を記述（下記選択肢例参照）
- 4) 自分や家族にとって価値はないが、他の世帯も支払うのであれば仕方がないから
- 5) その他（ ）

※ 3) の選択肢例

- ・農業などに水が利用できるようになるから
- ・魚の養殖ができるようになるから。

等

《参考》 アンケート調査票の質問内容例（つづき）

④回答者の属性

必要な質問を抽出・修正してご使用ください。

- ・性別

《質問例》

あなたの性別はどちらですか。番号を○で囲んで下さい。

- | | |
|-------|-------|
| 1) 男性 | 2) 女性 |
|-------|-------|

- ・年代

《質問例》

あなたの年齢についてあてはまるものを1つ選び、番号を○で囲んで下さい。

- | | | | |
|--------|--------|----------|--------|
| 1) 10代 | 2) 20代 | 3) 30代 | 4) 40代 |
| 5) 50代 | 6) 60代 | 7) 70代以上 | |

- ・居住地区

《質問例》

あなたのご住所の郵便番号をご記入下さい。

			-				
--	--	--	---	--	--	--	--

- ・職業

《質問例》

あなたの世帯で主な収入を得ておられる方のご職業は何ですか。あてはまるものを1つ選び、番号を○で囲んで下さい。

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| 1) 自営 | 2) 給与所得者（会社員、公務員等） |
| 3) 会社・団体役員 | 4) パート・アルバイト |
| 5) 年金生活者 | 6) 学生 |
| 7) その他（ ） | |

《参考》 アンケート調査票の質問内容例（つづき）

⑤その他

必要な質問を抽出・修正してご使用ください。

- ・わかりやすさの確認

《質問例》

ここまで質問内容で分かりづらい点や答えにくい点はありましたか。当てはまるものを1つ選び、番号を○で囲んで下さい。

- 1) ○○水域の現状がどのようにになっているのかよくわからなかった。
- 2) △△事業が実施されることにより、どのような変化があるのかよくわからなかった。
- 3) 事業実施のために住民から負担金を集めるという想定が受け入れづらかった。
- 4) 支払うかどうか答えづらかった。
- 5) ○○水域に興味がなかったため、答えづらかった。
- 6) アンケートを実施する側（国土交通省）の反応が気になった。
- 7) その他（ ）
- 8) わかりやすかった。

- ・自由回答欄（事業毎必要に応じて）

《質問例》

今後の河川環境整備事業のあり方や、アンケートの内容や体裁についてご意見がございましたら自由にお書き下さい。

《質問例》

○○水域に関して日頃感じていることや思うところをお聞かせください。

《参考》 アンケート調査票の良い例、悪い例

【アンケート調査票の対比 1（概観）】

記載例					
○	<p>問1. あなたは、〇〇湖についてご存知でしたか。当てはまるものを1つ選び、番号を〇で囲んで下さい。</p> <p>1) よく知っている 2) ある程度は知っている 3) 名前は知っている 4) 全く知らない</p> <p>○質問を厳選し、頁数を少なくする。</p> <p>問2. あなたは、〇〇湖が説明資料に示したような水質状況であることをご存じでしたか。 当てはまるものを1つ選び、番号を〇で囲んで下さい。</p> <p>1) 知っていた 2) 知らなかった</p> <p>○文字を少なくスペースを広くして読みやすくする。</p> <p>問3. あなたのお宅から〇〇湖までの所要時間はおよそどのくらいですか。あてはまるものを1つずつ選び、番号を〇で囲んで下さい。</p> <table border="1"> <tr> <td>1) 車・バイク 2) バス・鉄道 3) 自転車 4) 徒歩 5) その他()</td> <td>を利用して</td> <td>1) 10分未満 2) 10分～30分 3) 30分～1時間 4) 1時間以上</td> <td>くらい</td> </tr> </table> <p>問4. あなたは、この事業が行われた場合、あなたやあなたの世帯にとってなにかいいこと（効果）があると思いますか。当てはまるものを1つ選び、番号を〇で囲んで下さい。</p> <p>1) 将来いつでも利用できるようになるので。 2) 自分の親類や友人など、他の人にとっていいことなので。 3) 自分の子孫を含め、将来の世代にとっていいことなので。 4) 河川の環境がよくなること（利用しやすくなること）自体がいいことなので。 5) その他()</p>	1) 車・バイク 2) バス・鉄道 3) 自転車 4) 徒歩 5) その他()	を利用して	1) 10分未満 2) 10分～30分 3) 30分～1時間 4) 1時間以上	くらい
1) 車・バイク 2) バス・鉄道 3) 自転車 4) 徒歩 5) その他()	を利用して	1) 10分未満 2) 10分～30分 3) 30分～1時間 4) 1時間以上	くらい		
×	<p>問1. △△湖が説明資料に示したような水質状況であることをご存じでしたか。 (あてはまるものを1つ選んでください)</p> <p>1) そのような水質状況であると知っていた。 2) △△湖のことは知っていたが、水質状況までは知らなかった。 3) △△湖のことを知らなかった。</p> <p>×文字が多くて読みにくい。</p> <p>問2. あなたの世帯では、△△湖に湖水浴や釣り、キャンプ、水上スポーツなどのレクリエーション目的で行かれたことがありますか。（あてはまるものを1つ選んでください） ※湖に立ち寄らず、近くを通過しただけのものは含みません。</p> <p>1) 行ったことがある 2) 行ったことがない</p> <p>問3. △△湖に行くとした場合、片道の所要時間はどの程度かかりますか。 (あてはまるものを1つ選んでください)</p> <p>1) 15分以内 2) 30分以内 3) 1時間以内 4) 1時間30分以内 5) 2時間以内 6) 2時間30分以内 7) 3時間以内 8) 3時間超 9) わからない</p> <p>×質問が多く、頁数が多くなる。</p> <p>問4. △△湖に行くとした場合の主な手段は何ですか。 (あてはまるものを1つ選んでください)</p> <p>1) 車／バイク 2) 電車 3) バス 4) 自転車 5) 徒歩</p> <p>問5. △△湖水環境整備事業が行われた場合、あなた、またはあなたの世帯にとって、なにかいいこと（効果）があると思いますか。（あてはまるものを1つ選んでください）</p> <p>1) いいことがあると思う 2) いいことがあるとは思わない</p> <p>問6. Q5で「いいことがあると思う」とお答えになられた方にお伺いします。その理由は何ですか。あてはまるものを全て選び、番号を〇で囲んでください（複数回答可）。</p> <p>(あてはまるものを1つ選んでください)</p> <p>1) 湖・水辺に親しめるようになるので 2) 湖に遊びに行くことができるようになるので 3) 散歩や軽い運動、湖岸・水辺の利用などができるようになるので 4) 将来いつでも利用できるようになるので 5) 自分の親類や友人など、他の人にとっていいことなので 6) 自分の子孫を含め、将来の世代にとっていいことなので 7) 湖の環境がよくなること自体がいいことなので 8) その他()</p>				

【補足】 質問数、頁数を少なくする。質問を見やすくする。

【アンケート調査票の対比 2（支払意思額の確認：仮定した状況の説明）】

記載例	
	<p>ここからは仮定の質問です。別紙の事業説明資料をよくお読みになったうえでお答え下さい。</p> <p>実際にはこのような事業は税金によって実施されますが、ここでは事業の効果を金額に置きかえて評価するために、<u>仮に事業が税金ではなく、各世帯から「負担金」をあつめて行われるような仕組みがあったとしたら、</u>という場合を想像してお答えください。</p>
○状況説明文書に負担金についての説明が記載されない。	<p>【状況 A】 整備を行わない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水際が崖地状で危険です。安全に水辺に親しむ場所がありません。  <p>※状況 A、B の詳細については別紙の事業説明資料をご確認ください。</p> <p>補足事項</p> <p>これから先の質問に示す金額は、事業の効果を評価するための仮定であり、<u>実際にこのような仕組みが考えられているものではありません</u>。また、<u>この回答をもって税金の値上げを行うことも一切ありません</u>。</p>
○仮定の話であることを強調。	<p>【状況 B】 整備を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水際に護岸や、水辺へとつながる管理用通路を整備することにより、水辺に安全に近づきやすくなり、水辺に親しむことができます。 
	<p>質問にお答えいただきありがとうございました。 以上で仮定の質問はおわりです。</p>
X	<p>ここからは仮定の質問です。別紙の事業説明資料をよくお読みになったうえでお答え下さい。</p> <p>実際にはこのような事業は税金によって実施されますが、ここでは事業の効果を金額に置きかえて評価するために、<u>仮に事業が税金ではなく、各世帯から「負担金」をあつめて行われるような仕組みがあったとしたら、</u>という場合を想像してお答えください。</p>
X	<p>【状況 A】 整備を行わない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●説明資料の事業は行われず、現状のままで。 ●あなたの世帯に負担金は生じません。 <p>【状況 B】 整備を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●説明資料の事業が行われ、○○の水辺環境が改善されます。 ●あなたの世帯から負担金が必要です。 <p>×状況説明文書に負担金についての説明が記載されている。</p> <p>質問にお答えいただきありがとうございました。 以上で仮定の質問はおわりです。</p>

【補足】事業説明資料（別紙）の参照を促す。状況説明の表中では負担金について不記載。

【アンケート調査票の対比 3（支払意思額の確認：多段階二項選択方式）】

記載例			
<input checked="" type="checkbox"/> 住んでいる間、負担しつづける旨を記載している。	<p>問。次の(1)～(7)に、状況Bの負担金の額を具体的に示します。あなたはそれについて、状況Aと状況Bのどちらかが望ましいかをお考え頂き、望ましいと思う方の番号を○で囲んで下さい。なお、負担金はこの地域にお住いの間、負担してだくこととなり、この分だけあなたの世帯で使うことのできるお金が減ることをぶんに念頭においてお答え下さい。また、負担金はこの事業の実施と維持のためにのみ使われ、他の目的にはいっさい使われないものとします。</p> <p>(1)状況Bの負担金が世帯あたり毎月50円（年間あたり600円） 1)支払わない（状況Aがよい） 2)支払う（状況Bがよい）</p> <p>(2)状況Bの負担金が世帯あたり毎月100円（年間あたり1,200円） 1)支払わない（状況Aがよい） 2)支払う（状況Bがよい）</p> <p>(3)状況Bの負担金が世帯あたり毎月200円（年間あたり2,400円） 1)支払わない（状況Aがよい） 2)支払う（状況Bがよい）</p> <p>(4)状況Bの負担金が世帯あたり毎月500円（年間あたり6,000円） 1)支払わない（状況Aがよい） 2)支払う（状況Bがよい）</p> <p>(5)状況Bの負担金が世帯あたり毎月1,000円（年間あたり12,000円） 1)支払わない（状況Aがよい） 2)支払う（状況Bがよい）</p> <p>(6)状況Bの負担金が世帯あたり毎月2,000円（年間あたり24,000円） 1)支払わない（状況Aがよい） 2)支払う（状況Bがよい）</p> <p>(7)状況Bの負担金が世帯あたり毎月5,000円（年間あたり60,000円） 1)支払わない（状況Aがよい） 2)支払う（状況Bがよい）</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての支払意思額に対して回答させている。 <input checked="" type="checkbox"/> 年間総額を記載している。	
	<p>問。次の①～⑨に状況Bのように〇〇川「□□地区」の整備が行われた場合の負担金の額を示しますので、あなたはどれが望ましいと思うかを考え、望ましいと思う金額の番号を1つだけ選び○で囲んでください。</p>		
	<p>① 負担金の額に関わらず負担したくない。 ② 1世帯あたりの負担金の額が毎月100円であれば負担してもよい。 ③ 1世帯あたりの負担金の額が毎月200円であれば負担してもよい。 ④ 1世帯あたりの負担金の額が毎月500円であれば負担してもよい。 ⑤ 1世帯あたりの負担金の額が毎月1,000円であれば負担してもよい。 ⑥ 1世帯あたりの負担金の額が毎月2,000円であれば負担してもよい。 ⑦ 1世帯あたりの負担金の額が毎月5,000円であれば負担してもよい。 ⑧ 1世帯あたりの負担金の額が毎月7,000円であれば負担してもよい。 ⑨ 1世帯あたりの負担金の額が毎月10,000円であれば負担してもよい。</p>		
	<p>※上記設問で①の「負担したくない」を選んだ方は問Xへ、②～⑧の「負担してもよい」を選んだ方は問Yへお進みください。⑨の「負担してもよい」を選んだ方は以下のご回答へお答えください。</p>		
	<p>あなたの家族が負担してもよいと考える毎月または毎年の最高金額をご記入ください。 毎月 円 （毎年 円）</p>		
	<input checked="" type="checkbox"/> 最大提示額はWTPに影響を与える。 <input checked="" type="checkbox"/> 最大提示額範囲を超える金額を確認している。		
	<input checked="" type="checkbox"/> 住んでいる間、負担しつづける旨を記載していない。		
	<input checked="" type="checkbox"/> 年間総額を記載していない。		

【補足】全部の質問に答えさせる。最小、最大額の設定。年間総額提示。

【協力依頼文書】

記載例	
○	<p>○○川環境整備事業に関するアンケート調査への ご協力のお願い</p> <p>平成○年○月 ○○○ (調査主体名)</p> <p>謹啓 時下、みなさまがたにおかれましてはますますご健勝のことと存じます。 ○○○(調査主体名)では、河川を利用する人々の安全性を高め、より安心して水に親しめるように、「○○水域の河川環境整備事業」を進めています。「○○水域の河川環境整備事業」の内容につきましては、お手数ですが別紙の事業説明資料をご覧下さい。 今回のアンケート調査は、この環境整備事業の評価を、皆様方のご意見をもとにおこなうために実施するものです。この環境整備の効果が及ぶ範囲として期待される周辺地域にお住まいの方々を対象にお送りしております。 お忙しいところまことに恐れ入りますが、本アンケート調査の目的をご理解いただき、ご協力下さいますようよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>謹白</p> <p>ご記入に際して</p> <ul style="list-style-type: none"> このアンケートには、あなたの世帯の中で主な収入を得ておられる方、またはそれに準じる方（主にその配偶者）がお答え下さい。 お答えは同封の調査票に直接記入して下さい。 ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れ○月○日（月）までにご投函下さいようお願ひいたします。 <p>個人情報の取扱いについて明記している。</p> <p>個人情報の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> このアンケートは、住民基本台帳から無作為に抽出した、利根運河周辺にお住まいの世帯にお送りしております。 この調査票にご記入いただいた内容は全て統計的に処理しますので、個々の数値やご意見が公表されることはありません。 また、本調査の目的以外に使用することも決してありません。 <p>アンケート調査についてのお問い合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> 本アンケート調査について不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。 <p>国土交通省○○○局△△事務所 口口課（調査主体・部署名） 担当：○○、○○ 電話：(xx)xxxx xxxx／FAX：(xx)xxxx xxxx (電話は土・日・祝日を除く 9:30～18:00)</p>
×	<p>○○川環境整備事業に関するアンケート調査への ご協力のお願い</p> <p>平成○年○月 ○○○ (調査主体名)</p> <p>謹啓 時下、みなさまがたにおかれましてはますますご健勝のことと存じます。 ○○○(調査主体名)では、河川を利用する人々の安全性を高め、より安心して水に親しめるように、「○○水域の河川環境整備事業」を進めています。「○○水域の河川環境整備事業」の内容につきましては、お手数ですが別紙の事業説明資料をご覧下さい。 今回のアンケート調査は、この環境整備事業の評価を、皆様方のご意見をもとにおこなうために実施するものです。この環境整備の効果が及ぶ範囲として期待される周辺地域にお住まいの方々を対象にお送りしております。 お忙しいところまことに恐れ入りますが、本アンケート調査の目的をご理解いただき、ご協力下さいますようよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>×個人情報の取り扱いについて明記していない。</p> <p>ご記入に際して</p> <ul style="list-style-type: none"> このアンケートには、あなたの世帯の中で主な収入を得ておられる方、またはそれに準じる方（主にその配偶者）がお答え下さい。 お答えは同封の調査票に直接記入して下さい。 ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れ○月○日（月）までにご投函下さいようお願ひいたします。 <p>×調査委託先が記載されている。</p> <p>アンケート調査についてのお問い合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> 本アンケート調査について不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。 <p>国土交通省○○○局△△事務所 口口課（調査主体・部署名） 担当：○○、○○ 電話：(xx)xxxx xxxx／FAX：(xx)xxxx xxxx (電話は土・日・祝日を除く 9:30～18:00)</p> <p>【調査委託先】株式会社○○○○コンサルタント ○○部○○室 電話：(xx)xxxx xxxx／FAX：(xx)xxxx xxxx</p>

【補足】目的を記載、個人情報の取り扱いを明記、調査委託先の不記載。

《参考》 WEB アンケート調査票ひな形

①アンケート依頼文等

必須

大和川の河川環境整備に関するアンケート調査のご協力のお願い 大和川の水環境整備について

平素は、大和川の河川事業にご協力いただき、ありがとうございます。

国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所では、「遊べる大和川」、「生きものにやさしい大和川」、「地域で育む大和川」を目指し、大和川や佐保川の水質改善に取り組んでいます。

このアンケート調査は、大和川やその支川で進めている水質改善の取り組みについて、流域の皆様の关心を把握することを目的として実施するものであり、本取り組みによる効果が及ぶ範囲として期待される周辺地域にお住まいの皆様にお願いしております。

ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、本アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようよろしくお願ひいたします。

平成27年12月
国土交通省近畿地方整備局
大和川河川事務所

ご記入にあたって

- ・アンケートは、世帯の中で主な収入を得られている方、またはそれに準じる方（主にその配偶者）がお答えください。
- ・ご記入いただきました調査票は、12月21日（月）までに回答くださいますようお願いいたします。
- 個人情報について
- ・このアンケートは、大和川、佐保川沿川にお住まいの世帯にお送りしております。
- ・ご記入いただいた内容は全て統計的に処理しますので、個々の数値やご意見が公表されることはありません。

アンケート調査についてのお問い合わせ

アンケートに対するご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。
調査受託機関：株式会社 ○○○○○ 担当：○○
TEL：○○-○○-○○ FAX：○○-○○-○○
(受付時間は、土日・祝日を除く10時～17時)

実施主体：国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所 調査課
TEL：072-971-4087（直通） FAX：072-973-3967
(受付時間は、土日・祝日を除く10時～17時)

大和川の事業について

大和川河川事務所のホームページ
<http://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/guide/pdf/gaiyou.pdf> もしくは、ウェブ検索にて
大和川河川事務所 事業概要

次へ

《参考》 WEB アンケート調査票ひな形（つづき）

②事業説明資料

■説明資料をご覧いただき、以降の質問にご回答ください。

必須 ※以下の[画像を拡大]をクリックし、大きな画像をご覧になってからお答えください。

大和川の水環境整備について

説明資料

様々な生き物が住み、地域の人々に親しまれる大和川を取り戻すため、水質改善の取り組みを進めています。国の取り組みとしては、河川浄化施設を設置し、引き続き啓発活動や調査を行い、大和川の水質改善に努めています。

取り組みの実施状況

様々な生き物が住み、地域の人々に親しまれる大和川を取り戻すために実施している水質改善の効果について調査していきます。

大和川水環境協議会の取り組み

大和川再活性化流域で取り組むために、国土交通省、大田原市、西条町、そして大和川流域の市町村があつまり、協議会を設立しました。

取扱方式

川が本来もっている「自然作用」が多く発揮できる「河」と「湖」を再現した浄化方法です。

取り組みによる効果

取り組み前の状況

汚れや悪臭などがするため、生き物も住めず、近づきにくいくらいでした。

取り組み後の状況

水質が改善され、水にふれ、泳ぐことができる川となります。近年、下流では天然アユの産卵や仔アユが観察されています。引き続き水質の改善状況を把握していきます。

[画像を拡大]

[クリック必須]

[画像を拡大]
[クリック必須]

次八

《参考》 WEB アンケート調査票ひな形（つづき）

③-1 当該事業についての認識（認識率の確認）

Q1
必須 あなたは、説明資料に示したような取り組みが行われていることを
ご存じでしたか。
あてはまるものを1つだけお選びください。
※[画像を拡大]をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。



[画像を拡大]

- 1.知っていたし、施設を見たり活動に参加したことがある
- 2.知っていたが、施設を見たり活動に参加したことはない
- 3.知らなかつたが、取り組みには関心がある
- 4.知らなかつたし、取り組みにも関心はない

次へ

③-2 当該事業についての認識（取り組みに対する評価）

Q2
必須 説明資料に示したような取り組みについて、どのように思いますか。
1~4それについて、あてはまるものを1つだけお選びください。
(それぞれひとつだけ)
※[画像を拡大]をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。



[画像を拡大]

満足でない ← どちらとも 言えない → 満足である
(低い評価) (高い評価)

	1	2	3	4	5
1. 河川敷の利用のしやすさ ➡	<input type="radio"/>				
2. 川や水への親しみやすさ ➡	<input type="radio"/>				
3. 自然の豊かさ、川らしい景観 ➡	<input type="radio"/>				
4. 人との交流、ふれあい ➡	<input type="radio"/>				

次へ

《参考》 WEB アンケート調査票ひな形（つづき）

④-1 支払意思額の確認（仮定した状況設定の説明）

■ここからは仮の質問です。以下の説明資料をよくお読みになったうえでお答えください。

必須

「大和川水環境整備事業」は、実際には税金によって実施されていますが、ここでは事業の効果を金額に置きかえて評価するために、仮に税金ではなく、各世帯から負担金を集めて行われるような仕組みがあったとしたら、という状況を想像してみてください。
これはあくまでも『事業の効果を評価するための仮定』であり、実際にこのような仕組みが考えられているわけではありません。
また、この回答をもって税金の値上げを行うこともありません。

※以下の[画像を拡大]をクリックし、大きな画像をご覧になってからお答えください。

状況A（実施前のイメージ）	状況B（実施後のイメージ）
<ul style="list-style-type: none">・ 大和川の水質をきれいにする取り組みは実施されません。・ あなたの世帯の負担金はありません。  <p>汚れ、悪臭などがする川</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 大和川の水質をきれいにする取り組みが行われます。・ 水にふれ、泳ぐことができる川に再生されます。・ あなたの世帯からの負担金が必要です（今の地域にお住まいの間、負担する必要があるとします）。   <p>水にふれ、泳ぐことができる川。</p>

これらの取り組みを実施するのであれば、あなたは毎月いくらの負担金を支払ってよいと思いませんか。 <次ページに進んでください>

[画像を拡大]
[クリック必須]

次へ

《参考》 WEB アンケート調査票ひな形（つづき）

④-2 支払意思額の確認（支払意思額の確認）

Q3 次に、状況Bの負担金の額を具体的に示します。
必須 あなたは状況Aと状況Bのどちらが望ましいと思うかをお考え頂き、
望ましいと思う方をお選びください。なお、負担金は、この地域にお住まいの
間、負担いただくこととなり、この分だけあなたの世帯で使うことのできる
お金が減ることを、じゅうぶん念頭においてお答えください。
また、負担金はこの事業の実施と維持管理のためにのみ使われ、他の目的には
いっさい使われないものとします。
(矢印方向にそれぞれひとつだけ)


[画像を拡大]

	1. 支払わない (状況 A がよい)	2. 支払う (状況 B がよい)
1. 状況Bの負担金が世帯あたり毎月50円（年間あたり600円）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. 状況Bの負担金が世帯あたり毎月100円（年間あたり1,200円）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. 状況Bの負担金が世帯あたり毎月200円（年間あたり2,400円）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4. 状況Bの負担金が世帯あたり毎月500円（年間あたり6,000円）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5. 状況Bの負担金が世帯あたり毎月1,000円（年間あたり12,000円）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6. 状況Bの負担金が世帯あたり毎月2,000円（年間あたり24,000円）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7. 状況Bの負担金が世帯あたり毎月3,000円（年間あたり36,000円）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
8. 状況Bの負担金が世帯あたり毎月5,000円（年間あたり60,000円）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

 次へ

《参考》 WEB アンケート調査票ひな形（つづき）

⑤ 抵抗回答の確認

Q4 必須 **Q3-1で「支払わない（状況Aがよい）」とお答えの方**にお伺いします。
その理由は何ですか。もっとも近いと思うものを1つだけお選びください。
その他の場合、（ ）の中に具体的にお書きください。

- 1.取り組みは必要だと思うが、負担金を支払う価値まではないと思うから
- 2.取り組みは必要ないと思うから
- 3.負担金を集めている仕組みに反対だから
- 4.これだけの情報では判断できないから
- 5.その他（具体的にお答えください） () (回答必須)(入力制限なし)(文字数制限なし)

これで、仮定の質問は終わりです。
引き続き、残りの質問についてお答えください。

[次へ](#)

⑥無効回答の確認

Q5 必須 **Q3-1で「支払う（状況Bがよい）」とお答えの方**にお伺いします。
その理由は何ですか。あてはまるものを全てお選びください。
その他の場合、（ ）の中に具体的にお書きください。
(いくつでも)

- 1.水質が良くなるから
- 2.川や水辺で遊んだり、釣りを楽しめるようになるから
- 3.魚などの生きもののすみ場がよくなるから
- 4.人が交流できる場となり、地域の活性化に役立つから
- 5.景観がよくなるから
- 6.農業などに水が利用できるようになるから
- 7.他の世帯も支払うのであれば仕方がないと思うから
- 8.その他（具体的にお答えください） () (回答必須)(入力制限なし)(文字数制限なし)

[次へ](#)

《参考》 WEB アンケート調査票ひな形（つづき）

⑦-1 回答者属性の確認（性別）

■あなたご自身についてお伺いします。

Q6 必須 あなたの性別をお答えください。

- 1.男性
- 2.女性

次へ

⑦-2 回答者属性の確認（年齢）

Q7 必須 あなたの年齢をお答えください。

- 20歳未満
- 20代
- 30代
- 40代
- 50代
- 60代
- 70歳以上

次へ

⑦-3 回答者属性の確認（郵便番号）

Q8 必須 あなたのお住まいの郵便番号をご記入ください。
(半角数字でご記入ください)

※不明な場合、郵便番号一覧をご覧ください。

郵便番号
必須

(例) 000 - (例) 0000 <半角数字>

郵便番号一覧：大阪府 <http://www.post.japanpost.jp/cgi-bin/zipcode.php?pref=27>
郵便番号一覧：奈良県 <http://www.post.japanpost.jp/cgi-bin/zipcode.php?pref=29>

次へ

《参考》 WEB アンケート調査票ひな形（つづき）

⑧-1 その他（わかりやすさの確認）

■アンケートの内容についてお伺いします。

Q9 必須 アンケートに答える際に、分かりにくい点や答えにくい点はありましたか。
あてはまる番号を全て選んでください。
(いくつでも)

※「8.その他」の場合、内容を具体的にお書きください。

1.わかりにくい点、答えにくい点はなかった
 2.大和川の現状がどのようにになっているか分からなかった
 3.事業が実施されることにより、どのような効果があるのか分からなかった
 4.事業のために住民から負担金を集めているという想定を受け入れにくかった
 5.負担金に関する設問で支払うかどうか答えにくかった
 6.大和川に興味が無いため、答えにくかった
 7.アンケートを実施する側の反応が気になった
 8.その他 : (回答必須)(入力制限なし)(文字数制限なし)

次へ

⑧-2 その他（自由回答欄）

Q10 このアンケートや大和川のこと、水をきれいにする取り組みなどについて
ご意見やご感想がございましたら、ご自由にお書きください。

(文字数制限なし)

次へ

《参考》 WEB アンケート調査票ひな形（つづき）

⑧-3 その他（使用端末の確認）

**Q11
必須** あなたがこのアンケートを回答している端末をお答えください。

1.ノートパソコン
 2.デスクトップパソコン
 3.タブレットPC
 4.スマートフォン
 5.その他 : (回答必須)(入力制限なし)(文字数制限なし)

アンケートは以上です。
なお、本アンケートは仮想的な質問ですから、この調査の回答をもとにあなたの世帯から実際に負担金が徴収されることはありません。

次へ

⑨ アンケート終了ページ

アンケートにご回答いただき、ありがとうございました。

【公共事業に関するアンケート】の獲得ポイント

○○ポイント

閉じる

《参考》 事業説明資料（別紙）例

○水環境関連

利根運河水環境改善事業では、施策を行った場合と行わなかった場合の水質の違いを BOD 値を用いて定量的に示し、また、その BOD 値が具体的にはどのような水質状況であるかをわかりやすく示している。

<水環境における整備効果の提示例（利根運河水環境改善事業）>

利根運河の水環境改善について

■ 利根運河について

利根運河は、利根川から江戸川に至る河川で、野田市、柏市、流山市の3市の境界を8kmにわたり流れています。

この利根運河は、明治時代に舟運のために開削された運河ですが、その後、陸運が流通の主流となつたこともあり、その役目を終えました。昭和50年代以降は、首都圏へ生活用水を送るための導水路等として利用されてきました。

現在、利根運河周辺は多様な生態系が残されているため、散歩、サイクリング、釣りなどの親水（水に親しあ）活動の場としても利用されています。また、運河水辺公園周辺は、春先には花見の絶好の場所となっているなど、利根運河は周辺地域の生活に大きく密着し親しまれています。

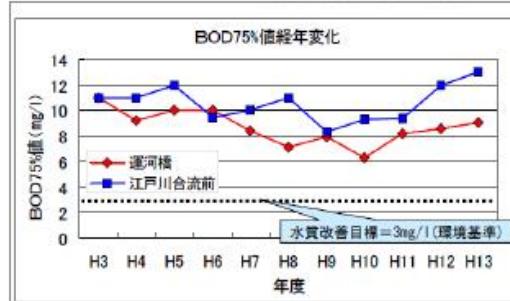


■ 水環境改善施策について

利根運河はその良好な自然環境から地域の皆様方に親しまれておりましたが、流域の市街化の進行により、生活排水等が流入し、水質汚濁の進行や良好な自然環境の喪失が懸念されてきています。

そこで、下水道整備の推進、流入小河川の水質浄化や流量の確保等を行い、**利根運河を流れる水の水質改善と水量の維持**に努め、将来にわたって、皆様方の身近な憩いの空間として望ましい環境を保全していくことを検討しております。

《参考：利根運河の水質（BOD）の経年変化》

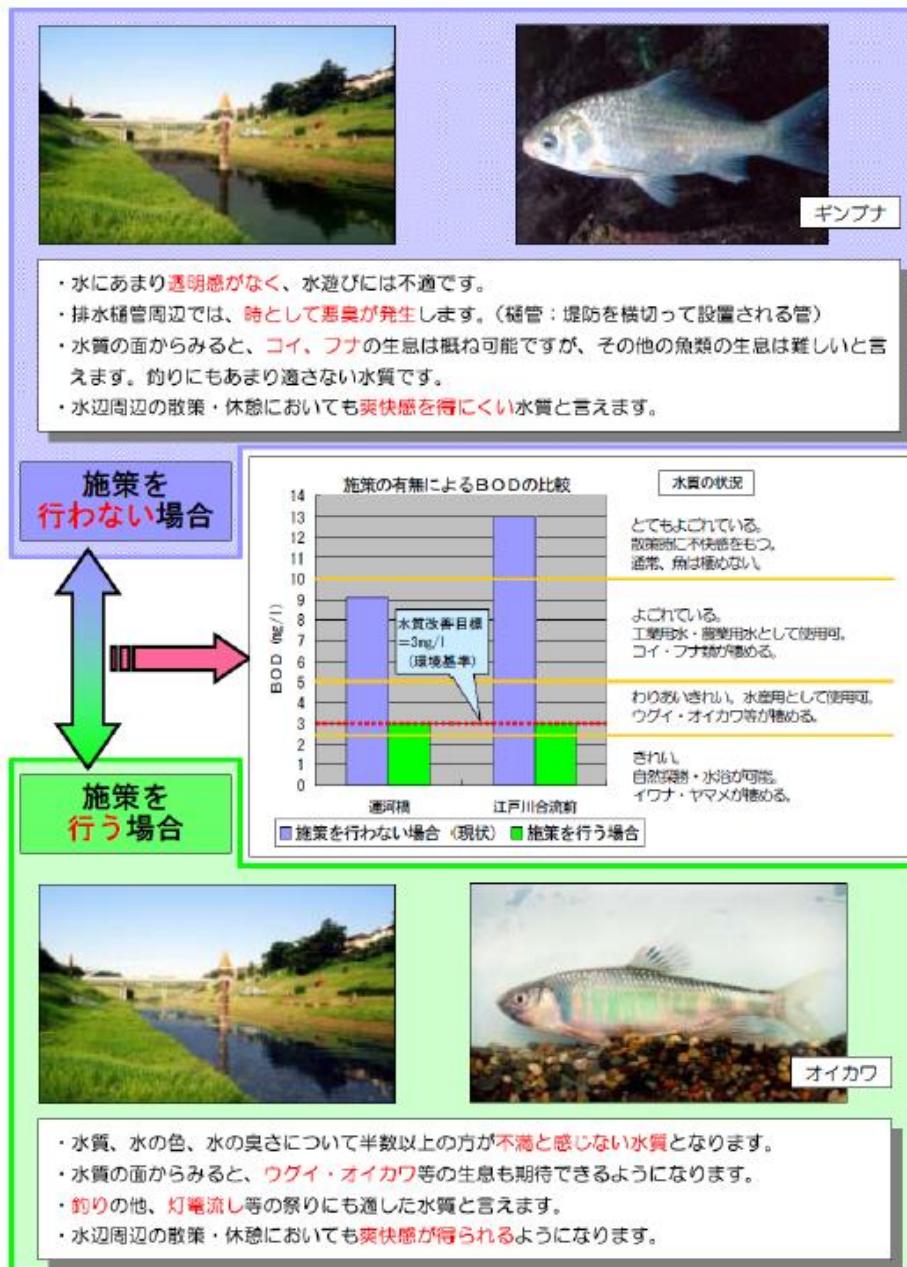


BOD : 川の汚れを測ることのできる値で、水中の微生物が有機物を分解するときに必要な酸素の量のことをいいます。数値が大きいほど汚れがひどいことを表しています。

75%値 : BOD測定値を小さな（きれいな）ものから並べたときに 75%目にあたる値（1年間に 12 回測定している場合には 9 番目の値）のことです。

<水環境における整備効果の提示例つづき（利根運河水環境改善事業）>

■ 施策を行う場合と行わない場合の利根運河の環境の比較



○自然再生関連

天塩川総合水系環境整備事業（天塩川下流地区自然再生事業）では、地区の位置づけや現在の問題点、施策を行った場合と行わなかった場合の自然環境の変化、整備後に期待される効果を写真やイラストを用いてわかりやすく示している。

<自然再生における整備効果の提示例（天塩川下流地区自然再生事業）>

天塩川下流地区自然再生事業って、どんな事業？※1

自然豊かな天塩川下流地区

天塩川は北海道の最北を流れる長さ256kmの大河川で、下流地区には旧川や湿地が多く残る雄大な自然が残されています。

天塩川の河口部近くは海水が混ざっているため、道北では珍しく冬季でも凍りにくいのが特徴です。

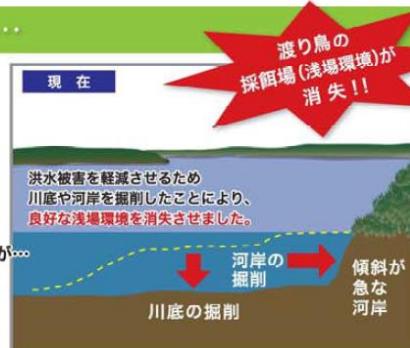
そのため、「国の天然記念物」であるオジロワシ、オオワシをはじめ、多くの鳥にとって渡りの中継地として重要な地域となっています。



天塩川河口部の北側に接する利尻礼文サロベツ国立公園には、ラムサール条約の登録湿地であるサロベツ原野があり、水鳥の生息地として特に重要な地域となっています。



そんな下流地区にも問題点が…



<自然再生における整備効果の提示例（つづき）>

自然再生事業により、失われた浅場環境を再生します

○目標：浅場環境の再生（約18ha）○



○自然再生事業により期待できる効果○

創出された浅場環境では、サケ等の魚類やヤマトシジミ等の底生動物の生息環境がひろがり、「国の天然記念物」であるオジロワシ、オオワシ等の渡り鳥が餌をとりやすい環境の回復につながります。



資料・
ホームページ
ページ

※1:【天塩川下流汽水環境整備計画】http://www.rm.hkd.mlit.go.jp/teshio_kai/kisui/pdf/kesui_keikaku01.pdf

※2:【利尻礼文サロベツ国立公園】<http://www.env.go.jp/park/rishiri/>

※3:【環境省自然環境局野生生物課】<http://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/>

※4:【天塩川水系河川整備計画】http://www.as.hkd.mlit.go.jp/teshio_kai/teshio/index.html

○水辺整備関連

庄内川総合水系環境整備事業（矢田川地区水辺整備）では、施策の実施箇所、施策を行った場合と行わなかった場合の水辺環境の変化を整備前後の同一アングルでの写真を用いてわかりやすく示し、また、整備後に具体的にどのような利用が可能なのかわかりやすく示している。

<水辺整備における整備効果の提示例（庄内川総合水系環境整備事業）>

○下記の説明資料をよくお読みになった上でお答え下さい。

矢田川の利用を推進する取組みとは？

説明資料

●矢田川ってどんな場所？

- 矢田川の河川敷には、自転車道や公園緑地が整備されており、都市部を流れる貴重な河川空間として、近隣の小中学校や幼稚園を中心に環境学習、体験活動の場としての利用の要望が多い場所となっています。

●矢田川の取組み前の状況

- 単調なコンクリート護岸の直線河道で水深が一様であるため生物相が乏しく、河岸が急勾配であるため安全に水辺へ近づくことができない状況でした。

●取組みの目的・内容

- 安全に水辺に近づけて、生物相豊かな環境学習の場として活用できるよう、階段護岸の整備や直線河道でのワンド形状（岸辺の凹み）の創出を行います。

●東区 水辺の整備
矢田川橋下流【H27完成予定】

●北区 水辺の整備
ふれあい橋下流【H22完成】

広域図

●取組み予定箇所
●取組み完了箇所

<水辺整備における整備効果の提示例（つづき）>

《取組み前の状況》



直線的で単調な流路のコンクリート護岸となっているため、水辺に近づきにくく、生物の生息環境においても流れの変化が少ないため、特に仔魚の生育には厳しい環境でした。

- ⇒ 階段などの降り口がなく、水辺を利用したい市民の利用を妨げています。
- ⇒ 直線的な河道のため、魚類等の休息場所・避難場所がなく、生物にとって厳しい生息環境となっています。

《取組み後のイメージ》



安全に水辺に近づけて、生物相豊かな環境学習の場として活用できるよう、直線河道でのワンド形状（岸辺の凹み）の創出、階段護岸の整備を行います。
(※ワンド形状の創出は北区のみ)

- ⇒ 小学校の総合学習や保育園・幼稚園の川遊び体験など、多くの子供たちに利用されています。
- ⇒ ワンド形状（岸辺の凹み）を創出したことにより、周辺の魚類の生息数は約6倍、生息種数は約2倍に向上しています。

環境学習の様子



ワンド・砂州の創出



《参考》 観光客を対象とした便益算定手法

- ・河川環境整備事業は、観光施設の周辺整備を行った場合などにおいて、周辺住民のみならず事業箇所を訪れる遠方からの観光客に対しても便益が発生する場合がある。
- ・観光客を対象とした便益としては、河川環境整備事業を実施することによって増加する利用価値および非利用価値があるとし、それらを評価する。
- ・また、観光は基本的に周遊性があることから、評価手法は CVM を基本とする。
- ・住民と観光客は来訪圏、来訪頻度や利用目的等が異なることから、観光客に対して個別にアンケート調査を実施することを基本とする。
- ・観光客を対象とした便益は、日帰り・宿泊各々の観光客の WTP に各々の観光入込客数を乗じて合計することで算出する。
- ・WTP 算出の基となるアンケート結果から適切な便益対象人数となるよう、「住民と観光客の分離」や「事業箇所を訪問する人の割合」などに関する補正を行う。

(1) 基本的な考え方

1) 観光客を対象とした便益として評価する価値

観光客を対象とした便益としては、図 2.13・表 2.28 に示す様に、河川環境整備事業を実施することによって増加する利用価値および非利用価値と非日常的利用（住民以外）を評価する。

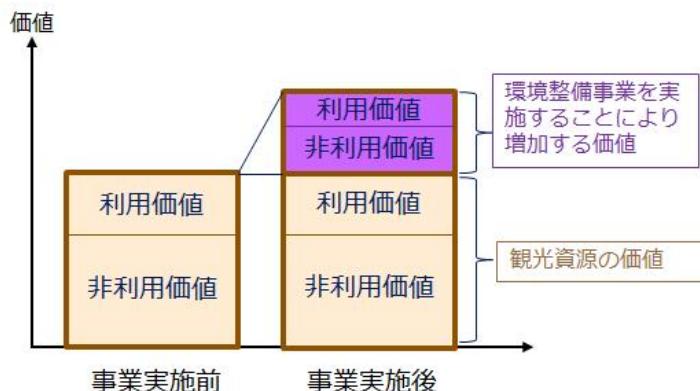


図 2.13 観光客を対象とした便益として評価する価値

表 2.28 観光客を対象とした便益として評価する対象

評価対象	利用価値		非利用価値	これまでの CVM 評価対象
	利用者	◎ (分離できない)	◎	
非日常的利用 (住民 以外)	非利用者	なし	◎	観光客を対象とした便益として追加
	利用者	○ (分離できない)		
	非利用者	なし	※	

◎ : これまでのCVM評価対象、○ : 評価可能、※ : 評価不可能（例えば、特別天然記念物の存在価値等）
評価対象 赤字 : 追加する

2) 観光客を対象とした便益の計測手法

観光は基本的に周遊性があることから、CVM を用いて便益の算定を行う。

3) 観光客を対象とした便益を見込む場合の視点

観光客を対象とした便益は、全ての事業に一律に適用するのではなく、地域の実情に合わせて観光客を対象とした便益を見込むことが妥当と考えられる事業について算出することとする。妥当性を検討するにあたっては、下記の視点を参考にするとよい。

観光客を対象とした便益を見込む場合の視点の例

- ・事業箇所に係る地方自治体等の関連計画（総合計画、都市計画、観光振興計画、かわまちづくり計画など）
- ・「観光入込客統計に関する共通基準（3-2(2)）（観光庁、H25.3 改定）」の集計対象の考え方※

※「観光入込客統計に関する共通基準」（3-2(2)）の集計対象の考え方

なお、本基準では次に掲げる要件の全てを満たすものを集計の対象とし、そのうち、行祭事・イベントについては②及び③の要件を満たすものを集計の対象として取り扱うものとする。

- ①非日常利用が多い（月 1 回以上の頻度で訪問する人数の割合が半分未満）と判断される地点であること。ただし、「訪問する頻度が高い者 = 日常利用者である」とは言い切れない地点については、本要件を満たすものとして取り扱っても差し支えない。また、観光政策上、特に重要である地点については、非日常利用割合が低くても、本要件を満たすものとして取り扱っても差し支えないが、この場合は観光地点入込客数調査における入込客数は非日常利用者の分に限る。
- ②観光入込客数が適切に把握できる地点であること。
- ③前年の観光入込客数が年間 1 万人以上、若しくは前年の特定月の観光入込客数が 5 千人以上であること。

（出典：観光入込客統計に関する共通基準（観光庁、H25.3 改定））

(2) 観光客を対象とした便益の算出

観光客を対象とした便益は、以下の式により年間便益を算出する。なお、記載の事項以外の部分は前述の便益算定手法に準じて行うものとする。

B(観光客を対象とした便益)

$$= WTP[\text{支払意思額}] \times \text{観光入込客数[年間]}$$

なお、観光客については、日帰り観光客と宿泊観光客では一般的に統計上区分されていることから、それぞれ区分して算出することが望ましく、その場合は、以下の通りとなる。

B(観光客を対象とした便益)

$$= WTP_{\text{日帰り}}[\text{支払意思額}] \times \text{観光入込客数(日帰り・補正後)[年間]}$$

$$+ WTP_{\text{宿泊}}[\text{支払意思額}] \times \text{観光入込客数(宿泊・補正後)[年間]}$$

以下、WTPと観光入込客数の算出等について考え方を示す。

i) WTPの調査方法

WTPの算出にあたっては、調査手法や調査時期を適切に設定したうえで調査を実施する必要がある。以下の①調査手法、②調査時期等を踏まえ、適切に実施することとする。

なお、観光客を対象としたアンケートは、住民対象のアンケートとは支払意思額の考え方方が異なるとともに、訪問目的や宿泊の有無等の詳細な回答者属性を確認する必要があることから、住民対象のアンケートとは一部異なる形式にする必要がある。例えば、観光客の支払意思額の設定にあたっては、仮定条件の説明を「滞在期間中の1人1日あたりの支払意思額」とし、宿泊観光客対象の1泊2日あたり〇〇円を併記するなどにより支払意思額の仮定条件を回答者に正確に理解して頂く工夫を行うことが有効と考えられる。

アンケート調査票例を《参考》として掲載しているので参考にされたい。

①調査手法

観光客を対象とした便益を適切に把握するためには、実際に訪れた観光客を対象にアンケート調査を行うことが重要である。そのため、当該事業箇所を訪問した観光客を対象に対面アンケートによる着地点調査を実施することを基本とする。

なお、本アンケートが観光利用の価値(観光資源の利用価値)のみを評価するのではなく、河川環境整備事業により、観光資源としての価値の增加分を評価するという目的を回答者に理解して頂くことが重要である。また、便益算出の考え方として、個人または

家計（世帯）の効用の変化分を貨幣換算したものとして捉えるものであるため、観光客を対象とする場合には個人が自由に使うことのできるお金が減少することを回答者に正しく理解して頂くことが重要である。

必要標本数は、住民対象アンケートと同じ 300 票を目標とするが、WTP の代表性を確保するため、有効回答数は日帰りと宿泊それぞれ 300 票、計 600 票を目標にする。

実際に来訪した観光客対象の対面アンケートで宿泊者の有効回答数 300 票を確保することが困難な場合は、宿泊施設等で対面アンケート調査等を実施することで標本数を補完してもよい。その際には、事業箇所を訪問した観光客を対象とするなど、適切な配慮を行うこととする。

②調査時期

季節毎に観光客数の大きな変化が見られないことが既存資料や宿泊施設、各旅行業者等へのヒアリング等で明らかな場合は、調査を行いやすい時期にアンケート調査を実施し、その結果をもとに年間を代表する WTP として算出する。

季節変動がある場合は、アンケート調査の実施は、ピーク期など適切な時期・回数等を検討した上で実施することとする。

ii) WTP の算出方法

WTP 算出に際しては、日帰り観光客と宿泊観光客は、その区分を別にすることが望ましい。なお、①の算出にあたっては、②～⑤による補正を行う。

① 日帰り・宿泊の区分毎の算出

日帰り観光客と宿泊観光客では一般的に統計上区分がなされており、受益者の属性、支払意思額等についても異なる可能性があることから、それぞれに対してアンケート調査を実施し、その結果に基づいて属性に関する補正を行った上で日帰り観光客と宿泊観光客の WTP を別に算出することが望ましい。

②子供の分離

CVM は、支払額の分だけ個人が自由に使うことの出来るお金が減少することを回答者が正しく理解していることを前提とした分析手法であるため、これらの理解が難しいと考えられる子供は WTP の算出対象から除外する¹⁾。

③住民と観光客の分離

観光客に対する適切な WTP を把握するため、アンケート調査票の集計結果を基に住民対象の受益範囲の観光客を除外する等により重複を除外することを基本とする。

④旅行目的の分離

観光目的の利用者のみを有効回答とするために旅行の目的等を把握し、観光目的以外（業務など）の利用者を除外することが必要となる。

⑤訪日外国人の分離

訪日外国人については、現時点ではアンケート調査の対象には含まない。

以上に留意し、アンケート調査・集計を行い、日帰りと宿泊観光客のそれぞれの WTP を算出する。

なお、アンケート結果より抵抗回答・無効回答を除いた有効回答に基づき滞在期間中の 1 人 1 日あたりの WTP を算出する。

¹ 子供の定義については、「労働基準法第 56 条：使用者は、児童が満 15 歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了するまで、これを使用してはならない。」という考え方がある。

iii) 観光入込客数の設定

(i) 観光入込客数算出の事前準備

市町村の観光入込客統計等の適切な資料を使用して観光入込客数を設定する。

便益計算においては、事業の効果を把握する上での適切な観光入込客数を設定することが重要であり、(ii) の考え方などにより観光入込客数に対して適切な補正を行う。

※事業箇所が観光客実数を把握できる場合は実数を用いても良い。

この場合、単年度実数では特異な値である可能性があるため、数年間の平均値等を使用することが望ましい。なお、この場合は、アンケート調査票において「滞在期間中の1人1日あたりの支払意思額」ではなく、「当該箇所に来訪する毎の1人1回あたりの支払意思額」とするなどして適切なWTPを把握することが重要である。

(ii) 観光入込客数の補正

① 日帰り・宿泊の区分毎の把握

観光入込客数については、日帰り観光客と宿泊観光客それぞれについて人数を把握する。

②子供の分離

子供の標本はWTPの算定対象外としており、観光入込客数に対して補正を行う必要がある。そのため、アンケート調査票に旅行人数と大人と子供の割合を確認する設問を設け、アンケート調査結果より観光客に占める大人と子供の割合を算出し、観光入込客数に対してこの割合を乗じることなどにより、適切な便益対象人数を設定する。

③住民と観光客の分離

観光入込客数において事業箇所の周辺住民が含まれている可能性があるため、アンケート調査結果などにより来訪者に占める住民以外の割合を算出し、観光入込客統計等の観光客数に対してこの割合を乗じるなどにより、適切な便益対象人数を設定する。

④旅行目的の分離

観光入込客数において観光目的以外の訪問者が含まれている可能性があるため、アンケート調査結果などにより来訪者に占める観光目的以外の人の割合を算出し、観光入込客統計等の観光客数に対してこの割合を乗じるなどにより、適切な便益対象人数を設定する。

⑤訪日外国人の分離

訪日外国人については、現時点では便益計算の対象には含まない。事業箇所の観光客実数を把握できる場合は、訪日外国人が含まれる可能性があるため、訪日外国人の割合を乗じることなどにより、適切な便益対象人数を設定する。

⑥事業箇所を訪問する人の割合

観光入込客統計には事業箇所を訪問しない人数が含まれている。このため、事業箇所の観光客実数が不明な場合は、発地点調査や周辺の観光関連施設での補足調査を行い、事業箇所を訪問する割合（事業実施前で現在観光客が来訪していない場合などは「来訪したい割合」）を算出し、観光入込客統計の観光客数に対してこの割合を乗じる等などにより、適切な便益対象人数を設定する。

⑦観光客数の季節変動の把握

既往資料や統計から事業箇所周辺の観光客の季節変動を把握し、冬季に施設閉鎖で観光施設が利用できない等、時期により事業箇所の利用がないことが明らかな場合は、便益の集計対象から当該時期の観光客数を除外する等、観光客数の季節変動を考慮の上、適切な便益対象人数を設定する。既往資料より観光客の季節変動が不明な場合は、補足調査を実施し季節変動を把握する。

《参考》 アンケート依頼文ひな形

○○川の河川環境整備事業に関するアンケート調査への
ご協力のお願い

平成〇年〇月
○〇〇（調査主体名）

観光客の皆様へ

○〇〇（調査主体名）では、河川を利用する人々の安全性を高め、より安心して水に親しめるように、「○○水系の河川環境整備事業」を進めています。「○○水系の河川環境整備事業」の内容につきましては、お手数ですが別紙の事業説明資料をご覧下さい。

今回のアンケート調査は、この河川環境整備事業の評価を○○を訪れた観光客の皆様を対象に実施しております。

観光の途中でまことに恐れ入りますが、本アンケート調査の目的をご理解いただき、ご協力下さいますようよろしくお願い申し上げます。

謹白

ご記入に際して

- お答えは別紙のアンケート用紙に直接ご記入ください。
- このアンケートには、あなたの世帯の中で主な収入を得ておられる方、またはそれに準じる方（主にその配偶者）がお答え下さい。

（以下の斜線部分は後日、○○の理由により郵送にて返信を行う場合）

- アンケート用紙や返信用封筒にお名前やご住所等のご記入は不要です。
- ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れ〇月〇日（月）までにご投函下さるようお願いいたします。

個人情報の取扱いについて

- この調査票にご記入いただいた内容は全て統計的に処理しますので、個々の数値やご意見が公表されることはありません。
- また、本調査の目的以外に使用することも決してありません。

アンケート調査についてのお問い合わせ

- 本アンケート調査について不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

国土交通省○〇〇局△△事務所 □□課（調査主体・部署名）
担当：〇〇、〇〇

電話：(xx)xxxx-xxxx／FAX：(xx)xxxx-xxxx
(電話は土・日・祝日を除く〇〇:〇〇～〇〇:〇〇)

《参考》 アンケート調査票の構成例

アンケート調査票の構成としては、以下の様な構成が考えられます。

ここでは、事業箇所の周辺住民を対象としたアンケートと異なる箇所を波線で示しています。

次頁以降に観光客を対象としたアンケート独自の設問例を示します。必要な質問を抽出・修正してご使用ください。

----- 《質問の例》 -----

依頼文、説明資料（別資料）

①調査対象水域との関わり

- ・訪れる目的

②当該事業についての認識

- ・事業の効果、効果対象の認識

【新規事業箇所評価、再評価】

- ・事業実施前の利用状況
- ・事業実施後の利用希望

【事後評価】

- ・事業実施前の利用状況
- ・実施後の効果確認

③支払意思額の確認

- ・仮定した状況設定の説明

（状況 A、B の説明、負担金等支払の説明）

- ・支払意思額の確認

（多段階二項選択方式：最小、最大提示額の設定、7～8

段階の質問 金額に関する質問は滞在期間中の1人1日あたりの支払意思額

- ・抵抗回答の把握

- ・回答者の理解の確認

④回答者の属性等

- ・性別

- ・年代

- ・職業

・居住地区[県名、市町村名、（海外の場合）国名]

・旅行の目的[ビジネス、観光、その他]

・滞在日数（日帰り・宿泊）

・旅行の人数（うち、子供の人数）

⑤その他

- ・わかりづらい点の確認

- ・自由回答欄

《参考》 アンケート調査票の質問内容例（つづき）

支払意思額の確認

下記説明文に必要な追加・修正をしてご使用ください。また、必要な質問を抽出・修正してご使用ください。

- ・仮定した状況設定の説明
(状況 A、B の説明、負担金等支払の説明)

----- 《説明例》 -----

【重要】ここからは、仮定の質問です。別紙の事業説明資料をよくお読みになったうえでお答え下さい。

実際には、このような事業は税金によって実施されています。

ここでは事業の効果を金額に置き換えて評価するために、仮に事業が税金ではなく、負担金を集めて事業が行われるという以下のような仕組みがあるとしたら、という状況を想像してください。

【負担金を集めて事業を実施する仕組み】

状況 A : 【事業を実施しない場合】

- ・<写真>
- ・説明資料の事業は実施されず、(目的)がないままとなります。
- ・あなたの負担金はありません。

《以下の内容にご留意ください》

- ・問 7～問 9 につきましては、事業の効果を、金銭的に評価する際のデータを得ることを目的としてご質問をさせていただくものです。
- ・実際に、回答金額をご負担するような仕組みが考えられているわけではありません。また回答をもとに、実際に負担金を徴収することは一切ありません。
- ・事業を実施する場合の負担金は、将来にわたって維持・管理していく費用として、あなたが1人1日あたり〇〇周辺に滞在の間、負担していただくという仮定でご回答ください。
- ・負担金は事業の実施と維持管理のためにのみ使われ、他の目的にはいっさい使われないとします。

《参考》 アンケート調査票の質問内容例（つづき）

・支払意思額の確認

(多段階二項選択方式：最小、最大提示額の設定、7～8段階の質問)

《質問例》

次の（1）～（7）に、この事業を実施する場合の負担金の額を具体的に示しますので、全ての質問に対してそれぞれ「支払わない（状況 A がよい）」か「支払う（状況 B がよい）」のいずれかを選択して下さい。

なお、負担金は 1 人 1 日あたり〇〇周辺（■■市町村）に滞在の間、負担していただくこととなり、この分だけあなたが使うことのできるお金が減ることを、じゅうぶん念頭においてお答え下さい。また、負担金は事業の実施と維持管理のためにのみ使われ、他の目的にはいつさい使われないとします。

（1）この取組を実施するための負担金が 1 人 1 日あたり 50 円（1 泊 2 日で 100 円）の場合

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1) 支払わない（状況 A がよい） | 2) 支払う（状況 B がよい） |
|--------------------|------------------|

（2）この取組を実施するための負担金が 1 人 1 日あたり 100 円（1 泊 2 日で 200 円）の場合

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1) 支払わない（状況 A がよい） | 2) 支払う（状況 B がよい） |
|--------------------|------------------|

（3）この取組を実施するための負担金が 1 人 1 日あたり 200 円（1 泊 2 日で 400 円）の場合

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1) 支払わない（状況 A がよい） | 2) 支払う（状況 B がよい） |
|--------------------|------------------|

（4）この取組を実施するための負担金が 1 人 1 日あたり 500 円（1 泊 2 日で 1,000 円）の場合

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1) 支払わない（状況 A がよい） | 2) 支払う（状況 B がよい） |
|--------------------|------------------|

（5）この取組を実施するための負担金が 1 人 1 日あたり 1,000 円（1 泊 2 日で 2,000 円）の場合

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1) 支払わない（状況 A がよい） | 2) 支払う（状況 B がよい） |
|--------------------|------------------|

（6）この取組を実施するための負担金が 1 人 1 日あたり 2,000 円（1 泊 2 日で 4,000 円）の場合

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1) 支払わない（状況 A がよい） | 2) 支払う（状況 B がよい） |
|--------------------|------------------|

（7）この取組を実施するための負担金が 1 人 1 日あたり 5,000 円（1 泊 2 日で 10,000 円）の場合

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1) 支払わない（状況 A がよい） | 2) 支払う（状況 B がよい） |
|--------------------|------------------|

《参考》 アンケート調査票の質問内容例（つづき）

⑤回答者の属性等

必要な質問を抽出・修正してご使用ください。

- ・居住地区[県名、市町村名、(海外の場合)国名]

《質問例》

あなたのお住いはどこですか。国内にお住いであれば都道府県名、海外であれば国名をご記入ください。また、この調査実施県にお住まいの場合は市町村名をご記入ください。

国内の場合 海外の場合 (国名 :)

都道府県名 ()

市町村名 ()

- ・旅行の目的[ビジネス、観光、その他]

《質問例》

今回の旅行の主要な目的を1つ選択して下さい。

1) ビジネス 2) 観光

3) その他 ()

- ・滞在日数(日帰り・宿泊)

《質問例》

今回の旅行は日帰りですか、宿泊ですか。※それぞれ1つだけ

1) 日帰り 2) 宿泊

- ・旅行人数(うち、子供の人数)

《質問例》

あなたも含めて、何人での旅行ですか。※15歳未満の子供や乳幼児も含む

() 人 →そのうち、15歳未満の子供の人数 () 人

アンケートは以上です。なお、繰り返しになりますが、支払意思額の確認に対する質問はあくまでも仮の質問であり、この調査の回答をもとにあなたから実際に負担金を徴収することは決してございません。

ご協力いただき、誠にありがとうございました。

第3編 TCMによる評価

■第3編の構成

3-1 基本的な考え方

TCMとはどのような手法であるかを説明している。

3-2 TCMの特徴と制約

TCMの特徴と制約を明示している。

3-3 TCMの実施手順

TCMの実施手順について示している。

3-1 基本的な考え方

- TCM とは、評価対象とする環境を享受するために発生する旅行費用を用いて環境の財の便益を計測する方法である。

TCM とは、環境の財の便益を享受するために個人が支払ってもよいと考える旅行費用で計測する手法である。このとき、旅行費用と訪問者数や「訪問率」の関係を表す「需要曲線」が非常に重要となる。

TCM はレクリエーションサイト一般の評価に多く用いられる手法であり、河川環境も社会生活の面からはレクリエーションサイトに大きく関わることから本冊子では以下「レクリエーションサイト」という表現を用いている。

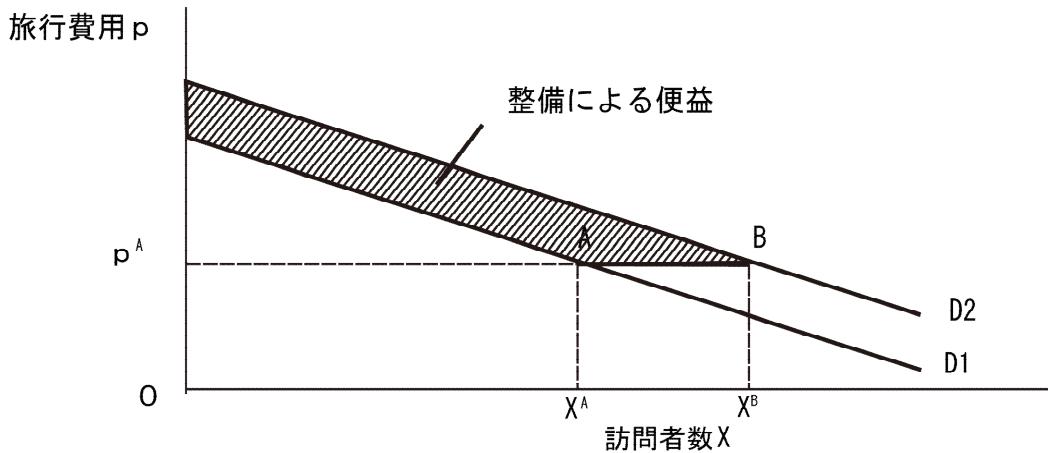
図 3. 1 の i) では環境の整備によって需要曲線がシフトし、その差分（消費者余剰の差分）で便益が計測できることを表している。

図 3. 1 の ii) は既存のレクリエーションサイトの便益を計測する際の考え方を示している。

計測の際に用いられるデータには、大別して実際の行動に基づく RP (Revealed Preference : 顕示選好) データと、アンケート等で仮想の状況に対する被験者の選好の意思を把握する SP (Stated Preference : 表明選好) データがある。これまでの実務的な TCM 調査で主として用いられてきたのは RP データであり、その意味で TCM は実務的には事後評価によく用いられる方法であると言ってよい。将来予測はアンケートによるか、または別途予測により算出することができる。

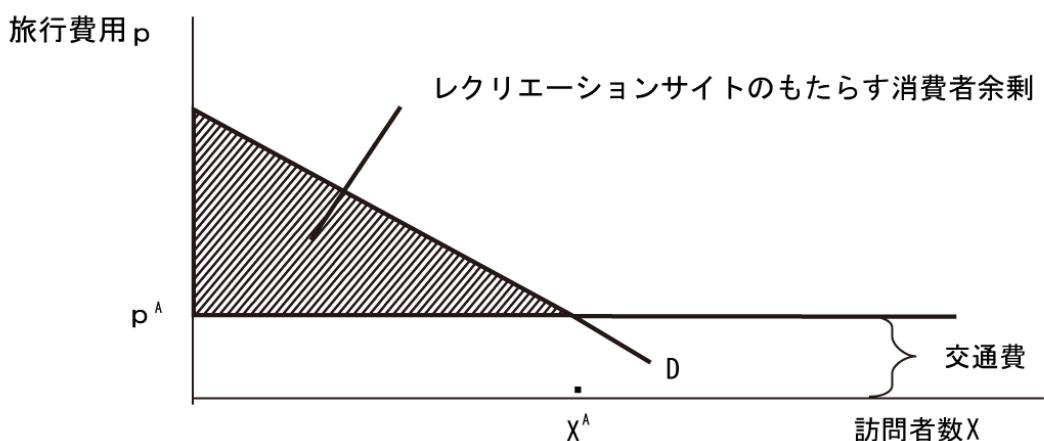
森杉 (1997) によれば、TCM の考え方は 1947 年に Hotelling によって初めて示され、Wood and Trice (1958) や Clowson and Knetsch (1966) によって屋外のレクリエーション・サービスという環境の財への適用がなされた。

i) 環境整備の評価



注) 整備によって環境の財の便益が増大し、需要曲線が D1 から D2 にシフトする（より高いお金を支払っても訪問したい人が増える。具体的には、需要曲線が D1 の状態では旅行費用 p^A のとき X^A 人しか来ないが需要曲線が D2 にシフトすれば同じ p^A を支払っても来るという人が X^B 人まで増加する。すべての価格帯で同様の現象が起こっている）。このため、整備による便益は D1 と D2 に挟まれた部分の面積によって求められる。なお、 p^A は対象とする環境の財への実際の旅行費用であり、支払意思額がこれを超える部分が消費者余剰である。

ii) 既存レクリエーションサイトの評価



注) 入場無料のレクリエーションサイトについて需要曲線 D が得られたとする。当サイトへの旅行費用は現実には交通費のみ（図中 p^A ）であるため、 p^A 以上の旅行費用を支払っても w 訪問する人数が把握できれば、その仮想的な支払金額の合計値（図中斜線部分）が消費者余剰となる。

図 3. 1 消費者余剰に基づく便益の定義（非市場財の場合）

- TCM には地域旅行費用法と個人旅行費用法があり、前者はモデルの安定性が優れており、後者は操作性が高い。

TCM については、分析対象地域をゾーンに分割し、ゾーンごとの集計データに基づいて分析する ZTCM (Zone Travel Cost Method : 地域旅行費用法) と、個人の行動パターンに着目する非集計タイプの ITCM (Individual Travel Cost Method : 個人旅行費用法) が開発されている。

モデルの安定性の面では ZTCM の方が優れているが、近年では、移転可能性が高いなどの操作性に勝る ITCM を用いる例も見られ始めた。本冊子では適用例の多い ZTCM を中心に記述する。

3-2 TCM の特徴と制約

- TCM は直観的に理解しやすいが、適用にあたってはいくつかの制約がある。

消費者余剰の概念を用いる TCM は、直感的に分かりやすい便益計測の手法であるが、いくつかの制約が指摘されている。主なものとしては以下が挙げられる。

【複数目的旅行者の取扱い】

複数目的旅行者において、当該レクリエーションサイトへの旅行が主目的である場合は、ホームベース・トリップ（目的地が 1 か所であるようなトリップ）、従目的である場合はノン・ホームベース・トリップ（目的地が複数あるトリップ）として扱うのが望ましい。すなわち、旅行費用の算定において、ホームベース・トリップの場合は居住地との往復費用、ノン・ホームベース・トリップの場合は前後の場所との移動費用を計測することになる。なお、着地点調査ではレクリエーションサイトに来る前と後の場所を追加的に質問すればよいが、発地点調査でこのようなトリップ調査を行った場合には、仮定の質問となるため回答の信頼性は着地点調査に比較して相対的に低くなることに留意することが必要である。

【長期滞在者の取扱い】

複数目的旅行者と同様の取扱いであるが、滞在地が確定しているので、発地点調査でも分析可能である。

【代替施設の取扱い】

研究レベルでは、代替施設を考慮したモデルの構築が試みられているが、実務レベルへの適用は今後の検討課題である。

【子供¹の取扱い】

法律で労働が禁じられている年少者（日本の場合は0～14歳）については、労働の機会が基本的には存在しない（労働基準法第56条：使用者は、児童が満15歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了するまで、これを使用してはならない。）ことから、本マニュアルにおいては、15歳未満を子供として扱い、時間価値の算定上、子供の時間価値をゼロとみなしている。

【移動中に発生する旅行費用以外の費用等】

これについても諸説あるが、一般的には交通費以外の出費は便益の算定から除外する。なぜならば、移動中に発生する旅行費用以外の費用は主に飲食等であるが、これらは対象とするレクリエーションサイトへのトリップを行わない場合でも発生する費用であるためである。

このほかにも、TCMには次のような課題が指摘されていることに注意する必要がある。

- ①トリップの周遊特性を考慮していない（全てのトリップをホームベーストリップ、すなわち目的地を1カ所と想定している）ため、過大評価になる。
- ②評価対象のレクリエーションサイトに関する情報量の違いが、全体の評価を大きく左右する。
- ③遠隔地からの訪問者の数の微小変動が、全体の評価に大きな影響を与える。
- ④得られたデータの範囲を越えて需要曲線を推定し、かつ訪問需要がゼロになるような非現実的なアクセス費用を扱わなければならない。
- ⑤非利用価値が評価できない。

3-3 TCMの実施手順

(1) 既存統計等を利用する場合の手順

1) TCMの構成

- ・ TCMの調査（ZTCMの場合）では、便益の及ぶ範囲を複数のゾーンに区分し、各ゾーンからの訪問率と旅行費用を把握して需要曲線を推定し、便益を計測する。

TCM の調査実施手順 (ZTCM の場合 : 以下では、TCM と表現する。) を図 3. 2 に示す。まず評価対象とするレクリエーションサイトがもたらす便益の及ぶ範囲を想定し、これを評価対象となったレクリエーションサイトへの旅行費用がほぼ同じ地域をまとめるなどしていくつかのゾーンに区分する。次に、既存資料等を参考に各ゾーンから評価対象となったレクリエーションサイトへの訪問率を求める。それと同時に、各ゾーンからそのレクリエーションサイトへの旅行費用について把握しておく。旅行費用と訪問率がわかれば、需要曲線を描き便益を算定することが可能となる。

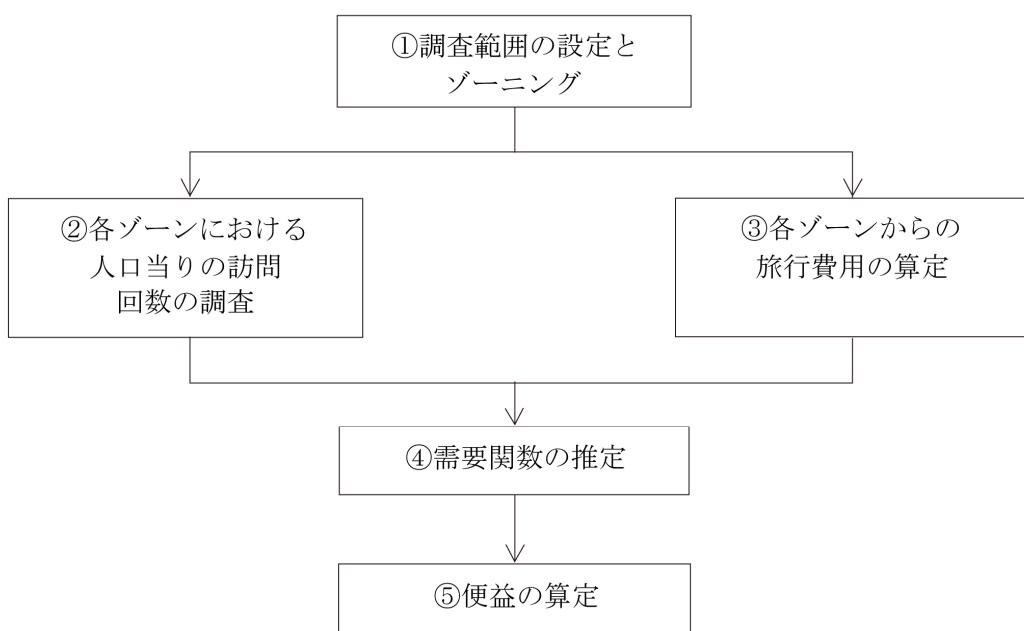


図 3. 2 TCM の実施手順

2) データの収集

TCMによって便益を評価するためには、対象となるレクリエーションサイトの利用状況すなわち発地別の利用者数を把握する必要がある。対象とするレクリエーションサイトに関して既存の利用状況調査があれば、これを用いることが望ましい。そのようなデータが存在しない場合には、既存の統計を用いるか、新たにアンケート調査を実施することが必要となる。

利用可能な既存統計としては、まず各都道府県で実施している観光動向調査が挙げられるが、これは都道府県によって調査形式が異なり、また観光地別に発地別利用者数を把握している例は少ない。河川に限れば、「河川水辺の国勢調査」に主要河川の地点別利用目的別利用者数が記載されており、調査対象河川がこの中に含まれていれば活用可能な資料となる。

3) 調査範囲の設定とゾーニング

- ・ 調査範囲は、評価対象としたレクリエーションサイトのもたらす便益が及ぶと想定される範囲とし、旅行費用がほぼ同額の地域をまとめたり、利用する訪問者調査の地域区分と整合をとるなどして複数のゾーンに区分する。

調査範囲は、基本的には評価対象とした環境財の便益が及ぶ範囲とすることはCVMの場合と変わらない。

TCMでは、旅行費用と訪問率との関係を把握することが最も重要であるため、旅行費用がほぼ同じであるような隣接した市町村や地区等をまとめ、複数のゾーンに区分することとなる。またここでは既存の訪問者データによるゾーニングと整合をとることが必要である。

各ゾーンから評価対象のレクリエーションサイトへのアクセス条件については、一般的には各ゾーンの中心地からの行程を設定し、距離、所要時間、高速料金等の諸費用を整理しておく。

表 3. 1 ゾーンからの距離と時間のまとめ（片道）

ゾーン (出発地)	行程	距離	所要時間 (時間)	高速料金等 (円)
A 市	A市中心部～○○川	X _A	t _A	h _A
B 市	B市中心部～○○川	X _B	t _B	—
C 郡	C群中心部～○○川	X _C	t _C	—
D 町	D町中心部～○○川	X _D	t _D	h _D
E 村	E村中心部～○○川	X _E	t _E	—

4) 各ゾーンからの訪問率の推定

- 各ゾーンからの訪問率は単位人口当たりの入込客数として推計する。

既存資料等に基づき、評価対象のレクリエーションサイトへの入込数を把握する。これを各ゾーンの人口で除し、ゾーン別の利用頻度を求める。このとき、期間は1年をとることが多い。

このとき利用頻度は、ゾーン別年間の単位人口（たとえば千人）当たり訪問客数となる。人口は基本的に国勢調査データを用いる。

表 3. 2 ゾーン別訪問客の推定

ゾーン	a. 年間入込客数	b. 人口	c. 利用頻度 (a/b)
A 市	n_A	P_A	n_A/P_A
B 市	n_B	P_B	n_B/P_B
C 郡	n_C	P_C	n_C/P_C
D 町	n_D	P_D	n_D/P_D
E 村	n_E	P_E	n_E/P_E

5) 各ゾーンからの旅行費用の算定

各ゾーンからレクリエーションサイトへの旅行費用は所要費用と、時間価値に所要時間を乗じて求めた時間費用との和（これを「一般化費用」と呼ぶことがある）として定義する。

その際、通常は滞在費及び滞在時間は考慮しない。

旅行費用の計算例を表3.3に示す。

時間価値の設定においては、余暇時間価値を用いるべきであるが、余暇時間価値の算定方法は、個人の価値観と活動内容により大きく異なり、現在でも研究段階にある。そのため、現時点では、労働時間価値を用いることとするが、「賃金率の算定における常用労働者数の詳細区分の考慮」「賃金率から税金部分の控除」および「就業率の考慮」等を考慮する方法を例示する（6）参照）

引き続き、適正な時間価値の設定に向けて最新の知見や事例の蓄積を進めていく必要がある。

地域によって全国値との大きな乖離が想定される場合は、地域ごとのデータを用いて設定しても構わない。なお、自動車を交通手段とする場合は最新の走行費用原単価（ガソリン消費単価、駐車料金、高速道路料金）を使用し、道路交通センサス等のデータに基づき乗者人数を考慮するものとする。

表 3.3 旅行費用の計算例

交通手段	計算方法
徒歩・自転車	所要時間 [分] × 時間価値 [円／分]
自動車	(走行距離 [km] × ガソリン消費単価 [円／km] + 駐車料金 [円] + 高速道路料金 [円]) ÷ 乗車人数 + 所要時間 [分] × 時間価値 [円／分] (道路交通センサスの調査結果等を用いて平均乗車人数や自動車燃費などを適切に設定し、人ベースの移動単価を設定すること)
電車・バス	電車・バス利用料金 [円] + 所要時間 [分] × 時間価値 [円／分]

6) 時間価値の計算例

- ・時間価値（旅行費用における1人当たりの時間価値）（円/人・分）
時間価値（旅行費用における1人当たりの時間価値）
=就業者1人あたりの時間価値×就業率
- ・就業者一人当たりの時間価値（円/人・分）
=賃金率（労働時間価値）×（1－所得税・住民税所得割）÷（1+消費税率）
- ・賃金率（労働時間価値）（円/人・分）¹²³

$$\begin{aligned} \text{賃金率} &= \frac{\text{労働者平均月間現金給与総額}}{\text{労働者平均月間実労働時間}} \\ &= \frac{\text{常用労働者A平均月間現金給与総額}}{\text{常用労働者A平均月間実労働時間}} \times \left(\begin{array}{l} \text{集計対象労働者に占める} \\ \text{常用労働者Aの割合} \end{array} \right) \\ &+ \frac{\text{常用労働者B平均月間現金給与総額}}{\text{常用労働者B平均月間実労働時間}} \times \left(\begin{array}{l} \text{集計対象労働者に占める} \\ \text{常用労働者Bの割合} \end{array} \right) \\ &+ \frac{\text{臨時労働者平均1時間あたり現金給与額}}{\text{臨時労働者平均1時間あたり現金給与額}} \times \left(\begin{array}{l} \text{集計対象労働者に占める} \\ \text{臨時労働者の割合} \end{array} \right) \end{aligned}$$

- ・就業率（15歳以上人口）

法律で労働が禁じられている年少者（日本の場合は0～14歳）については、労働の機会が基本的には存在しないことから⁴、就業率としては下記を考慮する。

$$\text{就業率} = \text{就業人口} \div 15\text{歳以上人口}$$

7) 需要曲線の推定

環境整備がもたらす消費者余剰の增加分を求めるため、需要曲線を推定する。需要曲線とは、旅行費用による需要の変化を表すものであり、具体的には旅行費用と利用頻度との関係を表す「一次需要曲線」をまず求め、これをもとにして評価対象のレクリエーションサイトについて仮想的な利用料を設定した場合の利用料と利用者数との関係を示す「二次需要曲線」を求める。

一次需要曲線は、5)で求めたゾーン別の旅行費用と4)で把握したゾーン別利用頻度との間の関係を表すものである。関数形は自由に選んで良いが、既存事例では下記のような対数関数曲線あるいはべき関数曲線が採用されている例がみられる。

¹ 常用労働者A：毎月勤労統計調査の調査対象である常用労働者数が5人以上の事業所における常用労働者

² 常用労働者B：毎月勤労統計調査特別調査の調査対象である常用労働者数が1人以上4人以下の事業所における常用労働者

³ 臨時労働者：賃金構造基本統計調査の調査対象である常用労働者数が10人以上の民営事務所および公営事務所並びに常用労働者数が5～9人の民営事務所における臨時労働者

⁴ 労働基準法第56条：使用者は、児童が満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了するまで、これを使用してはならない。

【対数関数曲線の例】

$$Y = \alpha \ln X + \beta$$

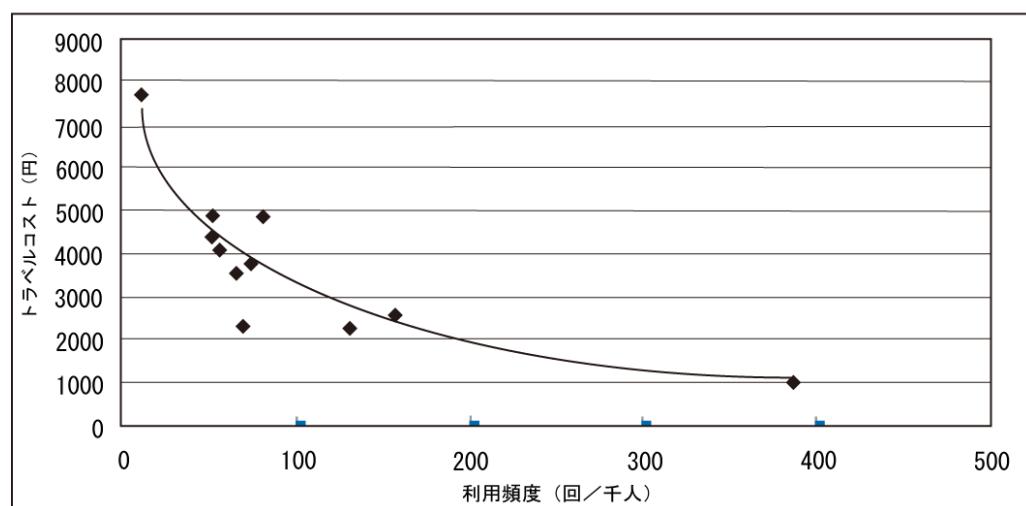
【べき関数曲線の例】

$$Y = \alpha X^\beta$$

ここで、Y：利用頻度（回／年）

X：旅行費用（円／回）

α, β ：定数



二次需要曲線は、消費者余剰を求めるために作成するものである。河川環境を享受するに当たっては、一般的には利用料等を支払う必要はないが、仮に利用料を徴収するとした場合、設定した利用料とその金額を支払う利用者数との積が消費者余剰を表すと考えられる。

この考え方に基づき、上で求めた一次需要関数の旅行費用の項に複数の仮想の利用料を代入し、各利用料に対応する利用者数を求める。具体的には、設定した利用料の金額別に、ゾーン毎利用者数を推計し、その合計値として総利用者数が求められる。

ここで重要なのは仮想の利用料の設定方法である。特に、最高額の設定には注意を要する。例えば、あまりに高額の利用料を設定することは、評価対象のレクリエーションサイト以外の旅行目的を持っている可能性があるなど、調査の主旨と整合しなくなる場合がある。このため需要関数を描くに当たっては利用者数の上位数%を裾切りするなどの方法を探ることがある。具体的には既存事例等を参考に検討をすることが必要である。

最高額以外の金額は、需要曲線を描きやすいように、適当な幅を持って設定する。

表 3. 5 需要量の設定方法（例）

地 域	夜間人口 [人]	旅行費用 [円]	各仮想料金を課した場合の総訪問回数 [回/年]				
			0 円	100 円	200 円	…	5,000 円
A	N _A	P _A	*	*	*	…	0
B	N _B	P _B	*	*	*	…	0
C	N _C	P _C	*	*	*	…	0
D	N _D	P _D	*	*	*	…	0
合 計	N		X ₀	X ₁₀₀	X ₂₀₀	…	0

注) 仮想料金の上限は、総訪問回数がほぼゼロになる金額を設定する。

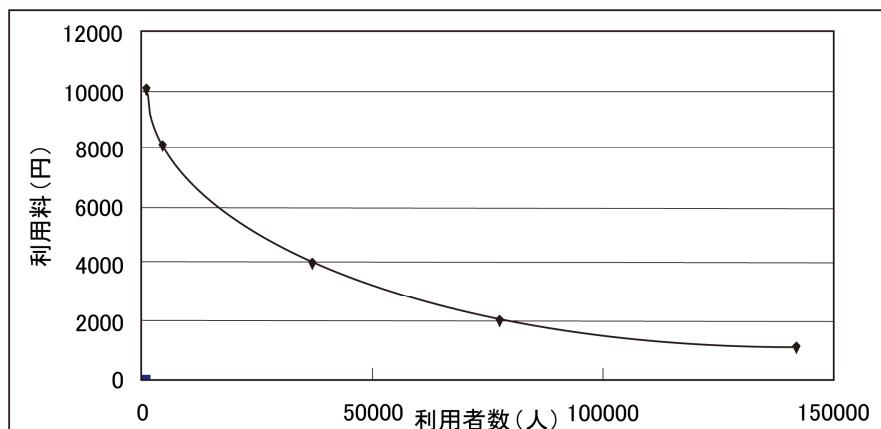


図 3. 4 二次需要曲線のイメージ

7) 消費者余剰の算定

消費者余剰は二次需要曲線の積分値として求められる。関数形が単純な場合には面積積分を行うことも考えられるが、簡易的な方法としてはグラフを直線近似して設定した仮想的な料金の区分毎の消費者余剰を把握し、その合計値として総額を求めることがよく行われる。

表 3. 6 簡易的な消費者余剰の計算方法

仮想料金の区分	計 算 式	消費者余剰
0～100 円	$0.5 \times (0+100) \times (X_0 - X_{100})$	左の計算結果
100～200 円	$0.5 \times (100+200) \times (X_{100} - X_{200})$	同上
200～300 円	$0.5 \times (200+300) \times (X_{200} - X_{300})$	同上
:	:	同上
4,500～5,000 円	$0.5 \times (4,500+5,000) \times (X_{4500} - 0)$	同上
合 計		総便益(縦合計)

事業が有りの場合と無しの場合とで、それぞれ消費者余剰を求め、その差を事業の便益とする。年便益が求められたら、社会的割引率を乗じて評価期間の累積値を求め、総便益額を算定する。

(2) アンケート調査を実施する場合の手順

利用できる既存の統計（観光動向調査、水辺の国勢調査、その他の調査報告書等）を用いることが困難な場合、アンケート調査を行ってデータを収集する方法もある。

1) アンケート調査方法の種類

- ・各ゾーンからの訪問率は単位人口当たりの入込客数として推計する。

発地点調査は、居住地において消費者の行動を調査する方法であり、一方、着地点調査は評価対象とするレクリエーションサイトにおいて調査する方法である。

発地点調査とは効果が及ぶと考えられる範囲に居住する市民に対して郵送あるいは訪問面接等を行い、評価対象のレクリエーションサイトへの訪問意志を尋ねるものである。将来的に実施するプロジェクト等についても評価が可能というメリットがある一方で、調査範囲を設定しなければならず、また一般的に着地点調査と比較してデータ収集の効率は良くない。

着地点調査は評価対象とするレクリエーションサイトにおいて来訪者に面接調査を行うものである。データ収集の効率は発地点調査より良く、来訪者の居住範囲も容易に把握することができるが、現存する環境しか評価することができず、また調査日（季節、曜日等）により結果が左右される可能性がある。

表 3. 7 発地点調査と着地点調査の特徴

	発地点調査	着地点調査
調査対象者	対象地域住民の一部	調査当日における評価対象のレクリエーションサイトへの訪問者
データ収集方法	郵送、訪問面接等によるアンケート調査	評価対象のレクリエーションサイトの場所における面接調査を実施
備考	未整備の評価対象のレクリエーションサイトに対する評価が可能	

2) 調査範囲の設定

- ・ 発地点調査の調査範囲は、基本的には効果が及ぶと考えられる地域とする。

発地点調査の場合、既存レクリエーションサイトの利用状況を参考にして、利用者の居住する範囲を含む地域に設定するのが現実的である。河川に係る利用形態別の利用圏の広さについては事前調査や直近の事業評価等既往の事例や河川水辺の国勢調査の分析結果などが参考できる。

3) サンプリング

- ・ 調査範囲から住民基本台帳等に基づき無作為抽出によってサンプリングを行う。TCM は世帯の支払意思額を扱う CVM と異なり個人の旅行費用が基本となるため、性別、年齢、職業等の個人属性に偏りがないよう留意する。

データ収集の基本的な方法は住民基本台帳からの無作為抽出である。

ここで注意すべきは、CVM が世帯の支払意思額に関する調査であったのに対し、TCM では個人の旅行費用をベースとする手法であるという点である。すなわち、単身者が 1 人で旅行する場合と 4 人家族が全員で旅行する場合とでは、世帯の全体としての旅行費用が大きく異なることなどのため、TCM では個人を単位とした調査方法をとることが多い。

サンプル抽出のデータソースとしては、可能な限り住民基本台帳を利用する望ましいが、何らかの制約によってこれが困難な場合の代替案としては、電話帳や住宅地図からの抽出も考えられる。しかしその場合には、母集団の有する特性とサンプルの特性の間にズレが生じること、データが古い可能性が高いこと等に留意しなければならない。TCMにおいては、前述のとおり個人が単位となるため、世帯主の登録が多いと考えられる電話帳からの抽出は少なからず問題がある。

4) アンケートの設計

i) 標準的な質問

アンケート調査では、回答者の住所、利用頻度、交通費を把握することが必要である。経済的な質問事項は以下のようなものとなる。

- ・評価対象のレクリエーションサイトの認識度、利用経験
- ・評価対象のレクリエーションサイトの利用頻度、主な利用目的、平均滞在時間
- ・評価対象のレクリエーションサイトまでの主な交通手段（所要時間、所要費用）
- ・評価対象のレクリエーションサイトへの平均同伴人数
- ・回答者の属性（性別、年齢、郵便番号）

なお、回答者の属性については母集団の特性を反映しているか否かのチェックを行う際に必要となるデータと需要関数の推定に用いるためのデータを収集することが目的となる。具体的には以下の項目を質問することが必要である。

- ・性 別…男女の別。
- ・年 齢…10 歳区分。
- ・郵便番号…住所を、CVM と同様に町丁目レベルで把握。レクリエーションサイトまでの所要時間と所要費用を集計データに置き換えるときに用いる。

また、質問形式としては、回答者に負担を与えないという意味で記入式より選択式の方が望ましい。アンケート票の構成は CVM の項における記述を参照されたい。

ii) 具体例

- TCM では整備の有無による訪問意思の変化を把握することがポイントとなる。

TCM 調査の質問内容のうち、「評価対象のレクリエーションサイトの利用頻度」と「評価対象のレクリエーションサイトまでの主な交通手段（所要時間、所要費用）」は特に重要である。これらについて、発地点調査と着地点調査の具体例を以下に示す。

【発地点調査における質問例】

問. あなたの家族は最近 1 年間に〇〇川に遊び（水遊び、釣り、サイクリング、ボート、散歩など）に何回行きましたか。また、〇〇川の水質が〇〇〇〇に示すように泳げるほどきれいになり、一年中悪臭も出なくなったらとしたら、その行動はどう変わりますか。以下のあてはまる番号を〇で囲み、必要な数字を記入してください。

<最近 1 年間>

1. 行った →
2. 行っていない

- 訪問回数：最近 1 年間に () 回
- 家族の同行人数：平均 () 人
- 主な交通手段：
1. 自動車、2. 電車・バス、3. その他 ()
- 上記交通手段の片道所要時間：約 () 分
- 上記交通手段の片道所要費用：約 () 円

<水質がきれいになつたら>

1. 行く →
2. 行かない

- 次回の訪問：() カ月後
- 訪問回数：今後 1 年間に () 回
- 家族の同行人数：平均 () 人
- 主な交通手段：
1. 自動車、2. 電車・バス、3. その他 ()
- 上記交通手段の片道所要時間：約 () 分
- 上記交通手段の片道所要費用：約 () 円

【着地点調査における質問例】

問. あなたは最近1年間にこの〇〇川に遊び（水遊び、釣り、サイクリング、ボート、散歩など）に何回来ましたか。また、この〇〇川の水質が〇〇〇〇に示すように泳げるほどきれいになり、一年中悪臭も出なくなったらとしたら、その行動はどう変わりますか。以下のあてはまる番号を〇で囲むか、数字を記入してください。

<最近1年間>

- ・訪問回数：最近1年間に（　）回
- ・主な交通手段：1.自動車、2.電車・バス、3.その他（　）
- ・上記交通手段の片道所要時間：約（　）分
- ・上記交通手段の片道所要費用：約（　）円

<水質がきれいになったら>

- ・訪問回数：今後1年間に（　）回
- ・主な交通手段：1.自動車、2.電車・バス、3.その他（　）
- ・上記交通手段の片道所要時間：約（　）分
- ・上記交通手段の片道所要費用：約（　）円

なお、着地点調査における訪問回数の聞き方として、年間の訪問回数ではなく訪問間隔を質問する次のような方法もある。ここで、前回（あるいは次回）の訪問との間隔がN日である場合、この人の訪問頻度は1年間に $365/N$ 日（あるいは1月間に $30/N$ 日）と計算される。

【着地点調査における訪問回数の質問例】

問. あなたは前回この〇〇川に遊び（水遊び、釣り、サイクリング、ボート、散歩など）に来たのはいつですか。次回来るのはいつ頃ですか。また、この〇〇川の水質が〇〇〇〇に示すように泳げるほどきれいになり、一年中悪臭も出なくなったらとしたら、次回来たいと思うのはいつ頃ですか。

<前回の訪問>

- ・約（　）日前

<次回の訪問>

- ・約（　）日後

<水質がきれいになった場合、次回の訪問>

- ・約（　）日後

5) 配布・回収

- ・ アンケートの主な方法には面接と郵送がある。
- ・ 着地点調査（現地面接調査）は、基本的には面接時に配布・回収する方式による。
- ・ 発地点調査は調査の特性に応じて形式を選択する。

アンケートの配布・回収には以下に示す方式がある。

着地点調査（現地面接調査）には、その場で回収する方法と後日郵送回収する2つの方法がある。前者は必要なサンプル数を確保することが容易であり、郵送コストもかからない。後者は、回答者がその場で回答することが難しい質問項目が含まれている場合などには帰宅して確認した後に記入してもらえる利点があるが、環境整備に係るTCMではそのような質問は少なく、サンプル数確保の容易さやコストの面で、前者には及ばないと考えられる。

表 3. 8 配布回収方法の特徴（再掲）

方法	特徴
郵送配布	男性（世帯主）の回答が多くなる。
訪問面接	女性の回答が多くなる。 理解度が高くなる反面、調査員のバイアスを受ける。
郵送回収	訪問回収に比べて回収率が低くなる。
訪問回収	郵送回収に比べて回収率が高くなる。 回収コストが高い。

発地点調査には郵送、訪問配布・郵送回収、郵送配布・訪問回収、訪問面接のいずれの方法も適用可能である。

アンケートの回収率が著しく低水準にとどまった場合、一般的には調査結果に対して信頼性が得られない。

郵送形式の場合、アンケート用紙の回収率を上げるために、以下のような工夫が考えられる。

- ・ 内容を分かり易く（短い文章、イラストの利用など）
- ・ 分量を少なく

回収率については地域やアンケートの内容によりバラツキが生じるので、類似調査事例等を参考に設定して配布数を決定する。

6) 調査の期間

- ・ 調査期間としては、配布と回収の間に十分な時間をとる。

郵送を伴う場合、回答者の記入のための時間をとることが必要となる。一般的には、配布と回収の間に週末（土、日）を2回挟むことが適当と言われている。発送については、遠隔地は郵送に時間がかかることが想定されるため、金曜日ではなく、木曜日に送ることが望ましい。回収の〆切については、平日に勤務する人を考慮し、日曜日ではなく、月曜日以降の平日の〆切とすることが望ましい。また、大型連休や年末年始等の連休は、不在になる人も多いので避けることが望ましい。

なお、調査時期によっては結果が変動する場合があると考えられるため、調査時期について成果に記載することが重要である。

第4編 代替法による評価

■第4編の構成

4-1 基本的な考え方

代替法とはどのような手法であるかを説明している。

4-2 代替法の特徴と制約

代替法の特徴と制約を説明している。

4-3 代替法の実施手順

代替法の実施手順を説明している。

4-1 基本的な考え方

(1) 代替法の考え方

- 代替法は、評価対象の事業と同等の便益をもたらす他の市場財の供給に必要な費用によって便益を計測する手法である。

環境の財の価値は、それが非市場財であるため市場価格によって評価することができない。代替法は、非市場財がもたらす便益を、その財と同等な便益をもたらす他の市場財（これを代替財という。代替財を供給することを、代替施策と呼ぶ場合がある）で代替し、それを供給した場合に必要となる費用によって計測する手法である。

代替法は、効用水準を維持するための支払意思額すなわち CV (Compensation Variation : 補償変分) を代理の市場で計測しようとするものであるが、評価対象財そのものの市場ではないため評価値は正確には CV とは言えず、CV の近似値として理解されるべきものといえる。

代替法は、直観的に理解しやすく、一般住民への説明も容易というメリットがある。特に、評価対象の非市場財に対して適切な代替財があり、また評価対象の非市場財の機能を代替するために必要な代替財の量が明確化できる場合には、有効な手法である。また一定の手法が確立すれば、評価者によらず安定的な計測結果を得ることができる。しかし、評価対象の非市場財を正確に代替しうる市場財が存在するケースは限られており、この代替財の選択如何で計測結果が変化することも多い。また代替財によって達成しようとする目標値を明確に設定しなければ適切な計測はできない。

(2) 代替法の種類

- 代替法の代表的な考え方には、「防止支出法」と「再生費用法」および「回避される被害額を算定する方法」の三つがある。

① 防止支出法 (Aversive Expenditure Method)

防止支出法は、環境をある水準で維持するために必要となる費用を用いて便益を計測する方法である。

たとえば、ある地域の排水が未処理の段階で水質基準を越えていた場合、基準を満たすために地域住民等が支払う水質浄化の費用（環境保全費用）が環境対策事業の便益と考えられる。

河川に係る環境整備の便益計測においては、例えば河川管理者が行う水質浄化がもたらす便益を、仮に上の例のように地域住民等が個別に行った場合に必要となる費用をもって計測することとなる。

② 再生費用法 (Replacement Cost Method)

再生費用法は、悪化した環境をもとの水準に戻すために必要となる費用を用いて便益の計測を行う手法である。

ある地域の排水が未処理の段階で水質基準を超えていた場合、そのまま放出されることで汚染された環境を評価対象事業とは別の方法で修復する費用（環境修復費用）を推計し、その値で評価対象事業の便益を計測するものである。

③ 回避される被害額を算定する方法

評価対象事業が一定の被害軽減を目的とする場合には、代替財に対する支出額に代えて、事業実施によって回避される被害額をもって事業がもたらす便益を計測することも考えられる。

回避される被害額によって便益を計測する代表的なものとして、治水経済調査マニュアル（案）が挙げられる。

4-2 代替法の特徴と制約

- 代替法は直感的に理解しやすいというメリットを有する一方で、理論面と実務面でいくつかの制約が存在し、その適用には十分な注意を要する。

代替法は考え方がわかりやすいという大きなメリットを持つ手法である。または先述のとおりある一定の評価方法が確立されれば評価者によって結果に差が出にくいという特徴がある。しかしながら、理論面と実務面でいくつかの制約があることに留意しなければならない。

まず、代替財の供給に当って必要となる費用と、評価対象事業が居住者にもたらす便益とは一致する保証はないため、代替法によって求められた便益評価額は経済学の裏付けを持たないことになる。これが理論面の制約である。

実務面では、代替財・代替施策が存在する便益しか計測できないため、水質浄化と景観整備など複数の目的を持つプロジェクトについては、それぞれの便益をもたらす代替財のコストを算定し合計することとなり、その際には便益の二重計上のチェックなどの手順が必要となる。また、環境基準の達成など明確な目標が与えられないと代替コストの算定ができず便益の計測ができないという制約がある。また当然ながら計測対象とする便益を完全に代替しうる市場財は存在しないことが多く、代替財・代替施策の選定によっては計測が不適切なものとなる可能性もある。

4-3 代替法の実施手順

(1) 代替法の種類

- 代替法では、適切な代替財・代替施策を見出す点がきわめて重要である。

代替法の第一ステップは、計測対象とする便益を明確化することである。事業によっては複数の便益（景観の改善、生態系の保全、水質浄化など）を持つものもあるので注意を要する。

次に、計測対象の便益を代替的にもたらすことができる財や施策を抽出する。

これが代替法の実施において最も重要なポイントとなる。評価対象の事業が複数の便益をもたらすことが考えられる場合には、それぞれに対応した代替財を設定する必要が生じる。

最後に、抽出した代替財・代替施策のコストを算定することにより、対象とする事業の便益を評価する。

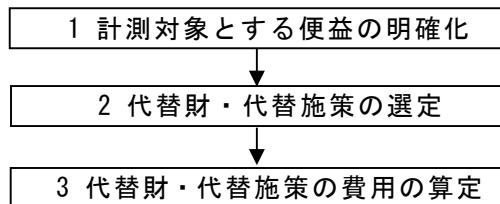


図 4.1 代替法の実施手順

(2) 各ステップにおける留意点

① 計測対象とする便益の明確化

まず評価対象とする事業の効果を可能な限り網羅的に列挙し、全体像を明確化する。その上で、適切な代替財・代替施策の設定を行う。このことにより、評価対象事業の効果のうち、便益計測しようとする部分が全体の中で占める位置づけを明らかにする。

② 代替財・代替施策の選定

適切な代替財・代替施策を選定するためには、可能な限り多くの代替財・代替施策を検討することが必要である。

評価対象事業のもたらす便益をすべて代替するような財を見出すのは一般的には困難であり、場合によっては評価対象事業の便益を内容によって区分し、それぞれに対応した代替財・代替施策を考えることが必要となる。

量・質ともに評価対象事業と同等の便益をもたらすと考えられる代替財・代替施策を列挙したら、その中で最も現実的（実施可能）かつ最も費用の少ないものを抽出する。このとき、

代替財・代替施策は必ずしも一つである必要はなく、また複数の代替財・代替施策の組み合せであってもよい。なお、複数の代替財・代替施策を組み合せるケースでは、便益の二重計上（ダブルカウント）のないよう注意する必要がある。また代替財の設定の際には、過大評価を避けるため、評価対象事業以外の機能を含まないように留意が必要である。

③ 代替財・代替施策のコスト算定

選定された代替財・代替施策のコストを算定する。その際、消費税などの税金は算定から除外すること、貨幣価値を現在価値化の基準時点にそろえて算定を行うこと等に留意する。

代替財や代替施策の内容によってコストの算定方法は異なるため、以下に例を挙げて示す。

【浚渫や導水事業による水質浄化の効果を評価するケース】

①評価の対象となる便益

上水の取水源である湖沼あるいは河川の水質を浄化するため、水質の良い水源からの導水あるいは当該湖沼の浚渫を行った場合の便益。

②評価手法

事業実施後の浄水場における処理費用の減少分として便益を把握する。一般的に、水質に対応した処理方法としては以下の方法がある。

表 4. 1 上水施設における処理方法と費用項目（例）

内容 方法	一般薬品費	特殊薬品費	汚泥処理費
生物処理	○	○	○
粒状活性炭	○	○	○
粉末活性炭	○	○	○
急速ろ過	○	×	○
塩素消毒	○	×	×

【既設高度処理施設の便益を評価するケース】

①評価の対象となる便益

対象河川には高度処理施設と二次処理施設が設置されているが、そのうち高度処理施設の便益を対象として評価。

②代替事業

二次処理施設は現況のままとし、高度処理施設の機能を代替しうる施策との組み合わせで評価。

表 4. 2 高度処理施設＋二次処理施設の代替施設案（例）

ケース	考え方	施設の内容
1	高度処理の代わりに河川浄化	礁間接触酸化施設＋二次処理施設
2	高度処理の代わりに下水道整備 区域における個別処理	合併浄化槽の設置＋二次処理施設

③事業費の算定

現状の BOD 値を代替ケースで実現するためのコストを積算。

第5編 用語集

オプション価値

現在は利用されていないが、将来的には利用される可能性があると想定し、それを残しておくことの価値。例えば、ある離島に今すぐ訪れる事はないが、将来訪れる可能性があるので、その離島を残しておきたいと考える人がいるならば、その離島はオプション価値を持つことになる。オプション価値には、将来のレクリエーション利用、将来の遺伝子資源利用なども含まれる。

キャピタリゼーション仮説

株、土地、などの財のもたらすフローの利益や、あるいは、逆に税などのフローのコストが、ストックとしての価格に転化することをキャピタリゼーションと呼ぶ。そして、環境質改善や社会資本の整備によって、各年に得られる収益(フローとしての便益)が増加することにより、その価値が収益を高め、土地の資産価値である地価を上昇させるといった便益が資本化するという仮説をキャピタリゼーション仮説という。

決定係数

重相関係数の2乗。寄与率とも呼ばれる。独立変数(説明変数)が従属変数(被説明変数)のどれくらいを説明できるかを表す。この値が低いということは、得られた重回帰式の予測能力が低いことを意味する。

重相関係数

事実上、観測値と予測値の相関係数であり、Rで表される($0 \leq R \leq 1$)。もし、重回帰式による予測が完全ならば $R=1$ になる)。

消費者余剰 (CS : Consumers Surplus)

所得を一定にしたとき、その財を全く購入しないよりは、その価格で財を購入してもよいと思う価格の総和から、実際に支払った額を差し引いたもの。

多重共線性

相関分析を行う際に選択する変数の中に、独立でないもの(例えば変数A、Bとその合計値 $C=A+B$)が含まれていること。言い換えれば、独立変数間に相関の高いものが混ざっていること。

中央値

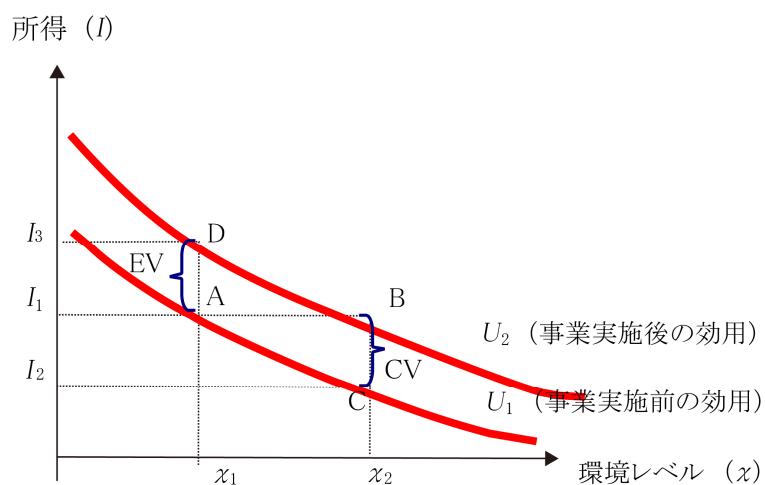
メディアン (median) ともいう。n 個のデータを大きさ順に並べたときのその真ん中の値であり、n が奇数のとき $(n+1)/2$ 番目が中央値、n が偶数のときは $n/2$ 番目と $n/2+1$ 番目の 2 つの値をさらに平均する。いちじるしく歪んだ分布には中央値のほうが平均値より代表値としての一般的な概念をよりよく示す。

TCM (Travel Cost Method : 旅行費用法)

評価対象とする環境を享受するために発生する旅行費用を用いて環境の財の便益を計測する方法。レクリエーションサイト一般の評価に多く用いられる。旅行費用と訪問者数や訪問率の関係を表す需要曲線が重要となる。

等価変分 (EV: Equivalent Variation)・補償変分 (CV: Compensating Variation)

環境変化に伴う家計（消費者）の効用水準（満足度）を、貨幣価値で計測する際の捉え方のこと。例えば、事業による環境改善によって環境レベルが x_1 から x_2 へと増加し、消費者の状態が A (x_1, I_1) から B (x_2, I_1) に変化したとする (I_1 は所得を示し、ここでは事業実施前後で一定とする)。このとき、消費者の効用水準は、 U_1 から U_2 に上昇している。



この効用水準の上昇を貨幣価値に換算するときの考え方がある。まず、A と同じ効用水準である C (x_2, I_2) の状態から、B の状態になるために必要な金額 ($I_1 - I_2$) で捉える方法があり、これを補償変分 (Compensating Variation : CV) という。

また、A の状態から、B と同じ効用水準である D (x_1, I_3) の状態になるために必要な金額で捉えることもできる。これ ($I_3 - I_1$) を等価変分 (Equivalent Variation : EV) という。

バイアス

調査手法等が結果に与えるゆがみのこと。

非利用価値

利用価値に対比されるもので、非利用価値は、利用価値とは異なり明確な利用形態が存在しない。主なものに存在価値 (existence value) がある。未来永劫、全く利用することのないものに対して、その財そのものがもつ固有の価値を存在価値という。例えば、ある動物が絶滅の危機に瀕しており、その動物を救うための基金をまったくその動物とは無関係と思われる人々に依頼した場合、その人々からも、いくらかの資金が集まるであろうし、また、シロナガスクジラが大海で泳いでいるという事実を知るだけで、安堵感を覚える人々もいるであろう。

部分均衡・一般均衡

一般に、ある財の取り引き量や、支出・収入額が変わると、他の全ての財（人間の物質的・精神的欲求をみたすもの）に影響が及ぶ。例えば、ある財に対する支出が増加すると、他の財への予算が減り、購買可能量が変わる。このような影響について、特定の財に分析対象を絞って、それに対する市場のみを分析する方法を「部分均衡アプローチ」と呼ぶ。一方、前述の影響について、特定の市場だけを取り上げるのではなく、多くの市場を同時に考慮したアプローチを、「一般均衡アプローチ」と呼ぶ。

ヘドニック法

投資の便益がすべて土地に帰着するというキャピタリゼーション仮説に基づき、住宅価格や地価のデータから、地価関数を推定し、事業実施に伴う地価上昇を推計することにより、社会資本整備による便益を評価する方法。

便益

便益とは、「公共投資に起因して経済社会に生じる変化が社会的に望ましいものであるときに、その変化を数量的に計測して貨幣単位に換算して表示したもの」と定義できる。このような便益については、様々なものがあるが、既存の生活指標や経済指標において、豊かさや環境を評価することが試みられている。

補償変分 (CV)

等価変分・補償変分を参照。

利用価値

利用価値は、直接的利用価値、間接的利用価値、そしてオプション価値（別掲）に区分される。直接的利用価値は、消費可能な生産物として得られる価値であり、例えば木材生産、食料生産などが含まれる。間接的利用価値は、消費的な利用はできないものの、間接的に利用され

ることで得られる価値である。例えば、レクリエーション利用の場合、利用によって森林は消費されて消滅してしまうことはないが、訪問者は森林を間接的に利用してレクリエーションを楽しんでいることから、森林は間接的な利用価値を持っていることになる。

■引用文献

- 足立恭一郎（2000）：消費者の有機農業評価-生存分析（Kaplan-Meier 法）による試論的考察-, 農業総合研究, 第 54 卷第 2 号
- Arrow, K., Solow, R., Portney, P. R., Leamer, E. E., Radner, R. and Schuman, H. (1993) : Report of the NOAA Panel on Contingent Valuation, Federal Register, Vol.58, No.10
- 浅野耕太・児玉剛史: CVM における代表値の選択, 農村計画論文集, 2000
- 浅沼寿和・福市健一郎・坂本洋二（2001）：CVM による支払意思額計測結果の対象事業・地域性の比較, 河川技術論文集, Vol.7, pp.447-452
- Ciriacy-Wantrup, S. V. (1947) : Capital Returns from Soilconservation Practices, Journal of Farm Economics, Vol.27, pp.1181-1196
- Desvouges, W. H., Johnson, F. R., Dunford, R. W., Boyle, K. J., Hudson, S. P. and Wilson, K. N. (1993) : Measuring Natural Resource Damages with Contingent Valuation: Tests of Validity and Reliability, In Hausman, J. A., ed., Contingent Valuation, A Critical Assessment. New York: North Holland
- Diamond, P. A. and Hausman, J. A. (1994) : Contingent Valuation: Is Some Number Better than No Number?, The Journal of Economic Perspectives, Vol.8, No.4, pp.45-64
- Diamond, P. A., Hausman, J. A., Leonard, G. K. and Denning, M. A. (1993) : Does Contingent Valuation Measure Preferences? Experimental Evidence, In Hausman, J. A., ed., Contingent Valution: A Critical Assessment. North Holland
- 土木学会編（1995）：非集計行動モデルの理論と実際, 土木学会
- 藤本高志（1996）：稻作水田がもつ環境保全機能の経済評価, 農業経済研究, 第 68 卷第 1 号, 日本農業経済学会
- Hanemann, W. M. (1984) : Welfare Evaluation in Contingent Valuation Experiments with Discrete Responses, American Journal of Agricultural Economics, Vol.66, No.3, pp.332-341
- 林英夫（2004）：郵送調査法, 関西大学出版部
- 肥田野登（1999）：環境と行政の経済評価 CVM 〈仮想市場法〉マニュアル, 効率書房
- 岩瀬広・林山泰久（1998）：CVM による幹線交通網整備がもたらすリダンダンシーの経済的評価-支払形態バイアスの検討, 土木計画学研究・論文集, No.15
- Kahneman, D. (1986) : "Comments", in Cummings, R. G., Brookshire, D. S. and Schulze, W. D., eds., Valuing Environmental Goods, an Assessment of the Contingent Valuation Method, Rowman & Allanheld
- Kahneman, D. and Knetsch, J. L. (1992) : Valuing Public Goods —The Purchase of Moral

Satisfaction-, Journal of Environmental Economics and Management, 22(1),
pp.57-70

栗山浩一 (1993) : 公共事業と環境の価値 CVM ガイドブック, 効率書房

Mitchell, R. C. and Carson, R. T. : (1989) : Using Surveys to Value Public Goods: The
Contingent Valuation Method, Resources for the Future

森杉壽芳 (1997) : 社会資本整備の便益評価, 効率書房

大洞久住・大野栄治 (2003) : CVM における支払単位の違いによる WTP の変化, 土木計画
学研究・講演集, No.28

大野栄治 (2000) : 環境経済評価の実務, 効率書房, pp.83-104

大野栄治・林山泰久・森杉壽芳・中島一憲(2009):干潟・ブナ林の生物多様性維持機能の経済
評価 : CVM によるアプローチ, 地球環境, Vol.14 (2)

大谷悟・岩瀬広, 深澤典宏・池内幸司 (2000) : 河川事業への CVM の適用に関する一考察, 河
川技術に関する論文集, Vol.6

Randall, A., Ives, B. and Eastman, C. (1974) : Bidding Games for Valuation Aesthetic
Environmental Improvements, Journal of Environmental Economics and
Management, Vol.1, pp.132-149

Rowe, R., D'Arge, R. C. and Brookshire, D. S. (1980) : An Experiment on the Economics
Value of Visibility, Journal of Environmental Economics and Management, Vol.7,
pp.1-19

新保輝幸 (2005) : 水系に対する汚染物質流入量削減の CVM による経済評価-水質保全対策
事業を事例として-, 農林業問題研究, 第 158 号

Small, K. A. and Rosen, H. S. (1981) : Applied Welfare Economics with Discrete Choice
Models, Econometrica, Vol.49, pp.105-129

鈴木武 (2000) : CVM における評価考慮範囲の影響分析, 土木学会論文集, No.657/VII-16

竹内憲司 (1999) : 環境評価の政策利用 CVM とトライベルコスト法の有効性, 効率書房

Takeuchi, K. and Ueta, K. (1996) : Another Scope Test on Nonuse Value of Shimanto River,
Working Paper, 39, Kyoto University

寺脇拓 (1998) : 都市近郊農業の外部経済効果の計測-二段階二肢選択 CVM における WTP
のノンパラメトリック推定-, 農業経済研究, 第 69 卷第 4 号

寺脇拓 (2001) : 二段階二肢選択 CVM における提示額数・配布部数の選択, 2001 年度日本
農業経済学会論文集

鷺田豊明 (1999) : 環境評価入門, 効率書房

